

昭和十五年五月二十七日第三種郵便物認可

國民精神總動員

人口問題研究

第一卷 第七號

昭和十五年十月刊行

出産力調査速報特輯號

出産力調査結果の概説……………岡崎文規

彙報

初婚者所得調査の施行——人口問題研究所研究報告會
 國民體力法の施行に關する諸法令の公布——昭和十五年關東州國勢調査施行規則の公布
 ——労働者災害扶助法施行令その他の一部改正——總力戰研究所の創立——國土計畫設
 定要綱の發表及地方計畫要綱——國民體力審議會の母性及乳幼児體力向上方策に對する
 答申——厚生省職業部の勞務資源調査——昭和十四年十二月末現在の關東州戶口統計——
 昭和十四年十二月末現在滿洲帝國戶口統計——大獨逸の總人口——獨逸に於ける官吏
 俸給令第一四條(子供手當としての割増俸)の改正——米國人口協會第八次年會の開催

厚生省

人口問題研究所



入	昭 和 20 年 10 月 7 日
出	" "
借	" "
返	" "
書	3184

人口問題研究

第一卷 第七號

出産力調査速報 特輯號

出産力調査結果の概説

岡崎文規

目次

- 一、序言
- 二、一夫婦當り出産兒數
- 三、婚姻持續期間別夫婦數及び出産兒數
- 四、妻の婚姻年齢階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 五、夫の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 六、妻の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 七、夫の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 八、妻の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 九、妻の初婚再婚別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一〇、一般俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一一、一般俸給生活者の内譯職業別による夫の収入階級別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一二、同一収入階級に於ける一般俸給生活者の内譯職業別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一三、農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一四、一般賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一五、一般賃銀労働者の内譯職業別による夫の収入階級別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一六、同一収入階級に於ける一般賃銀労働者の内譯職業別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一七、農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一八、農業者の耕作段別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一九、一般中小工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 二〇、農村在住商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 二一、富有階級及びカード階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 二二、妊孕期間經過後の夫婦の出生産度數分布
- 二三、夫の職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布
- 二四、一般俸給生活者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布
- 二五、一般賃銀労働者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出産力調査結果の概説

二六、一般俸給生活者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

二七、農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

二八、一般賃銀労働者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

二九、農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

三〇、農業者の耕作段別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

三一、一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

三二、農村在住商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

三三、出生序列別生産速度と生産期間別による夫婦の生産度數分布

三四、職業別による出生序列別生産速度と生産期間別による夫婦の生産度數分布

一、序 言

夫婦の再生産力を社會的及び自然的條件との關聯より見たる統計資料は、人口政策を樹立し、また其の實績を測定する基準として必要缺くべからざるものであるに拘らず、從來、我が國にはこの種の統計資料は殆んど全く存在してゐなかつた。たゞ昭和十年、東京市編纂の「家族統計」は最も信頼するに足る貴重な資料ではあるが、しかし調査地域が東京市のみに限られてゐる關係上、この調査結果に據つて地方殊に農村に於ける出産力に關しては何等の事實も知ることが出来ないし、また小學兒童の世帯について調査がなされた關係上、不妊夫婦に關しては全然調査が行はれなかつた等の缺點あるが爲めに、本研究では、本年一月二十日現在で、全國的に

出産力に關する標本的調査を実施した。調査客體を、全國的に、凡ての夫婦に及ぼすことは、言ふ迄もなく、最も望ましいことではあるが、しかしかゝる大調査は一研究所の手によつて容易になし遂げ得るものではないから、一定の地域及び一定の職業を選定して、標本的調査で満足する外なかつた。調査の方法、調査客體及び調査項目については既に「人口問題研究」第一卷第一號に記載してあるから、こゝでは再述しないが、この調査で概ね所期の統計資料を作製することが出来ると信じてゐる。

調査票は全部で一三六、六二七配布したが、蒐集せる記入済調査票は八〇、六三八である。調査員に調査票の見込數を送付せるため、現實に記入者へ配付せられた調査票數は其の見込數と一致してゐない。不完全記入の調査票及び使用し得ざる調査票を除外した爲めに、結局、有效調査票は七一、六〇六となり、記入済調査票に對する有効調査票の割合は八割九分である。尤も記入済調査票に對する有効調査票の割合は、調査客體の種類によつてそれ／＼差等があるのであつて、其の結果を示せば左の如くである。

	記入済調査票數	有效調査票數	有效率
一、一般俸給生活者	一三三九八	三、四九一	〇、二五
官吏(行政官、陸海軍々人、巡査)	五、〇二二	四、五九〇	〇、九一
小學校教員	三、六九〇	三、五二二	〇、九五
會社、銀行員	四、六九六	四、四〇一	〇、九四
二、一般賃銀労働者	一六、一四三	二、四四七	〇、一五
三、農村在住者	四三、六六五	三、七〇七	〇、八七
四、一般中小商工業主	五、五二六	四、九八一	〇、九〇
五、富有階級	八、九四	七、〇〇	〇、八八
六、カ―ド階級	二、〇〇三	一、七〇〇	〇、八五
合計	八〇、六三八	七二、〇六	〇、八九

備考 一般俸給生活者、一般賃銀労働者及び一般中小工業主とは、夫がこれ等の職業に従事する調査客體であつて、本研究所が豫め職業的に選定せるものである。農村については、選定せられたる農村を單位となし、凡ての夫婦を調査客體となせる關係上、農村在住者中には農業者の他に、俸給生活者、賃銀労働者、商工業者等各種の職業に従事する者が含まれてゐる。富有階級とは第三種所得税千圓以上を納める者である。またカード階級とは、其の調査客體を専ら東京市内に於て選定せる爲め、東京市役所に於て規定せられたる當該階級の者である。

右の結果表について有効率を見るに、一般俸給生活者の九割三分が最も高い。更に一般俸給生活者を内譯職業別に見れば、小學校教員に於ては、其の九割五分までが、調査票の記入が正確であつて、最高の有効率を示してゐる。之に亞いで會社、銀行員の有効率九割四分が高く、官吏の有効率はこれよりも稍劣つてゐて、九割一分であるが、しかし他の調査客體の有効率よりも勝れてゐる。一般賃銀労働者及び一般中小工業主に於ける有効率はいづれも九割である。之に反して農村在住者に於ける有効率は最も劣つてゐて、八割七分である。農村に於ては、正確な記入をなし得ない人が比較的にかつたことは、有り得べきこととも思はれるが、しかし富有階級に於ける有効率が農村在住者に於ける有効率に亞いで悪く、全體の平均的有效率よりも劣つてゐることは甚だ意外であつた。

次に記入済調査票は左の標準に則つて整理した。

- 一、夫又は妻の生年又は生年月不詳の調査票は除外する。
- 二、結婚年又は結婚年月不詳の調査票は除外する。
- 三、結婚年月が昭和十四年五月以降の調査票は除外する。
- 四、出生兒又は死産兒の出産年又は出産年月不詳の調査票は除外する。出生兒又は死産兒が二人以上の場合、その一兒につき出生年又は出生年月不詳の調査票につきても同じ。

出産力調査結果の概説

五、結婚年月と第一子出生年月との間隔が七箇月未満の調査票は除外する。但し第一子の出生が死産である場合には、この間隔が四箇月未満の調査票に限つて除外する。

六、再婚者が先妻との間に生れた子女を記載せる疑ひある調査票に於ては、この子女を除外する。

七、複生兒の記載ある調査票に於ては、子女数を計算する場合、これを複數のまゝ算へ、生産速度を計算する場合には單數として算へる。

八、夫婦の職業、教育程度、収入額、農業者の區別、耕作段別及び營業收益税納税額等に關し、記載が不完全であつても、之を除外しないこと。

そして右に掲げた諸種の調査事項が問題として取上げられる結果表には、「不詳」の欄を設けて、これ等の記入不完全の調査票を處置すること。

九、俸給生活者の収入階級区分は左の標準による。

- A 五〇圓未満
- B 五〇圓以上一〇〇圓未満
- C 一〇〇圓以上一五〇圓未満
- D 一五〇圓以上二〇〇圓未満
- E 二〇〇圓以上三〇〇圓未満
- F 三〇〇圓以上
- G 不詳
- 一〇、營業收益税納税額区分は左の標準による。
 - A 免稅
 - B 二五圓未満
 - C 二五圓以上五〇圓未満

D 五〇圓以上

E 不詳

一一、耕作段別區分は左の標準による。

A 五段未滿

B 五段以上一町未滿

C 一町以上二町未滿

D 二町以上三町未滿

E 三町以上

F 地主

G 不詳

一二、妻の職業は左の如く區分する。

女教員

役所、會社、銀行の事務員

女工

其他

無業

一三、妻の婚姻年齢は次の如く區分する。

一六歳未滿

一六歳

一七歳

一八歳

一九歳

二〇歳

二一歳

一二歳

一三歳

一四歳

一五歳

一六歳

一七歳

一八歳

一九歳

三〇歳

三一歳—三五歳

三六歳—四〇歳

四一歳—四五歳

四六歳以上

一四、婚姻持續期間の區分は左の如くする。

一年未滿

一年以上二年未滿

二年以上三年未滿

三年以上四年未滿

四年以上五年未滿

五年以上六年未滿

六年以上七年未滿

七年以上八年未滿

八年以上九年未滿

九年以上一〇年未滿

- 一〇年以上一一年未滿
- 一一年以上一六年未滿
- 一六年以上二二年未滿
- 二一年以上三一年未滿
- 三一年以上四一年未滿
- 四一年以上

蒐集せる調査票は内閣統計局に委嘱して整理中であつたが、この程、其の結果表が完成した。この結果表に基いてなされる特殊研究は、今後、必要に應じて随時公表されるであらうから、こゝでは概要的な記述をするに止めて置き度い。

二、一夫婦當り出産兒數

既に述べた如く、本調査の有効調査票は七一、六〇六であるから、夫婦の總數も之と同數の七一、六〇六である。これ等の夫婦が調査期日までに生産せる子女總數は二四二、三九九であつて、一夫婦當り出生兒數は三・四である。また死産兒の總數は五、三四三であるから、之を出生兒數に加へて、一夫婦當り出生兒數を計算すると三・五となる。更にまた出生兒數に對する死産兒數の割合を見るに、〇・〇二二であつて、出生兒千に付き死産兒十二の割合である。

次に一夫婦當り出生兒數及び出生兒數を夫の職業別に示せば次の第一表の如くである。

第一表 職業別による夫婦數及び出生兒數

夫婦數	出生兒數	死産兒數	一夫婦當り出生兒數	一夫婦當り出生兒數
七、〇六	二四三、九九	五、三四三	三・五	三・四
總數				

出生力調査結果の概説

一般俸給生活者	三、四九一	三〇、四三一	四七七	二・五	二・四
官吏	四、五九	一〇、五八〇	二七七	二・二	二・五
行政官	一、八八	四、〇三五	四七	二・四	二・四
陸海軍々人	一、九四一	四、四二五	三	二・五	二・五
巡査	八〇〇	一、八六〇	二七	二・四	二・五
小學校教員	三、三三一	八、八八五	一七	二・六	二・五
銀行會社員	四、四〇一	一〇、八八七	一三	二・五	二・五
農村在住俸給生活者	二、九四	八、六二九	二〇六	三・〇	三・〇
一般賃銀労働者	一、四四七	四、四三二	六〇九	三・九	三・九
工場労働者	八、五七七	三、五八二	三九	二・八	二・八
鑛山労働者	二、八八六	七、五〇一	六六	二・六	二・六
交通現業員	三、〇六四	一〇、三七八	二四	三・四	三・四
農村在住賃銀労働者	四、〇六六	三、一〇一	八一	三・五	三・三
農業者	三、三六一	七、七三四	二七三	四・三	四・三
漁業者	二、二二五	四、一〇一	六	三・六	三・六
一般中小商工業主	四、九八一	一、六六六	二四八	三・四	三・五
農村在住商工業主	三、五七	一、三三三	三三	三・三	三・三
富有階級	七九〇	三、二七七	二六	四・二	四・一
カールド階級	二、七九〇	八、二六三	一〇三	四・六	四・六

右の第一表について、先づ一夫婦當り出生兒數を見るに、カールド階級の四・六が最も多く、之に亞いで農業者の四・二、富有階級の四・一が多い。之に反して一般俸給生活者に在つては、一夫婦當り出生兒數は僅か二・四であつて、最も少く、特に官吏の二・三が最少である。同じ俸給生活者であつても、農村在住者に在つては三・〇であつて、一般俸給生活者よりは平均的に稍多くの出生兒を有つてゐる。一般俸給生活者に亞いで、一夫婦當り出生兒數の少いのは一般賃銀労働者の二・九である。賃銀労働者でも、農村在住者に在つては三・二であつて、一般賃銀労働者の場合よりも稍多い。

要するに一夫婦當り出生兒數は、最も富める富有階級、最も貧困なるカ
 ード階級及び農業者に於て最も多く、漁業者に於ける三・六は全體の平均三・
 四より稍多い。其の他の職業に於ける一夫婦當り出生兒數はいづれも全體
 の平均三・四よりも少く、殊に一般俸給生活者及び一般賃銀労働者に於け
 る一夫婦當り出生兒數は著しく少い。

次に一夫婦當り出生兒數が問題となるのであるが、出生兒數に對する死
 産兒數の割合は、既に述べた如く、極めて小さい爲めに、第一表に於て見
 られる如く、一夫婦當りの出生兒數と出生兒數との差は微小である。従つ
 て一夫婦當り出生兒數の大小を職業別に比較したから、こゝで一夫婦當り
 出生兒數の大小を職業別に説明する必要はないであらう。

しかしこれ等の數値は夫婦の實際の繁殖力を示してゐるものとは言ひ得
 ない。何故ならば凡ての夫婦の出生力は、この調査期日に終結してゐるの
 ではなくして、今後も引續き出産する能力ある夫婦も少くないからであ
 る。従つて夫婦の出生力が果して如何なる程度のものであるかを明らかに
 するには、妊孕期間經過後の夫婦について出生兒數を調べる必要がある。
 そこで妻の年齢が四十五歳以上で、そして初婚の夫婦を妊孕期間經過後の
 夫婦と看做せば、本調査に於て、これに該當する夫婦數は一八、三二〇で
 あつて、この夫婦の出生兒の總數は八五、〇七九である。故に一夫婦當り出
 生兒數は四・六四である。

次に妊孕期間經過後の夫婦數及び出生兒數を職業別に示せば次の第二表
 の如くである。

第二表 職業別による妊孕期間經過後の夫婦數及出生兒數

夫 婦 數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數
一八、三二〇	八五、〇七九	四・六四

一般俸給生活者	九五九	三、九三〇	四・一〇
官 吏	二七五	一、〇一〇	三・六七
行 政 官	一一七	四四一	三・七七
陸 海 軍 々 人	一一三	四四三	三・九二
巡 査	四五	一二六	二・八〇
小 學 校 教 員	三四五	一、五五四	四・五〇
銀 行 會 社 員	三三九	一、三六六	四・〇三
農村在住俸給生活者	五五九	二、二六八	四・〇六
一般賃銀労働者	一、六〇三	六、五六六	四・一〇
工 場 勞 働 者	九二一	三、九二〇	四・二六
鑛 山 勞 働 者	二二二	八五一	四・〇一
交 通 現 業 員	四七〇	一、七九五	三・八二
農村在住賃銀労働者	八一〇	三、五三四	四・三六
農 業 者	一〇、五四〇	五二、四八二	四・九八
漁 業 者	五一五	二、〇八三	四・〇四
一般中小工業主	一、一八三	四、九三三	四・一七
農村在住商工業主	一、三〇五	五、二二一	四・〇〇
富 有 階 級	四九三	二、二三二	四・五三
カ ー ド 階 級	三三三	一、八三〇	五・一八

右の第二表によれば、一夫婦當り出生兒數が五以上を示してゐるのは
 カード階級のみであつて、カード階級は最も多産である。之に亞いで農業
 者の四・九八、富有階級の四・五三が多く、其の他の職業に在つても、官吏
 の三・六七を除けば、いづれも一夫婦當り出生兒數は四以上である。しか
 し農村在住中小商工業主の四・〇〇が著しく少く、また漁業者の四・〇四も
 意外に少い。また一般俸給生活者では、小學校教員の四・五〇が比較的
 多いが、官吏及び銀行會社員に在つては、出生兒數は甚だ少い。本調査で
 調査客體として選定せられた官吏及び銀行會社員は専ら東京市に在住して

るものであるから、出生児数は斯くの如く少いものではなからうかとも考へられるが、農村在住俸給生活者に在つても、一夫婦當り出生児数は四・〇六といふ小さい値を示してゐるのであるから、一般に俸給生活者の出産力は弱いと言はなければならない。

更に妊孕期間経過後の夫婦について、經濟的地位別に一夫婦當り出生児數を觀察しよう。先づ俸給生活者及び賃銀労働者に於ける夫の收入階級別妊孕期間経過後の夫婦數及び出生児數を示せば第三表の如くである。收入の記入なき調査票は、一般俸給生活者に於て九、農村在住俸給生活者に於て三九、一般賃銀労働者に於て四七、農村在住賃銀労働者に於て一四八あつたが、これを除外したから、職業別夫婦數及び出生児數は第二表と第三表と符合しない。

第三表 俸給生活者及び賃銀労働者に於ける夫の收入階級別妊孕期間経過後の夫婦數及び出生児數

夫の收入階級	一般俸給生活者		農村在住俸給生活者		一般賃銀労働者		農村在住賃銀労働者		合計
	夫婦數	出生児數	夫婦數	出生児數	夫婦數	出生児數	夫婦數	出生児數	
五〇圓未満	六	二七	一一六	四六五	二五	一〇一	四四一	一、九二四	五八八
一〇〇圓以上	二二八	四・五〇	一七一	四〇一	九〇五	四〇四	二〇四	一、九二四	二、五二七
五〇圓以上	五三七	四・一〇	七〇七	四・一三	三、五四	三、九五	八七三	一、四〇八	五、六九一
一〇〇圓未満	二二二	四・一〇	九三	四・一三	五、六六	四・二八	一、四〇八	一、四〇八	八、九六
一〇〇圓以上	八七〇	三・九二	三六三	二、四八九	九五	三、八一七	三、八一七	三、八一七	三、八一七
一五〇圓未満	三九二	三・九二	三九〇	四・四〇	六三三	四・二六	四・二六	四・二六	四・二六
一五〇圓以上	三九二	三・九二	三九〇	四・四〇	六三三	四・二六	四・二六	四・二六	四・二六

出産力調査結果の概説

夫の收入階級	一般俸給生活者		農村在住俸給生活者		一般賃銀労働者		農村在住賃銀労働者		合計
	夫婦數	出生児數	夫婦數	出生児數	夫婦數	出生児數	夫婦數	出生児數	
一五〇圓以上	一四九	三・〇	五七	一	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七
二〇〇圓未満	五八四	一・三三	二四〇	八	九六五	九六五	九六五	九六五	九六五
二〇〇圓以上	三・九三	四・四三	四・二二	八・〇〇	四・〇六	四・〇六	四・〇六	四・〇六	四・〇六
二〇〇圓未満	一八三	二・九	三	一	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六
二〇〇圓以上	七三九	二・三三	一六	八	八七六	八七六	八七六	八七六	八七六
二〇〇圓未満	三・九八	四・四四	五・三三	八・〇〇	四・〇六	四・〇六	四・〇六	四・〇六	四・〇六
三〇〇圓以上	二六二	九一	一	一	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三〇〇圓未満	一、一三五	三・五五	一	一	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
三〇〇圓以上	四・二六	三・九〇	一	一	四・一九	四・一九	四・一九	四・一九	四・一九
三〇〇圓未満	四・二六	三・九〇	一	一	四・一九	四・一九	四・一九	四・一九	四・一九

第三表について、先づ第一に一般俸給生活者に於ける夫の收入階級別一夫婦當り出生児數を見るに、收入五〇圓未満の收入階級に於ける四・五〇が最も多く、收入一〇〇圓以上一五〇圓未満及び收入一五〇圓以上二〇〇圓未満の收入階級に於ける三・九二が最も少い。そしてそれ以上の收入階級に於ては、一夫婦當り出生児數は再び増加の傾向を示し、例へば收入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の收入階級では三・九八、收入三〇〇圓以上の收入階級では四・二六である。故に一般俸給生活者に在つては、收入の最も少い階級と最も多い階級に於て出産力は高く、中間の收入階級に於て出産力は低い。次に農村在住俸給生活者について見るに、收入一〇〇圓以上一五〇圓未満の階級及び收入三〇〇圓以上の階級に於ける出産力は最も低く、いづれも一夫婦當り出生児數は三・九〇である。しかし收入一〇〇圓以上一五〇圓未満の收入階級を中心にして見れば、農村在住俸給生活者に在つても、それよりも収入の少い階級及び収入の多い階級の出産力は高くなつてゐる。

次に一般賃銀労働者に於ても、また農村在住賃銀労働者に於ても、收入五〇圓以上一〇〇圓未満の收入階級の出産力は、收入五〇圓未満の收入階級

級の生産力よりは低い、大體に於て、収入が増加するに伴れて、生産力
は高まる傾向を示してゐる。

更に同一収入階級に於ける職業別一夫婦當り出生兒數を比較すれば、收
入五〇圓未満の収入階級では、一般俸給生活の四・五〇が最も多く、之に
亞いで、農村在住賃銀労働者の四・三六が多く、之に反して農村在住俸給生活
者の四・〇一が最も少い。収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、農
村在住賃銀労働者の四・二八が最も多く、之に亞いで一般俸給生活者の四・
二〇が多い。之に反して一般賃銀労働者の三・〇八は最も少い。収入一〇
〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、農村在住賃銀労働者の六・三三が最
も多く、一般賃銀労働者の四・九〇が之に亞いで多い。之に反して農村在住
俸給生活者の三・九〇が最も少い。収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入
階級については、農村在住賃銀労働者の觀察數は極めて少いから之を除外
して觀察すれば、農村在住俸給生活者の四・四三が最も多く、一般俸給生活
者の三・九二が最も少い。収入二〇〇圓以上の収入階級については、觀察
數の點から言つて、一般俸給生活者及び農村在住俸給生活者のみが問題と
なるであらうが、収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級では、農村在
住俸給生活者の生産力が高く、収入三〇〇圓以上の収入階級では、之と反
對に一般俸給生活者の生産力が高くなつてゐる。

第二に、農業者については耕作段別によつて妊孕期間經過後の夫婦數及
び出生兒數を示せば第四表の如くである。

第四表 農業者に於ける耕作段別妊孕期間經過後の
夫婦數及び出生兒數

夫 婦 數	二、二八九
出生兒數	九、八九七
一夫婦當り	四・三三
五段未満	

五段以上 一町未満	夫婦數	四、三二五
	出生兒數	一一、二八〇
	一夫婦當り	四・九二

一町以上 二町未満	夫婦數	三、〇三六
	出生兒數	一六、五九四
	一夫婦當り	五・四七

二町以上 三町未満	夫婦數	三、七三
	出生兒數	一一、二二一
	一夫婦當り	五・九六

三町以上	夫婦數	一一八
	出生兒數	七二九
	一夫婦當り	六・一八

第四表について見るに、耕作面積の多い階級ほど一夫婦當り出生兒數は
増加してゐる。即ち耕作面積五段未満の階級に在つては、一夫婦當り出生
兒數は四・三二に過ぎないが、耕作面積の増加に伴つて其の出生兒數も増
加し耕作面積三町以上の階級に在つては六・一八である。

最後に一般中小商工業主及び農村在住商工業主については、國稅營業收
益稅納稅額別によつて妊孕期間經過後の夫婦數及び出生兒數を示せば第五
表の如くである。國稅營業收益稅納稅額の記入なき調査票は、一般中小
商工業主に於て一四〇、農村在住商工業主に於て六〇六あつたが、これ
を除外したから、職業別夫婦數及び出生兒數は、第二表と第五表と符合し
ないのである。

第五表 一般中小商工業主及農村在住商工業主に於ける國稅營業收入稅納稅額別妊孕期間經過後の夫婦數及び出生兒數

免稅者	一般中小商工業主		農村在住商工業主		合計
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	
二五圓未滿	夫婦數	一五六	一七〇	三二六	
	出生兒數	六〇五	六九五	一、三〇〇	
	一夫婦當り出生兒數	三・八八	四・〇九	三・九九	
二五圓以上	夫婦數	一五三	七二	二二五	
	出生兒數	六七〇	二八一	九五一	
	一夫婦當り出生兒數	四・三八	三・九〇	四・三三	
五〇圓以上	夫婦數	六三一	七二	七〇三	
	出生兒數	二、六四七	三三六	二、九八三	
	一夫婦當り出生兒數	四・一九	四・六七	四・二四	

第五表について見るに、一般中小商工業主に在つても、また農村在住商工業主に在つても、納稅額階級の増大に應照して、一夫婦當り出生兒數が一定の傾向を辿つて變動してゐるとは考へられない。また同一納稅階級に於て、一般中小商工業主と農村在住商工業主とに於ける一夫婦當り出生兒數を比較しても、一方が常に他方よりも高いと言ふ一定の傾向を捕へることも出来ない。故に中小商工業主に於ける出生力、納稅額と密接なる關係なく、また一般中小商工業主と農村在住商工業との間にも一定の關係なきもののやうに察せられる。

尙、一般俸給生活者及び一般賃銀労働者については内譯職業別に、收入

出生力調査結果の概説

階級による妊孕期間經過後の一夫婦當り出生兒數を計算したが、觀察數が極めて少いためにこゝに掲げることが省略した。また妊孕期間經過後の夫婦について職業別及び經濟的地位別による一夫婦當り出生兒數の外に、更に婚姻年齢別、婚姻持續期間別、夫婦の教育程度別又は妻の初婚再婚別等によつて一夫婦當り出生兒數も計算しなければならないのであるが、これ等は凡て別の機會に譲ることとした。

三、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

出生力は婚姻持續期間の長短によつて差等あることは言ふまでもなく。勿論、婚姻持續期間が同一であつても、夫婦の婚姻年齢の大小又は經濟的・社會的條件は出生力に大なる影響あるものと考へられるが、暫らくこれ等の諸條件を度外視して、婚姻持續期間別に出生力の大小を觀察しよう。左の第六表は夫婦數及び出生兒數を婚姻持續期間別に示したものである。

第六表 婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	夫婦數	出生兒數	死産兒數	一夫婦當り出生兒數	一夫婦當り出生兒數
一年未滿	一、一〇六	三三六	八	〇・三	〇・三
一年	二、五四三	一、四〇四	四七	〇・六	〇・六
二年	二、九五三	二、四六九	六九	〇・九	〇・八
三年	二、九七九	三、四九五	一〇四	一・一	一・一
四年	三、一八五	四、五五一	九七	一・五	一・四
五年	三、〇三八	五、三四二	一一三	一・八	一・八
六年	二、七五〇	五、六〇七	一二五	二・一	二・〇
七年	二、五〇九	五、八一六	一一八	二・四	二・三

八 年	二,七〇七	六,八七四	一,二三	二六	二・五
九 年	二,六八九	七,三九二	一五九	二八	二・七
一〇 年	二,六六六	八,〇二九	一五九	三一	三・〇
一一一五年	二,五五五	四四,九一〇	九〇一	三六	三・六
一六二〇年	一〇,二七八	四六,〇四八	九八九	四六	四・五
二一三〇年	一一,六三六	五八,七八一	一,三五五	五二	五・一
三一四〇年	五,二六九	二七,四三三	六五六	五三	五・二
四一年以上	二,七四三	一四,〇二二	三二〇	五二	五・一
合 計	七二,六〇六	二四二,三九九	五,三四三	三五	三・四

右の第六表について、一夫婦當り出生兒數を見るに、婚姻持續期間が同一の夫婦中には婚姻年齢の異なる夫婦が混入してゐるにも拘らず、婚姻持續期間が長くなるに伴れて、一夫婦當り出生兒數は次第に増加してゐる事實を明らかに看取することが出来る。即ち婚姻持續期間一年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は〇・二であつて、五夫婦中、僅か一夫婦のみが一兒を出生するに過ぎないが、婚姻持續期間一年以上二年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は〇・六であつて、全體の夫婦の六割が一兒を有つてゐる。婚姻持續期間三年以上四年未満の夫婦に在つては、平均的に見て、凡ての夫婦が一兒以上を有つてゐる計算になる。即ち其の平均出生兒數は一・二である。婚姻持續期間六年以上七年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は二・〇であり、婚姻持續期間十年以上十一年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は三・〇である。故に婚姻年齢を暫く度外視すれば、三兒を擧げるには、平均的に見て、婚姻後十年の年月を要する計算になる。

婚姻持續期間が二十年も経過すれば、妻の婚姻年齢が二十歳であつて

も、二十年後には四十歳に達するわけであるから、極めて早婚の夫婦でない限り、懐妊力は停止されるものゝ如く想像し易いが、第六表の示す所はこの想像とは異なり、婚姻持續期間が二十年以上を経過してゐる場合に於ても、平均出生兒數は次第に増加してゐる。即ち婚姻持續期間二十一年乃至三十年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は五・一であり、婚姻持續期間三十一乃至四十年の夫婦に在つては、平均出生兒數は五・二である。たゞ婚姻持續期間が四十一年以上の夫婦に於ける平均出生兒數は五・一であつて、一を減じてゐるが、同一集團の夫婦につき、婚姻持續期間の経過を追ひつゝ、其の平均出生兒數を觀察すれば、斯くの如き不合理の結果は恐らく生じないであらう。

四、妻の婚姻年齢階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第六表では、婚姻持續期間別による夫婦の出産力を、妻の婚姻年齢、夫婦の經濟的・社會的條件等を度外視して、觀察したのであるが、更に進んでこれ等の諸條件を考慮に入れる場合、婚姻持續期間別による夫婦の出産力は如何なるものであるかを觀察しようと思ふ。そこで先づ第一に妻の婚姻年齢別に分ちて、婚姻持續期間別による夫婦の出産力を觀察するのであるが、妻の婚姻年齢が十六歳未満の者は之を一括し、十六歳以上三十歳までは毎歳別に、三十一歳以上四十五歳までは五歳階級別に、そして四十五歳以上の者は之を一括して表章することにした。因に妻の婚姻年齢不詳の者が三個あつたが、之は除外した。次の第七表は妻の婚姻年齢階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示したものである。

第七表 妻の婚姻年齢階級別による婚姻持続期間別夫婦及び出生児數

其の一

婚姻持続期間	妻の婚姻年齢	一六歳未満					一六歳					一七歳					一八歳					一九歳					
		夫婦數	出生児數	一夫當	一婦當	當數	夫婦數	出生児數	一夫當	一婦當	當數	夫婦數	出生児數	一夫當	一婦當	當數	夫婦數	出生児數	一夫當	一婦當	當數	夫婦數	出生児數	一夫當	一婦當	當數	
一年未滿	一年未滿	六	一	〇・三	〇・七	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一年	一年	一七	一〇	〇・六	〇・六	二六	二六	二一	二一	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二年	二年	二八	二二	〇・八	〇・八	三三	三三	二七	二七	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三年	三年	二四	二九	一・三	一・三	三〇	三〇	二四	二四	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
四年	四年	三七	三二	一・三	一・三	三三	三三	二七	二七	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
五年	五年	三二	三二	一・七	一・七	三九	三九	二九	二九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
六年	六年	三〇	三七	二・一	二・一	三六	三六	二八	二八	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
七年	七年	三〇	三七	二・一	二・一	三六	三六	二八	二八	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
八年	八年	二九	三七	二・六	二・六	三七	三七	二八	二八	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
九年	九年	四六	四〇	二・八	二・八	五二	五二	三九	三九	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二
一〇年	一〇年	五四	四八	二・七	二・七	六〇	六〇	四六	四六	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
一一一五年	一一一五年	三四四	一三〇	五・八	五・八	四〇	四〇	二八	二八	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
一一一二年	一一一二年	三七四	一八四	四・九	四・九	三〇	三〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一一一〇年	一一一〇年	六八八	三八四	五・六	五・六	四三	四三	三〇	三〇	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一一一〇年	一一一〇年	三五三	二二八	六・〇	六・〇	五九	五九	四三	四三	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九
一一一〇年	一一一〇年	四〇〇	二二八	五・五	五・五	三七	三七	二五	二五	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
四一年以上	四一年以上	二,五一〇	三,三〇八	四・八	四・八	三,一〇六	一,四六四	四七	四七	五,〇五九	二,三二六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
合計	合計	二,五一〇	三,三〇八	四・八	四・八	三,一〇六	一,四六四	四七	四七	五,〇五九	二,三二六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六

其の一

出生調査結果の概説

二	年	三五四	三〇〇	〇八	三七四	三三七	〇九	四〇六	三五四	二六三	〇八	二六三	三二五	〇八
三	年	三九六	四六六	一三	三八三	五〇四	一三	四三三	四三三	三七六	一三	二四六	二六三	〇八
四	年	三八二	五七八	一五	四三三	六五〇	一五	四三〇	四三〇	三六九	一五	三七一	二六三	〇八
五	年	四一六	七六三	一八	四三四	七九八	一八	四三〇	四三〇	四三〇	一八	三〇八	三九八	一五
六	年	三七五	七八〇	二一	三四八	七九八	二一	四三〇	四三〇	四三〇	二一	二〇八	四三〇	一五
七	年	三五六	八七六	二五	三五六	八五四	二五	四三〇	四三〇	四三〇	二五	一七〇	四三〇	一五
八	年	三五六	九一九	二六	三八九	一〇六八	二六	四三〇	四三〇	四三〇	二六	一七〇	四三〇	一五
九	年	三五七	一〇四五	二九	三五七	一〇三八	二九	四三〇	四三〇	四三〇	二九	一七〇	四三〇	一五
一〇	年	三九五	一一五二	三三	三五四	一〇九六	三三	四三〇	四三〇	四三〇	三三	一七〇	四三〇	一五
一一	一五年	一七五五	六六六〇	三八	一三九〇	五二七六	三八	四三〇	四三〇	四三〇	三八	一七〇	四三〇	一五
一二	一〇年	一三五六	六三四五	四七	一〇八四	四九三	四七	四三〇	四三〇	四三〇	四七	一七〇	四三〇	一五
一三	一三〇年	一三四一	七三〇七	五四	一一〇八	五五七七	五四	四三〇	四三〇	四三〇	五四	一七〇	四三〇	一五
一四	一四〇年	五七六	三〇八四	五四	四七八	二五三七	五四	四三〇	四三〇	四三〇	五四	一七〇	四三〇	一五
一五	四一年以上	二九六	一六〇四	五四	二九	九六六	五四	四三〇	四三〇	四三〇	五四	一七〇	四三〇	一五
合	計	九二一〇	三三〇七三	三五	八二三〇	二六四一八	三五	四三〇	四三〇	四三〇	三五	一〇七九	四三〇	一五

其の三

一	年	未滿	八二	二四	〇二	三七	三	〇一	三六	七	〇二	一五	二	一〇	一
二	年	一六〇	六六	〇五	九八	六〇	〇六	七二	四四	三三	〇四	四三	三	三	〇五
三	年	一九二	一六四	〇九	一三三	一〇九	〇八	七三	五五	三七	〇七	三五	三	三〇	〇九
四	年	一四三	一七七	一一	一〇一	一〇五	一〇	七三	四〇	三六	〇九	三六	三	三〇	〇九
五	年	一五七	三三三	一四	一〇八	三三	一三	七六	三三	三二	一〇	三七	三	三〇	〇九
六	年	一六四	三三三	一七	一〇一	三三	一三	七六	三三	三二	一〇	三七	三	三〇	〇九
七	年	一四三	二七三	二〇	一〇一	三三	一三	七六	三三	三二	一〇	三七	三	三〇	〇九
八	年	一九	二五七	二三	五五	一〇七	一九	六〇	三四	一六	一六	三四	三	三〇	〇九
九	年	九五	三三〇	二四	六七	一五九	二四	四七	三七	二五	一五	六〇	三	三〇	〇九

其の四

婚姻持	妻の婚	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當
九	年	101	275	2.7	50	144	2.9	55	119	2.1	55	99	1.8	50	77	1.5	50	67	1.3
一〇	年	77	196	2.5	76	236	3.0	50	107	2.1	59	91	1.8	53	133	2.4	53	58	1.1
一一	一五年	45	140	3.1	78	271	3.5	55	76	1.4	61	42	0.7	56	133	2.4	56	55	1.0
一六	一三〇年	39	127	3.2	72	255	3.5	55	75	1.4	61	42	0.7	56	133	2.4	56	55	1.0
二一	一三〇年	40	156	3.9	77	267	3.5	55	60	1.1	60	42	0.7	56	133	2.4	56	55	1.0
三一	一四〇年	18	62	3.4	80	263	3.3	55	60	1.1	60	42	0.7	56	133	2.4	56	55	1.0
四一	一年以上	5	29	5.8	46	248	5.4	50	76	1.5	61	42	0.7	56	133	2.4	56	55	1.0
合	計	282	776	2.7	282	860	3.0	282	330	1.2	282	330	1.2	282	330	1.2	282	330	1.2

婚姻持 妻の婚 夫婦數 出生兒數 一夫婦當 夫婦數 出生兒數 一夫婦當 夫婦數 出生兒數 一夫婦當 夫婦數 出生兒數 一夫婦當 夫婦數 出生兒數 一夫婦當

續期間	婚姻持	妻の婚	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當
一	年	未滿	7	1	0.1	3	1	0.3	6	1	0.2	1	0.1	8	1	0.1	8	1	0.1	
二	年		3	1	0.3	9	4	0.4	7	3	0.3	3	1	9	1	0.1	9	1	0.1	
三	年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
四	年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
五	年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
六	年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
七	年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
八	年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
九	年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
一〇	年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
一一	一五年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
一二	一三〇年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
一三	一三〇年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
一四	一四〇年		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
一五	一年以上		2	1	0.5	4	5	1.2	3	1	0.3	3	1	7	1	0.1	7	1	0.1	
合	計		282	776	2.7	282	860	3.0	282	330	1.2	282	330	1.2	282	330	1.2	282	330	1.2

出生力調査結果の概説

第七表を通覽すると、次の諸點が特に注目される。第一に、早婚の妻特に婚姻年齢十八歳以下の妻に在つては、短かき婚姻持續期間即ち婚姻後三四年間では出産力は高くない。早婚の妻は、婚姻の初期に於ては、生理的に未だ妊孕力が十分に成熟してゐない爲めであらう。然るに婚姻持續期間が長くなると、夫婦生活が妊孕可能期間の全部に互る關係上、出産力は著しく高いのである。第二に、婚姻年齢十八歳以上の妻に在つては、既に婚姻適齡期に達してゐる爲めか、早婚の妻に比較すれば、婚姻の初期に於ても出産力は稍高い。また婚姻持續期間が長期に互る妻は相當に高き出産力を示してゐるが、早婚の妻に比較すれば稍劣つてゐる。第三に、婚姻年齢が高くなると、婚姻の初期に於ても出産力は大ではない。例へば婚姻年齢二十六歳以上三十歳の妻は、婚姻當初に於ても妊孕力は旺盛でなければならぬが、婚姻の初期に於ける出産力は低い。殊に著しく晩婚の妻即ち婚姻年齢三十歳以上の妻に在つては、婚姻初期の出産力は著しく低い。また婚姻年齢の高き妻に在つては、妊孕可能期間が短かい爲め、婚姻持續期間が長期に互つても、出産力は必ずしも高くない。殊に婚姻年齢三十六歳以上の妻に於ては、この現象は特に顯著である。

右に述べた諸點を、第七表の示す事實について見るに、婚姻持續期間一年未滿の夫婦に在つては、早婚の妻例へば婚姻年齢十六歳又は十七歳の妻でも、また晩婚の妻例へば婚姻年齢三十五歳以上の妻でも、殆んど全く生産の經驗を有つてゐない。其の他の婚姻年齢に於ける妻に在つても、婚姻持續期間一年未滿では出生兒を有つものは極めて稀である。妻の婚姻年齢十九歳、二十二歳及び三十一歳乃至三十五歳の夫婦は最も多くの出生兒を有つてゐるが、それにしても一夫婦當り出生兒數は僅か〇・三であつて、十組の夫婦中三組のみが一兒を生産してゐるに過ぎないのである。是に由つ

て見れば、婚姻持續期間一年未滿に於ては、妻の婚姻年齢の大小は出産力に對して目立つほどの著しい影響はないと言はなければならぬ。婚姻持續期間一年以上二年未滿の夫婦に在つては妻の婚姻年齢二十八歳以下の夫婦では、その半數又は半數以上が一兒を生産してゐるが、妻の婚姻年齢二十八歳以上の夫婦では、その出産力は遙かに劣つてゐる。即ち妻の婚姻年齢二十九歳及び三十歳の夫婦では、いづれも十組の中で三組が一兒を生産し、妻の婚姻年齢三十六歳乃至四十歳の夫婦では、十組の中で二組のみが一兒を生産してゐる。妻の婚姻年齢がそれ以上の夫婦に在つては、全く出生兒を有つてゐないか、或は極く稀に生産する場合があるに過ぎない。

次に妻の婚姻年齢別によつて、夫婦が平均的に一兒を生産するまでの婚姻持續期間を見るに、妻の婚姻年齢十六歳の夫婦が最も早く、婚姻持續期間一年以上二年未滿で、平均的に一兒を生産してゐる。之に亞いで、妻の婚姻年齢十八歳、十九歳、二十一歳、二十二歳及び二十五歳の夫婦は、婚姻持續期間一年以上三年未滿に於て、平均的に略ぼ一兒を生産してゐる。妻の婚姻年齢十六歳未滿及び十七歳の夫婦は、婚姻持續期間三年以上四年未滿に於て、平均的に一兒を生産してゐる。然るに著しく晩婚の妻例へば婚姻年齢三十一歳以上の夫婦に在つては、平均的に一兒を生産するには相當に長き婚姻持續期間を必要とする。例へば妻の婚姻年齢三十一歳乃至三十五歳の夫婦に在つては、四年以上五年未滿の婚姻持續期間を必要とし、妻の婚姻年齢三十六歳以上の夫婦に在つては、婚姻持續期間が如何に長期に互つても、容易に平均的に一兒を生産するものではない。

次に妻の婚姻年齢別によつて、夫婦が平均的に二兒を生産するまでの婚姻持續期間を見るに、妻の婚姻年齢十七歳及び十八歳の夫婦が最も早く、

婚姻持續期間五年以上六年未満で、平均的に二兒を生産してゐる。妻の婚姻年齢十六歳及び十九歳の夫婦も、婚姻持續期間五年以上六年未満で、平均的に略ぼ二兒を生産してゐる。平均的に二兒を生産するには、妻の婚姻年齢十六歳及び二十歳乃至二十七歳の夫婦ではそれ／＼六年以上七年未満の婚姻持續期間を必要とし、妻の婚姻年齢二十九歳の夫婦では八年以上九年未満、妻の婚姻年齢二十八歳の夫婦では九年以上十年未満、妻の婚姻年齢三十歳の夫婦では十年以上十一年未満の婚姻持續期間を必要とする。妻の婚姻年齢三十一歳乃至三十五歳の夫婦に至つては、實に十六年以上二十一年未満の婚姻持續期間を必要とするのである。

更に妻の婚姻年齢別に、夫婦が平均的に三兒を生産するまでの婚姻持續期間を見るに、妻の婚姻年齢十七歳、十八歳及び二十二歳の夫婦が最も早く婚姻持續期間九年以上十年未満で、平均的に三兒を生産してゐる。妻の婚姻年齢十六歳、十九歳、二十歳及び二十一歳の夫婦も、婚姻持續期間九年以上十年未満で、平均的に略ぼ三兒を生産してゐる。平均的に三兒を生産するには、妻の婚姻年齢二十三歳及び二十六歳の夫婦に在つては十年以上十一年以下、妻の婚姻年齢二十四歳、二十五歳及び二十七歳の夫婦に在つては十一年以上十六年未満、また妻の婚姻年齢二十八歳の妻に在つては實に十六年以上二十一年未満の婚姻持續期間を必要とするのである。そして妻の婚姻年齢二十九歳以上の夫婦に在つては、婚姻持續期間が如何に長期に互つても平均的に三兒を生産することは殆んど全く無いと言つてよゝ。

要するに短かき婚姻持續期間に於ては、妻の婚姻年齢の大小を問はず、夫婦の出産力は略ぼ均等である。妻の婚姻年齢が著しく高き夫婦に在つては、婚姻持續期間が長期に互つても、出産力は大きく増大しない。妻の婚

出産力調査結果の概説

婚姻年齢が若き夫婦に在つては、婚姻持續期間が長くなるに伴つて出産力は次第に増大してゐる。特に婚姻適齡期(二十歳乃至二十三歳)の妻と婚姻せる夫婦は妻が早婚の夫婦よりも、婚姻持續期間五年乃至十年に於て、より大なる出産力を示してゐる。しかし婚姻持續期間が著しく延長される場合には、妻が早婚の夫婦は、妻が婚姻適齡期で婚姻せる夫婦よりも、出産力は却つて高くなつてゐる。例へば婚姻持續期間三十一年以上四十二年未満の夫婦について見るに、妻の婚姻年齢が十六歳未満の場合には平均出生兒數は六、妻の婚姻年齢十六歳の場合には平均出生兒數は五・九、妻の婚姻年齢十七歳の場合には平均出生兒數は六・四であるが、妻の婚姻年齢が二十歳以上に達すると、平均出生兒數は次第に減少し、妻の婚姻年齢が二十一歳八である。結局、夫婦の出産力を高めるためには、妻が早婚であることが最も望ましい。しかし婚姻持續期間二十年程度の範圍に於て、夫婦の出産力を最も大ならしむるには、妻が早婚であるよりも、寧ろ十八歳乃至二十歳で婚姻することが望ましい。

五、夫の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

一夫婦當り出生兒數は夫の職業種類及び貧富の程度によつて差等あることは、既に第二表の示す處によつて明らかである。更に夫の職業別による一夫婦當り出生兒數は、婚姻持續期間を異にするに従つて、如何なる差等あるかを觀察しようと思ふ。夫の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第八表の如くである。

第八表 夫の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

其の一

婚姻持續期間	職業	一般俸給生活者				農村在住俸給生活者				一般賃銀労働者				農村在住賃銀労働者			
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	
一年未滿		二八七	六六	0.23	五三	六	0.11	三八五	七	0.02	五九	二〇	0.33				
一年		六五三	三五七	0.55	一一一	五七	0.51	九一七	五一	0.06	一六二	八〇	0.50				
二年		八四二	七二四	0.86	一一〇	九七	0.88	八六一	六八	0.08	二〇八	一八六	0.90				
三年		八一九	九九三	1.21	一四三	一七〇	1.20	八〇一	九〇	1.11	二〇八	二二六	1.11				
四年		八三三	一,二四八	1.50	一六〇	二二七	1.42	八四二	一一〇	1.31	二五三	三四五	1.34				
五年		八一九	一,四一七	1.71	一三一	二二二	1.68	七六七	一三二	1.71	二〇三	三四〇	1.71				
六年		七三二	一,四七一	2.00	一三九	三〇二	2.17	六三八	一,二九五	2.00	一六八	三〇〇	1.78				
七年		六五八	一,四三九	2.19	一二二	二七六	2.27	五六七	一,三三三	2.19	一七三	三九三	2.27				
八年		七二八	一,七五五	2.41	一三一	三二二	2.50	五六八	一,四二二	2.41	一八二	四九〇	2.70				
九年		六四一	一,六四五	2.58	一四九	三九八	2.67	五八六	一,六一三	2.58	一七三	四四九	2.58				
一〇年		六〇四	一,六三七	2.74	一三五	三九四	2.90	五九八	一,八〇一	2.74	一六四	五一一	3.05				
一一年		二,四六八	七,八七五	3.20	五三八	一,八三七	3.40	三,〇二二	一〇,八〇三	3.20	七五六	二,七九一	3.75				
一二年		一,四三〇	五,三九〇	3.74	四〇〇	一,五八九	3.98	二,三〇五	一〇,二五二	3.74	五六八	二,六五〇	4.48				
一三—一四〇年		九〇二	三,九三六	4.37	四六四	二,〇七四	4.47	一,五六四	八,〇二六	4.37	五七八	三,一八五	5.48				
一四一年以上		七二	三七〇	5.14	一一一	五二二	4.69	四六	二四二	5.14	一六九	八七四	5.23				
合計		二二,四九一	三〇,三四一	1.35	二,九二四	八,六二九	2.95	一四,四六七	四一,四六一	2.95	四,〇八六	一三,一〇一	3.21				

其の二

婚姻持續期間	職業	農業者		漁業者		一般中小商工業主		農村在住商工業主	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		二二六	三三	一〇	七	四二	九	三六	五
一年		三八六	二二五	二八	一一	二二六	七二	八〇	五〇

二	年	五七〇	四六八	〇・八	三三	二六	〇・八	一二九	一三四	一・〇	九	六九	〇・七
三	年	五八七	六九八	一・三	三三	三五	一一	一七三	二二	一一	一一	一四二	一・三
四	年	六二八	九三三	一・五	四七	六一	一三	一八〇	三〇四	一・七	一三七	一六二	〇・七
五	年	六四二	一、一七六	一・八	三八	六一	一六	一七二	三三四	一・九	一三二	二三五	一・七
六	年	五六八	一、二三八	二・三	三三	四三	一三	二二五	四二八	二・〇	一三八	二五八	二・〇
七	年	五五五	一、三〇〇	二・五	三三	六一	二七	二〇三	五〇二	二・五	一八	二三八	二・〇
八	年	五九九	一、六七一	二・八	三三	六一	二七	二〇五	五〇八	二・五	一一八	二三八	二・〇
九	年	六三三	一、八六六	三・〇	四一	九一	二九	二〇六	五七四	二・八	一二六	二七八	二・三
一〇	年	六三四	二、一七二	三・四	二八	八六	三一	二一一	六二四	二・九	一二一	三〇二	二・四
一一	年	三、一一六	二、三三三	三・九	一六九	五六〇	三三	一、〇〇九	三、四五五	三・四	六一四	一、九六九	三・三
一二	年	三、〇八三	一、五、一八〇	四・九	一八一	七八五	四三	九〇二	三、七七〇	四・二	五六六	二、一一九	四・〇
一三	年	五、二九	二、八、二一一	五・四	二六八	一、二四六	四六	九三一	四、二七八	四・六	七四四	三、一七九	四・三
一四	年	三、六六三	一、九、六三〇	五・四	一六五	八〇二	四九	二三八	一、二三五	五・二	三七七	一、四六三	四・六
一五	年	二、一〇二	一、〇、九五七	五・二	五〇	二一〇	四一	五一	二五九	五・一	一一九	五四二	四・六
合計		二三、一六一	九七、九二四	四・二	一、一八三	四、二〇二	三八	四、九九一	一六、六八六	三・三	三、五二七	一一、三五三	三・三

第八表について見るに、婚姻持続期間一年未満乃至八年以下では、夫の職業種類の如何を問はず、一夫婦當り出生兒數には大差がない。即ち婚姻持続期間一ケ年未満では一夫婦當り出生兒數は、大體、〇・二即ち十組の夫婦中二組が一兒を生産して居り、また婚姻持続期間一年以上二年未満では〇・五、婚姻持続期間二年以上三年未満では〇・九、婚姻持続期間三年以上四年未満では一・二、婚姻持続期間四年以上五年未満では一・五、婚姻持続期間五年以上六年未満では一・七、婚姻持続期間六年以上七年未満では二・〇、婚姻持続期間七年以上八年未満では二・二の出生兒があつて、夫の職業の種類によつて大なる差等はない。尤も婚姻持続期間一年未満の農村在住俸給生活者、農業者及び農村在住商工業主に於ける一夫婦當り出生兒數〇・一及び農村在住賃銀労働者に於ける一夫婦當り出生兒數〇・三は或は異常に低く或は異常に高いが、これは例外的事實と見るべきであらう。然

るに婚姻持続期間が八年以上に達すると、職業の種類を異にするに従つて、一夫婦當り出生兒數には相當に大なる差等が現はれてゐる。即ち農業者及び農村在住賃銀労働者に在つては、婚姻持続期間が長くなるに伴れて、一夫婦當り出生兒數は著しく増大してゐる。即ち婚姻持続期間九年乃至十年に於て、三・〇、婚姻持続期間十六年乃至二十年に於て、約五・〇の出生兒數を示してゐるのである。之に反して一般俸給生活者に在つては、婚姻持続期間が長期に互つても、一夫婦當り出生兒數は、農業者又は賃銀労働者の場合の如く増大しないのである。殊に中小商工業者に在つては、婚姻持続期間が長くなつても、一夫婦當り出生兒數の増加は最も少いのである。

一般俸給生活者とは行政官、陸海軍々人、小學校教員、巡査、及び銀行會社員を綜合したものであるから、今、これ等それらの職業別に婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數を示せば、左の第九表の如くである。

出産力調査結果の概説

第九表 一般俸給生活者の内譯別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	職業	行政官		陸海軍々人		小學校教員		巡査		銀行會社員	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		三	四	一〇	五	〇	二	一	一	一〇	五
一年		三	四	一〇	五	〇	二	一	一	一〇	五
二年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
三年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
四年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
五年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
六年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
七年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
八年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
九年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
一〇年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
一一一五年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
一六二〇年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
二一三〇年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
三一四〇年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
四一年以上		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
合計		一、六八	四、三五	二、四〇	一、九四	四、四二	二、五五	三、三三	八、八五	二、五五	四、四二

第九表を見るに、いづれの職業に於ても婚姻持續期間三十年以上の夫婦數は少いから、婚姻持續期間三十年未滿の夫婦について、婚姻持續期間別に一夫婦當り出生兒數を比較することにする。婚姻持續期間一年未滿の夫婦に在つては、陸海軍々人の一夫婦當り出生兒數〇・四及び銀行會社員の

一夫婦當り出生兒數〇・三が特に高いが、其の他の職業に於ては殆んど常に一夫婦當り出生兒數は〇・一である。また婚姻持續期間の長くなるに伴

は比較的になくなつてゐる。要するに一般賃給生活者に在つては、其の職業の種類が異なつても、婚姻持續期間別に見た一夫婦當り出生兒數は略ぼ均等であると言ふことが出来る。

一般賃銀労働者、鑛山労働者及び交通現業員の綜合であるから、今、これ等それ々の職業別に婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば左の第十表の如くである

第一〇表 一般賃銀労働者の内譯職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	職業	工場労働者			鑛山労働者			交通現業員		
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數
一年未滿		三〇七	六一	〇・二	五一	八	〇・二	二七	九	〇・三
一	年	六七二	三七八	〇・六	一八七	一〇六	〇・六	五八	二七	〇・五
二	年	六二四	五一〇	〇・八	一七四	一一三	〇・七	六三	五三	〇・八
三	年	五四五	六三三	一・二	一八九	一九四	一・〇	六七	八一	一・二
四	年	五三八	七三五	一・四	二二七	二九一	一・二	六七	八四	一・三
五	年	四九四	八七五	一・八	二〇二	三三九	一・七	七一	一一三	一・六
六	年	四一五	八五一	二・一	一六八	三五五	二・一	五五	八九	一・六
七	年	三六四	八四〇	二・三	一四一	三三六	二・四	六二	一四七	二・四
八	年	三三五	八八八	二・七	一三五	三二九	二・四	六二	一四七	二・四
九	年	三二九	九〇七	二・八	一五九	四四三	二・八	九八	二六三	二・七
一〇	年	三四〇	一、〇四四	三・一	一四四	四三二	三・〇	一一四	三二五	二・九
一一	一五年	一、四四二	五、二六六	三・七	五四二	一、九六〇	三・六	一、〇二九	三、五七七	三・五
一二	一〇年	一、一六九	五、四三三	四・六	三一〇	一、四一〇	四・五	八二六	三、四〇九	四・一
一三	一〇年	九〇九	四、九六〇	五・五	二三七	一、一二七	四・八	四一八	一、九三九	四・六
一四	一〇年	二五	一三七	五・五	一〇	四九	四・九	一一	五六	五・一
一五	一年以上	九	六四	七・一	一	一	一	一	一	一
合計		八、五一七	二、三五八二	二・八	二、八八六	七、五〇二	二・六	三、〇六四	一〇、三七八	三・四

第一〇表の場合に於ても、婚姻持續期間三十年以上の夫婦數は少ないから、婚姻持續期間三十年未滿の夫婦について、婚姻持續期間別に一夫婦當り出生兒數を比較して見るに、多少の例外があるにしても、一般賃給生活者の場合に於けると同様、婚姻持續期間が長くなるに伴れて、一夫婦當り出生兒數は次第に増加し、しかも其の増加の割合は、いづれの職業に於ても略ぼ均等である。即ち婚姻持續期間一年未滿では、一夫婦當り出生兒數は〇・二であり、婚姻持續期間三年以上四年未滿で平均的に一兒、婚姻持續期間六年以上七年未滿で平均的に二兒、婚姻持續期間十年以上十一年未滿で

平均的に三兒を有つてゐる。

六、妻の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

つて、婚姻持續期間別出生力に如何なる影響あるかを觀察しようと思ふ。次の第一一表は妻の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數である。

妻が有業者であるか否かによつて、また有業者の場合、職業の種類によ

第一一表 妻の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

年	教員		事務員		職		工		其の他		無業	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一九	一	一九	三	一九	二〇	二	一九	二〇	一九	二〇	一九
一年	三〇	三	三〇	六	三〇	三六	六	三〇	三七	三〇	三七	三〇
二年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
三年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
四年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
五年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
六年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
七年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
八年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
九年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
一〇年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
一一一五年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
一一一二年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
一一一〇年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
一一一三〇年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
一一一四〇年	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
四一年以上	三三	三	三三	八	三三	三〇	二	三三	三七	三三	三七	三〇
合計	三三〇	三三	三三〇	三三	三三〇	三三	三三	三三〇	三三	三三〇	三三	三三〇

妻の職業調査に於て、職業の有無を記入しなかつた者が三、六九二あつた。これは不完全記入の調査票として除外した。また只だ單に有業者と記した。この「その他」として分類した。第一一表に於て明らかである如く、妻の職業別に入したもの及び教員、事務員及び職工に該當せざる職業を記入した者は、

を見るに、無業者が最も多く三六、七七〇であり、之に亞いで「其の他」の三〇、二二二が多い。之に反して教員、事務員及び職工は著しく少いために、之を婚姻持続期間別に分類すると、觀察數は益、少くなるのである。従つてかゝる資料からは信賴するに足る結論は出ないと思ふのであるが、しかし無業の妻と「其の他」の職業の妻とについては、婚姻持続期間別による一夫婦當り出生兒數の變化を明らかにすることが出来るであらう。そして教員、事務員及び職工に於ける婚姻持続期間別一夫婦當り出生兒數の變化はたゞ參考として之を觀察するに止めて置き度い。

先づ第一に無業者の妻と「其の他」の職業の妻に於ける婚姻持続期間別一夫婦當り出生兒數を見るに、婚姻持続期間一年未満乃至六年未満では、全く一致してゐる。換言すれば各婚姻持続期間に於ける一夫婦當り出生兒數は全く同一である。即ち婚姻持続期間一年未満では〇・二、婚姻持続期間一年以上二年未満では〇・六、婚姻持続期間二年以上三年未満では〇・八、婚姻持続期間三年以上四年未満では一・二、婚姻持続期間四年以上五年未満では一・五、婚姻持続期間五年以上六年未満では一・八と言ふ一夫婦當り出生兒數を有つてゐる。これよりも婚姻持続期間が長くなるに伴れて、兩者共に一夫婦當り出生兒數は次第に増加してゐるが、増加の割合は「其の他」の職業の妻に於て稍大である。即ち婚姻持続期間八年以上九年未満に於ては、無業の妻の一夫婦當り出生兒數は二・五であるが、「其の他」の職業の妻の一夫婦當り出生兒數は二・七である。婚姻持続期間十年以上十一年未満に於ては、無業の妻の一夫婦當り出生兒數は二・九であるが、「其の他」の職業の妻の一夫婦當り出生兒數は三・二である。また婚姻持続期間十六年以上二十一年未満に於ては、無業の妻の一夫婦當り出生兒數は四・三であるが、「其の他」の職業の妻の一夫婦當り出生兒數は四・八である。要するに

婚姻持続期間が比較的短かき場合には、無業の妻と「其の他」の有業の妻とは殆んど同一の出産力を示してゐる。然るに婚姻持続期間が長期に亙ると、無業の妻よりも、「其の他」の職業の妻の方が高き出産力を有つてゐる。これは「其の他」の職業の妻には多くの農業者が含まれてゐるためではなからうかと想像される。

既に述べた如く、教員、事務員及び職工の觀察數は極めて少いが、短かき婚姻持続期間内では、教員は最も高き出産力を示し、無業の妻又は「其の他」の職業の妻と均等又はそれ以上の出産力を有つてゐる。しかし婚姻持続期間がそれ以上に達すると、一夫婦當り出生兒數は、無業の妻又は「其の他」の職業の妻よりも著しく劣つてゐる。事務員及び職工に在つては、婚姻持続期間の長短に係なく常に出産力は低い。觀察數が増加しても、かゝる職業に従事してゐる妻の出産力は、其の性質上、依然として低いものではなからうか。もしこの想像が間違ひなきものとすれば、有業の妻特に教員、事務員又は職工たる妻の出産力は不良であるから、人口増加策から見れば、妻がかゝる職業に従事することは決して望ましいことではない。

七、夫の教育程度別による婚姻持続期間別夫婦數及出生兒數

夫婦の教育程度そのものが出産力と直接に密接不離の關係ありや否やは輕卒に斷定し難いが、しかし教育程度は婚姻年齢とある關聯を有つてゐるであらう、例へば小學校卒業者は、他の條件を問題外にすれば、比較的若き年齢で婚姻することも可能であらうが、専門學校又は大學卒業者に在つては、修學年限の關係から見て、小學校卒業者よりも一般に婚姻年齢が

高くなる傾向を有つてゐるであらう。また出産及び育児に對する配慮は教育程度によつて差等があらう。かゝる理由によつて、教育程度はある程度まで出産力に影響を及ぼすものと考へられるから、婚姻持續期間別に見

て、夫の教育程度が出産力に及ぼす影響を観察しようと思ふ。左の第二一表は夫の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示したものである。

第二一表 夫の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	教育程度	無學		小學校修業		小學校卒業		中等學校修業	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		七	一	二六	一九	七〇〇	一三一	二七	五
一年		一〇	三	八七	四二	一、六〇九	九〇三	七四	四二
二年		一六	九	八三	五八	一、八二八	一、五一七	六九	五一
三年		一四	一〇	八七	八八	一、八一〇	二、〇九九	一〇〇	一三五
四年		三三	二七	一〇七	一四四	一、九八三	二、七八九	九三	一四三
五年		二四	三九	一〇八	一七三	一、八五六	三、二九六	一〇七	一六八
六年		二三	三七	一〇九	二二八	一、六九八	三、四五九	八七	一八一
七年		二〇	二二	一一一	二二九	一、五四一	三、六九四	九二	二一一
八年		二〇	三〇	一〇八	二四八	一、六九二	四、四三五	八三	一九六
九年		二五	三九	一二七	三六五	一、七〇二	四、八五〇	九九	二六三
一〇年		一八	二四	一二六	三六六	一、七二四	五、四〇〇	八四	二四九
一一年		一六〇	四〇一	七九三	二、七六四	八、三四五	三一、二七八	四〇九	一、三五八
一二年		一六四	五二九	八六四	四、〇一五	六、九九一	三二、六一三	三七一	一、五九〇
一三年		四六九	一、七九二	一、五二九	七、八六九	七、六〇七	四、〇一五	三三一	一、五四九
一四年		七七一	三、五八五	一、二一八	六、四八五	二、七三六	一四、六九四	一〇四	五〇三
一五年以上		七〇三	三、四六一	七七三	四、〇一〇	一、〇五〇	五、五〇〇	三三	一七二
合計		二、四六七	一〇、〇〇九	六、二五六	二七、一一三	四四、八七二	一五六、八一三	二、一六二	六、八四六

其の二

婚姻持 續期間	教育 程度	中等學校卒業				專門學校以上修業				專門學校以上卒業			
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數			
一年未滿		二〇六	三三	〇・二	八	九	一一・二	一二七	二七	〇・二			
一年		四〇一	二二六	〇・五	三三	一三	〇・六	三二二	一七〇	〇・五			
二年		五五七	四九一	〇・九	三〇	一八	〇・六	三五六	三一五	〇・九			
三年		五四五	六五五	一・二	三三	二五	一・三	三七九	四六三	一・三			
四年		五五四	八一九	一・五	三一	五〇	一・六	三六八	五三九	一・五			
五年		五五一	九九八	一・八	三三	五四	一・六	三四四	五九九	一・七			
六年		四四九	九一五	二・〇	二九	六〇	二・一	三三四	六八〇	二・〇			
七年		四〇六	九〇九	二・二	三一	五九	一・九	二八五	六一九	二・二			
八年		四四五	一、一三五	二・六	二八	六二	二・二	三〇一	六九八	二・三			
九年		三七七	九九三	二・六	二六	六八	二・六	三二四	七七一	二・五			
一〇年		三六八	一、〇七四	二・九	二三	六二	二・七	三〇五	八〇八	二・六			
一一—一五年		一、四五八	四、八三九	三・三	一一五	三八二	三・三	一、一六一	三、四八九	三・〇			
一六—二〇年		九九六	三、九七二	四・〇	七五	三〇四	四・一	七二六	二、六三〇	三・七			
二一—三〇年		八五八	四、〇三二	四・七	六五	二五四	三・九	六三八	二、五八三	四・〇			
三一—四〇年		一八〇	九四七	五・三	一一三	六六	五・一	一五一	六七三	四・五			
四一年以上		五九	二八二	四・八	一一	六〇	五・五	三三	一六六	五・〇			
合計		八、四一〇	二二、三二〇	二・七	五六三	一、五四六	二・七	六、一二五	一五、二三〇	二・五			

夫の教育程度調査に於て、教育程度を記入しなかつた者が七五一あつた。これは不完全記入の調査票として除外した。

第一二表について見るに、夫が無學である觀察數は、いづれの婚姻持續期間に於ても、少いために、確實な判断は下し兼ねるが、一夫婦當り出生兒數は、いづれの婚姻持續期間に於ても、他の學歷の者に比較して特に少いことが注目される。例へば他の學歷の者に在つては、婚姻持續期間三年以上四年未滿で、一夫婦當り出生兒數は一・〇以上であるが、無學の者に在

つては、これが〇・七に過ぎない。また他の學歷の者に在つては、婚姻持續

期間六年以上七年未滿で、一夫婦當り出生兒數は二・〇以上であるが、無學の者に在つては、一夫婦當り出生兒數が之に達するには、十年以上の婚姻持續期間を必要とする。無學の者の出産力は何故に斯くの如く劣つてゐるかの原因究明については特別の調査研究を必要とするであらう。こゝに示された結果は觀察數が少いことに原因してゐるであらうか。大量の觀察數からも同一の結果が見られるとすれば、無學の者は比較的若き年齢に於

て婚姻する可能性ある如く想像され易いが、事實は之に反して相當に晩婚であるのではなからうか。或は若き年齢で婚姻するために、妻は著しく早婚であるのかも知れない。或はまた無學の者は一般に衛生思想が缺如してゐるために、性病が案外に廣く擴がつてゐるかも知れない。

小學校修業以上の學歷ある者に在つては、多少の例外はあるが、比較的短かき婚姻持續期間即ち一年未満乃至七年未満では、一夫婦當り出生兒數は略ぼ均等に増加してゐる。即ち一夫婦當り出生兒數は、小學校修業以上の凡ての學歷の者を通じて大體、婚姻持續期間一年未満では〇・二、婚姻持續期間一年以上二年未満では〇・六、婚姻持續期間二年以上三年未満では〇・七、婚姻持續期間三年以上四年未満では一・二、婚姻持續期間四年以上五年未満では一・五、婚姻持續期間六年以上七年未満では二・〇である。然るに婚姻持續期間八年以上に達すると、一夫婦當り出生兒數は、小學校卒業者に於て最も多く、學歷の進むに伴れて、減少の傾向を示してゐる。即ち一夫婦當り出生兒數を、小學校卒業者と専門學校以上の卒業者について見るに、婚姻持續期間十年以上十一年未満では、専門學校以上の卒業者

に在つては二・六であるが、小學校卒業者に在つては三・一である。婚姻持續期間十一年以上十六年未満では、専門學校以上の卒業者に在つては三・〇であるが、小學校卒業者に在つては三・七である。また婚姻持續期間二十一年以上三十一年未満では、専門學校以上の卒業者に在つては四・〇であるが、小學校卒業者に在つては五・三である。小學校卒業者の出産力が、上級學校卒業者よりも一般的に高い原因は、比較的若き年齢で婚姻する可能性あることと、其の大多數が出生率の高い農村在住者であることにありのではなからうか。

八、妻の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

夫の場合と同じ意味に於て、妻の教育程度も出産力に異なる影響を及ぼすものと考へられるから、妻の教育程度別による婚姻持續期間別一夫婦當り出生兒數を觀察しよう。次の第一三表は妻の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示したものである。

第一三表 妻の教育程度による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

其の一

婚姻持續期間	無學				小學校修業				小學校卒業				中等學校修業			
	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	
一年未滿	七	六	〇・九	三九	一三	〇・三	六九六	一三八	〇・二	二五	四	〇・二	二五	四	〇・二	
一	一九	五	〇・三	一七	六七	〇・六	一、五八二	八九四	〇・六	四〇	一六	〇・四	四〇	一六	〇・四	
二	二九	一八	〇・六	一八	八二	〇・七	一、八一三	一、五二一	〇・八	五九	一六	〇・九	五三	一六	〇・九	
三	三〇	二四	〇・八	一三一	一三六	一・〇	一、七九四	二、一〇〇	一・二	六八	七一	一・〇	七一	七一	一・〇	
四	三八	三三	〇・九	一六五	二二三	一・三	一、九六八	二、八〇〇	一・四	七二	一三	一・四	七二	一三	一・四	

其の二

婚姻持	教育程度	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り
五年	年	三九	三五	〇・九	一七	一、八四四	三、二七五	一八	七一	一三二
六	年	三七	五二	一・四	一九	一、六五八	三、四四一	二二	六五	一三一
七	年	四一	五四	一・三	二三	一、四九三	三、六三三	二四	六七	一四一
八	年	三六	六八	一・九	二六	一、六四〇	四、三〇二	二六	六三	一五九
九	年	四九	八五	一・七	三〇	一、六六二	四、六九〇	二八	五二	一三七
一〇	年	四〇	九二	二・三	三一	一、六五六	五、一五三	三一	五八	一五〇
一一	一五年	二九七	七六八	二・四	三六	八、〇七九	三〇、一六七	三七	二四五	八一八
一一	二〇年	三六四	一、三八五	三・八	四七	六、六八七	三二、一〇三	四七	一九一	七六八
一二	三〇年	一、二二五	四、八〇一	四・三	五三	六、六七三	三五、三五二	五三	一八二	七八九
一三	四〇年	一、七四一	八、七七〇	五・〇	五四	一、九〇三	一〇、〇九一	五三	四七	二二七
一四	以上	一、四六一	七、三二六	五・〇	五三	五、二九	二、八二〇	五三	四七	二二七
合計		五、三五三	二二、五一四	四・四	四三	四一、六七七	一四一、四八〇	四三	一、三一九	三、八〇五

中等學校卒業

專門學校以上修業

專門學校以上卒業

婚姻持	教育程度	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り
一年	未滿	二九六	五七	〇・二	六	二	〇・三	三二	四	一・〇
一	年	六八六	三七二	〇・五	一八	八	〇・四	六一	三三	〇・五
二	年	八二五	七〇三	〇・九	一七	一一	〇・七	七一	五九	〇・八
三	年	八四二	一、〇三六	一・二	一六	二〇	一・三	七七	七八	一・〇
四	年	八三四	一、一〇七	一・四	二二	一四	一・二	七四	一一一	一・六
五	年	八一	一、四三三	一・八	一八	三二	一・八	六七	一一六	一・七
六	年	七一一	一、四五二	二・〇	七	二二	一・七	七〇	一三四	一・九
七	年	六四七	一、四二七	二・二	一八	二八	一・六	四八	九七	二・〇
八	年	七〇六	一、六九七	二・四	八	一一	一・五	五七	一三〇	二・三
九	年	六三二	一、六三五	二・六	一一	三四	二・八	六二	一三〇	二・三
一〇	年	六〇九	一、七三五	二・八	一三	三〇	二・三	五四	一五二	二・八
一一	一五年	二、三五二	七、六一〇	三・二	四四	一一	二・八	二二	六四一	三・〇
一二	二〇年	一、四七六	五、六二八	三・八	一六	五七	三・六	九三	三二	三・四

出生力調査結果の概説

二一—三〇年	1,100	5,114	43	9	34	38	75	314	43
三一—四〇年	1,721	866	50	1	5	50	66	353	53
四一年以上	33	157	49	1	5	50	33	162	51
合 計	3,854	6,137	142	26	426	150	174	837	153

妻の教育程度調査に於て、教育程度を記入しなかつた者が七九九あつた。これは不完全記入の調査票として除外した。

第一三表について見るに、妻の教育程度別による婚姻持續期間の推移と一夫婦當り出生兒數増加との關係は、夫の教育程度別の場合と殆んど同一の傾向を示してゐる。即ち妻が無學である夫婦に於ては、妻が他の學歷にある夫婦に於けるよりも、婚姻持續期間の如何を問はず一夫婦當り出生兒數は常に小である。例へば婚姻持續期間三年以上四年未滿では、妻が無學の夫婦に在つては、一夫婦當り出生兒數は〇・八に過ぎないが、妻が他の學歷にある夫婦に在つては、一夫婦當り出生兒數は一・〇又はそれ以上である。妻が無學の夫婦に在つては、夫婦が平均的に一兒を生産するには六年以上の婚姻持續期間を必要とするが、妻が他の學歷にある夫婦に在つては、同一婚姻持續期間で、夫婦は平均的に二兒を生産してゐるのである。婚姻持續期間がこれ以上に達すると、妻が無學の夫婦と妻が専門學校以上を修學し、又は卒業してゐる夫婦とでは、一夫婦當り出生兒數は略ぼ均しくなつてゐるが、妻が尋常小學校修業又は卒業の夫婦に比較すれば一夫婦當り出生兒數は遙かに少い。例へば妻が無學の夫婦が平均的に二兒を生産するには十年以上の婚姻持續期間を必要とするが、妻が小學校修業又は卒業の夫婦に在つては、同一婚姻持續期間で、既に三兒以上を生産してゐる。

次に妻が他の學歷にある夫婦に在つては、多少の例外はあるが、婚姻持續期間が一年未滿乃至四年未滿の短かき期間内では、出産力に大した差等

がない。例へば妻の學歷の如何に關せず、一夫婦當り出生兒數は、婚姻持續期間一年未滿では〇・二、婚姻持續期間一年以上二年未滿では〇・五乃至〇・六、婚姻持續期間一年以上三年未滿では〇・八乃至〇・九、婚姻持續期間三年以上四年未滿では一・〇乃至一・二である。然るに婚姻持續期間がそれ以上に達すると、出産力は、妻が小學校修業及び小學校卒業の夫婦に於て最も高く、之に反して妻の教育程度が高まるに伴れて次第に減退してゐる。例へば婚姻持續期間十年以上十一年に於ては、妻が小學校修業及び小學校卒業の夫婦は、いづれも平均的に三・一の出生兒を有つてゐるが、妻が専門學校以上を卒業してゐる夫婦は平均的に二・八の出生兒を有つてゐるに過ぎない。また婚姻持續期間十六年以上二十一年未滿に於ては、妻が小學校修業及び小學校卒業の夫婦はいづれも平均的に四・七の出生兒を有つてゐるが、妻が専門學校卒業以上の學歷ある夫婦は平均的に三・四の出生兒を有つてゐるに過ぎない。更に婚姻持續期間二十一年以上三十一年未滿では、妻が小學校修業及び小學校卒業の夫婦はいづれも平均的に五・三の出生兒を有つてゐるが、妻が専門學校以上の學歷ある夫婦は四・二の出生兒を有つてゐるに過ぎない。

九、妻の初婚再婚別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

昭和十三年に於ける夫妻相互の婚姻前の配偶關係を見るに、初婚の妻の

九割以上は初婚の夫と婚姻し、また再婚の妻の約七割は再婚の夫と婚姻してゐるから、初婚の妻は、必ずしも初婚の夫と婚姻するとは限らないが、其の大部分は初婚の夫と婚姻し、また再婚の妻は、必ずしも再婚の夫と婚姻するとは限らないが、少からざる割合で、再婚の夫と婚姻してゐることが判る。そこで初婚の妻は、大部分、初婚の夫を有ち、また再婚の妻は、多く再婚の夫を有つてゐるものと看做して、妻が初婚の夫婦と妻が再婚の夫婦とは、婚姻持続期間の推移との關聯に於て、其の出産力に如何なる差等があるかを觀察しようと思ふ。

次の第一四表は妻の初婚再婚別による婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數を示したものである。

第一四表 妻の初婚再婚別による婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持続期間	初婚		再婚	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	1,006	233	100	33
一年	2,286	1,331	235	71
二年	2,718	2,255	335	224
三年	2,277	3,333	255	182
四年	2,930	4,294	265	257
五年	2,783	5,039	255	303
六年	2,534	5,301	236	305
七年	2,283	5,493	237	334
八年	2,457	6,457	250	427
九年	2,426	6,906	261	466
一〇年	2,423	7,478	254	551

出産力調査結果の概説

一―一五年	2,260	4,253	77	1,295	3,778	26
一六―二〇年	9,246	43,750	46	1,033	33,988	32
二一―三〇年	10,219	55,759	53	1,417	50,331	55
三一―四〇年	4,955	24,953	54	674	24,279	37
四一年以上	2,456	23,277	55	267	1,105	39
合計	44,331	234,082	355	7,775	183,277	255

右の第一四表について見るに、いづれの婚姻持続期間に於ても、妻が初婚者の夫婦は常に例外なく高き出産力を示してゐる。例へば婚姻持続期間一年未滿では、妻が再婚の場合には、一夫婦當り出生兒數は〇・一であるが、妻が初婚の場合には、出産力は二倍の〇・二である。婚姻持続期間一年以上二年未滿では、妻が再婚の場合には、一夫婦當り出生兒數は〇・三に過ぎないが、妻が初婚の場合には出産力は同じく倍加して〇・六である。また妻が初婚の夫婦は、婚姻持続期間三年以上四年未滿で、平均的に一兒を生産してゐるが、妻が再婚の夫婦は平均的に一兒を生産するのに四年以上五年未滿の婚姻持続期間を要する。妻が初婚の夫婦は、婚姻持続期間六年以上七年未滿で、平均的に二兒を生産してゐるが、妻が再婚の夫婦は平均的に二兒を生産するには十年以上十一年の婚姻持続期間を要する。更に平均的に三兒を生産するには、妻が初婚の夫婦に於ては十年以上十一年の婚姻持続期間に過ぎないが、妻が再婚の夫婦では實に十六年以上二十一年未滿の婚姻持続期間を要する。要するにいづれの婚姻持続期間について見るも、妻が初婚の夫婦は、妻が再婚の夫婦に比較して、高き出産力を有ち、また婚姻持続期の推移と共に、一層大なる出産力を示してゐるのである。これは初婚の妻は、再婚の妻よりは、一般に婚姻年齢が若いことにも原因してゐるであらうが、妻が再婚の夫婦は、家庭的事情から出産を避けんとす

る傾向があるためではなからうか。

10. 一般俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

職業種類、教育程度、婚姻年齢及び婚姻前の妻の配偶關係等が婚姻持續期間別出産力に如何なる影響を及ぼすものであるかは既に敘説したから、更に夫の収入が婚姻持續期間別出産力に如何なる影響を及ぼすものであるかを觀察しようと思ふ。出産力を左右する最も有力なる要因の一つとして、經濟的條件を見逃すことは出來ないと信ずる。たゞこゝで問題となるのは婚姻持續期間と収入との關係である。いづれの職業に従事する者も、其の収入は時の経過に伴つて變動するであらう。例へば婚姻當時、百圓の俸給を得てゐた者は、常に同額の俸給を得てゐるとは考へられない。時の経過、換言すれば婚姻持續期間の推移に伴つて、俸給は變動するの

第一五表 一般俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	二四	一	一四	六	二七	一七	二二	一七	二四	一〇	五	一
一年	三三	一〇	二七	一四	二七	一四	二六	二二	二七	一〇	五	一
二年	三三	一〇	二七	一四	二七	一四	二六	二二	二七	一〇	五	一
三年	三三	一〇	二七	一四	二七	一四	二六	二二	二七	一〇	五	一
四年	二七	三	二七	一四	二七	一四	二六	二二	二七	一〇	五	一
五年	二〇	一	二七	一四	二七	一四	二六	二二	二七	一〇	五	一
六年	九	一	二七	一四	二七	一四	二六	二二	二七	一〇	五	一
七年	七	一	二七	一四	二七	一四	二六	二二	二七	一〇	五	一
八年	九	一	二七	一四	二七	一四	二六	二二	二七	一〇	五	一

普通である。従つてこゝで例へば収入百圓を得てゐる者の婚姻持續期間別出産力を示す場合には、現に百圓の収入を得てゐる者の一團について、婚姻持續期間別に出産力を配列したのである。職業別、教育程度別、婚姻年齢及び婚姻前の妻の配偶關係別に婚姻持續期間別出産力を觀察する場合にも、これと全く同一の方法によつたのであるが、収入別に婚姻持續期間別出産力を示す場合、収入は時の経過換言すれば婚姻持續期間の推移に伴つて變動する點を指摘され易いやうに考へるので、この點を特に説明して置く次第である。尚、凡ての職業を總括して、収入別に婚姻持續期間別出産力を觀察するよりも、之に更に職業別に再分して觀察する方がよいと信じたから、以下、各種の職業別に、収入別による婚姻持續期間別出産力を觀察することにした。先づ一般俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば左の第一五表の如くである。

九	年	八	三〇	二五	二四	五五	二六	一九	四〇	二五	二五	二九〇	二五	九四	二四七	二六	四七	三三	二六
一〇	年	五	三三	三四	二六	四六	二八	一五	四九	二八	九六	二六八	二八	一一	二八三	二五	六〇	一九	二七
一一	一五年	二四	三六	三六	五五	一八五	三三	六三	二〇四	三三	三四八	一〇八	三一	五六一	一七〇六	三〇	三〇	一〇六九	三一
一六	一二年	六	二五	四二	二二	七七	三九	三九	一三六	三八	一七	六七	三八	二七九	九九	三六	四〇	一五四	三八
二一	一三〇年	二	五	二五	一〇	四九	四五	一八五	八三	四六	三元	五九〇	四二	一八〇	七五	四三	二七	一五五	四四
三一	一四〇年	一	八	八	一〇	三	三二	二五	八二	五五	八	三	四八	二六	九三	三八	一九	七	五二
四一	一年以上	一	八	八	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合	計	二〇元	三五三	一七	三九八	八〇元	二〇	三〇元	七四二	二四	一八七	四四三	二四	一九三	五二〇	二七	一四六	四七三	五五

一般俸給生活者の夫の収入調査に於て、収入を記入しなかつた者が一〇九あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第一五表について見るに、収入五〇圓未満の夫婦は、いづれの婚姻持続期間に於ても少数である。また収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の夫婦は、婚姻持続期間一年以上三年未満に於て、収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の夫婦は、婚姻持続期間一年以上九年未満に於て、更に収入三〇〇圓以上の夫婦は、婚姻持続期間一年以上十一年未満に於て、いづれも少数であるから、これ等の夫婦については婚姻持続期間別出産力を確實に測定し兼ねることを豫め注意して置き度い。

いづれの収入階級について見るも、婚姻持続期間の推移に伴つて、一夫婦當り出生兒數は次第に増加の傾向を示してゐるが、婚姻持続期間一年未満乃至四年未満に於ては、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満及び収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の夫婦が比較的、高き出産力を示してゐる。例へば婚姻持続期間一年未満に於て、一夫婦當り出生兒數は、他の収入階級の夫婦では、大體、〇・二に過ぎないが、収入一五〇圓以上二〇〇圓未満及び収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の夫婦では、それが〇・四である。また婚姻持続期間二年以上三年未満に於ては、他の収入階級の夫婦では、大體、〇・八で

あるが、収入一五〇圓以上二〇〇圓未満及び収入階級二〇〇圓以上三〇〇圓未満の夫婦では、それが〇・九である。然るに婚姻持続期間がそれ以上に達すると、多少の例外はあるが、収入五〇圓未満の夫婦及び収入三〇〇圓以上の夫婦は、他の収入階級の夫婦よりも比較的、高き出産力を示してゐる。例へば婚姻持続期間六年以上七年未満では、収入五〇圓未満及び収入三〇〇圓以上の夫婦は平均的に二・三の子女を生産してゐるが、その他の収入階級の夫婦に在つては、それが二・〇である。婚姻持続期間七年以上八年未満では、収入三〇〇圓以上の夫婦は平均的に二・五の子女を生産してゐるが、その他の収入階級の夫婦に在つては、それが三・〇乃至三・三に過ぎない。

要するに収入の最も少き夫婦に在つては、短かき婚姻持続期間内では、出産力は比較的、低い、婚姻持続期間が長くなるに伴つて、出産力は次第に高まる傾向を有つてゐる。収入の最も多き夫婦に在つては、短かき婚姻持続期間内では、出産力は普通の大いさであるが、婚姻持続期間が長くなるに伴つて、出産力は次第に高まつてゐる。収入がこの中間にある夫婦に在

婚姻持 續期間	階級	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	
九	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一〇	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一一	一五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一二	一五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一六	一三〇年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二一	一三〇年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三一	一四〇年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四一	一年以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合	計	3	20	35	55	103	181	73	277	24	249	67	26	155	44	27	26	420	55	

B、陸海軍々人の夫の収入階級別による婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數

第一七表 陸海軍人の夫の収入階級別による婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持 續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數	夫婦 數	出 生 當 り 夫 婦 生 兒 數
一年未滿		7	1	18	4	4	2	1	1
一	年	8	10	5	3	4	2	4	10
二	年	3	5	7	3	2	2	6	8
三	年	3	5	4	3	3	2	8	5
四	年	4	5	6	3	3	2	1	4
五	年	7	3	4	2	7	2	7	5
六	年	5	10	7	3	5	1	7	2
七	年	3	7	3	4	3	2	8	7
八	年	6	7	2	4	4	2	6	7
九	年	5	6	3	3	3	2	6	7
一〇	年	5	3	3	2	3	2	8	3
一一	一五年	3	7	4	3	3	2	4	3
一二	一五年	3	7	4	3	3	2	4	3
一六	一三〇年	4	7	7	4	3	2	4	3
二一	一三〇年	4	7	7	4	3	2	4	3
三一	一四〇年	1	1	1	1	1	1	1	1
合	計	50	200	100	200	150	300	300	500

四一年以上	130	104	16	400	74	16	268	510	19	39	65	21	44	219	28	34	105	52
合計	130	104	16	400	74	16	268	510	19	39	65	21	44	219	28	34	105	52

C、小學校教員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第一八表 小學校教員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		6	1	3	10	2	1	3	1	2	1	1	1
一年		4	1	3	4	4	4	4	3	2	1	1	1
二年		3	0	3	4	4	9	4	3	1	1	1	1
三年		8	0	3	4	7	8	9	8	1	1	1	1
四年		3	3	1	3	4	4	4	3	1	1	1	1
五年		3	2	1	3	2	8	7	2	1	1	1	1
六年		4	2	1	3	4	4	4	3	1	1	1	1
七年		3	5	1	3	5	5	4	3	1	1	1	1
八年		3	0	1	4	1	5	1	3	1	1	1	1
九年		3	4	1	3	4	3	4	3	1	1	1	1
一〇年		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
一一一五年		10	3	9	2	4	6	3	1	3	1	1	1
一一一五年		10	3	9	2	4	6	3	1	3	1	1	1
一六二〇年		2	5	2	4	2	3	2	2	2	2	2	2
二一三〇年		2	5	2	4	2	3	2	2	2	2	2	2
三一四〇年		1	2	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1
四一年以上		1	8	1	5	1	4	1	1	1	1	1	1
合計		7	130	18	209	46	232	96	270	50	271	88	101

D、巡査の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第一九表 巡査の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		6	1	3	10	2	1	3	1	2	1	1	1
一年		4	1	3	4	4	4	4	3	2	1	1	1
二年		3	0	3	4	4	9	4	3	1	1	1	1
三年		8	0	3	4	7	8	9	8	1	1	1	1
四年		3	3	1	3	4	4	4	3	1	1	1	1
五年		3	2	1	3	2	8	7	2	1	1	1	1
六年		4	2	1	3	4	4	4	3	1	1	1	1
七年		3	5	1	3	5	5	4	3	1	1	1	1
八年		3	0	1	4	1	5	1	3	1	1	1	1
九年		3	4	1	3	4	3	4	3	1	1	1	1
一〇年		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
一一一五年		10	3	9	2	4	6	3	1	3	1	1	1
一一一五年		10	3	9	2	4	6	3	1	3	1	1	1
一六二〇年		2	5	2	4	2	3	2	2	2	2	2	2
二一三〇年		2	5	2	4	2	3	2	2	2	2	2	2
三一四〇年		1	2	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1
四一年以上		1	8	1	5	1	4	1	1	1	1	1	1
合計		7	130	18	209	46	232	96	270	50	271	88	101

E、銀行會社員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第二〇表 銀行會社員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一年	二	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
二	三	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
三	四	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
四	五	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
五	六	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
六	七	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
七	八	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
八	九	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
九	一〇	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
一〇	一一	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
一一	一二	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
一二	一三	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
一三	一四	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
一四	一五	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
一五	一六	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
一六	一七	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
一七	一八	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
一八	一九	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
一九	二〇	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
二〇	二一	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
二一	二二	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
二二	二三	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
二三	二四	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
二四	二五	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
二五	二六	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
二六	二七	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
二七	二八	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
二八	二九	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
二九	三〇	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
三〇	三一	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
三一	三二	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
三二	三三	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
三三	三四	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
三四	三五	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
三五	三六	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
三六	三七	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
三七	三八	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
三八	三九	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
三九	四〇	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
四〇	四一	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
四一	四二	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
四二	四三	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
四三	四四	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
四四	四五	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
四五	四六	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
四六	四七	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
四七	四八	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
四八	四九	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
四九	五〇	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
五〇	合計	59	59	133	133	187	187	580	580	311	311	200	200

出生力調査結果の概説

三	年	1	1	1	27	27	10	27	10	10	11	7	101	1	1	6
四	年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
五	年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
六	年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
七	年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
八	年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
九	年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
一〇	年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
一一一	一五年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
一一二	二〇年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
一一三	三〇年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
一一四	四〇年	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
一一五	以上	1	1	1	27	27	14	27	14	14	18	6	101	1	1	6
合	計	2	8	40	258	27	26	96	274	19	96	299	25	129	327	25

一三、同一収入階級に於ける一般係給生活者の内譯職

業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

夫の收入五〇圓未満の収入階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數は、いづれの職業に於ても甚だ少く、また夫の收入一五〇圓以上の収入階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數は、行政官、小學校教員及び巡査に於て甚だ少い。

から、こゝでは夫の收入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級及び夫の收入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級のみについて、内譯職業別による婚姻持續期間別出生力を観察しようと思ふ。

先づ第一に夫の收入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける内譯職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第二一表の如くである。

第二一表 夫の收入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける内譯職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	職業別	行政官		陸海軍軍人		小學校教員		巡査		銀行會社員	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		19	4	18	4	11	10	16	1	19	7
一年		40	13	51	13	13	6	36	3	29	14
二年		55	18	72	14	14	6	36	3	40	14
三年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
五年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
六年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
七年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
八年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
九年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一〇年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一一年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一二年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一三年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一四年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一五年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一六年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一七年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一八年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
一十九年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十一年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十二年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十三年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十四年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十五年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十六年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十七年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十八年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
二十九年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十一		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十二		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十三		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十四		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十五		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十六		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十七		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十八		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
三十九		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十一		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十二年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十三年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十四		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十五年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十六		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十七		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十八		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
四十九		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
五十年		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
五十年以上		55	20	77	14	14	6	36	3	40	14
合	計	55	20	77	14	14	6	36	3	40	14

三	年	男	七	二	四	五	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
二	年	男	五	七	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	年	男	三	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合	計	男	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

第二一表について見るに、婚姻持続期間一年未満乃至四年未満では、少の例外はあるが、夫の職業が異なつて居ても、一夫婦當り出生兒數は略ぼ均等である。例へば婚姻持続期間一年未満では、一夫婦當り出生兒數は、〇・一乃至〇・二であり、婚姻持続期間一年以上二年未満では、一夫婦當り出生兒數は〇・五乃至〇・六であり、また婚姻持続期間二年以上三年未満では、一夫婦當り出生兒數は、大體、〇・九見當である。然るに婚姻持続期間がそれ以上に達すると、小學校教員の出生力、他の職業に比較して、一般に高くなつてゐる。例へば婚姻持続期間五年以上六年未満では、小學校教員の出生力、他の職業に在つては、大體、それは一・五である。また婚姻持続期間十年以上十一年未満では、小學校教員の出生力、他の職業に在つては、それは三・〇であるが、他の職業に在つては、それは二・〇乃至二・七である。婚姻持続期間がそれ以上に達しても、小學校教員

の出生力に依然として増大の傾向を示してゐるが、銀行會社員の出生力も、他の職業に比較して、一層高まつてゐる。例へば婚姻持続期間十一年乃至十六年では、小學校教員の出生力、他の職業に在つては、比較的に短一夫婦當り出生兒數は三・五である。また婚姻持続期間十六年以上二十一年未満では、小學校教員の出生力、他の職業に在つては、比較的に短一夫婦當り出生兒數は四・三であつて、いづれも同一婚姻持続期間に於ける他の職業の出生力よりも高い。

要する収入五〇圓以上一〇〇圓未満の收入階級に在つては、比較的に短かき婚姻持続期間内では、いづれの職業に於ても其の出生力は略ぼ均等であるが、婚姻持続期間が長くなるに伴つて、小學校教員の出生力は特に増大する傾向があり、婚姻持続期間が十年以上に達すると銀行會社員の出生力も次第に増大するのである。

出生力調査結果の概説

次に夫の収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級に於ける内譯職業別

婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第二二表の如くである。

第二二表 夫の収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級に於ける内譯職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	行政官		陸海軍々人		小學校教員		銀行會社員		
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	
一年未滿	二二	一	〇〇	九	〇一	一一	一	三九	一五
一 年	二二	一五	〇・七	二三	〇・六	三四	二四	九五	五一
二 年	三一	三二	一・〇	三一	〇・七	四七	三九	一〇〇	八六
三 年	三三	四五	一・四	二九	一・〇	三七	四一	九七	一〇六
四 年	三一	五二	一・七	二五	一・三	四一	五一	七八	一〇六
五 年	三九	六六	一・七	二三	一・七	四一	七二	八五	一五二
六 年	四五	八八	二・〇	二三	一・八	五〇	九九	六一	一三六
七 年	四八	一〇六	二・三	一一	二・四	四四	一〇三	五七	一三〇
八 年	六〇	一四七	二・五	八	一・八	五二	一三	五一	一二七
九 年	四八	一〇九	二・三	一三	二・五	四四	九六	四二	一二五
一〇 年	六三	一六四	二・六	一〇	二・五	四一	三三	四二	一三五
一一 年	一八二	五三八	三・〇	四七	三・二	二六	七五	一一	三六四
一二 年	九三	三二三	三・四	一七	三・七	一六	六二	四一	一七二
一三 年	二四	七六	三・三	九	四・二	一〇	五二	三三	一四三
一四 年	二	六	三・〇	一	一	七	五四	三三	一四三
一五 年	一	一	三・〇	一	一	五	七	三	一四
合計	七三三	一、七五七	二・四	二六八	二・九	九三六	二、七九〇	三〇〇	九二六

第二二表について見るに、婚姻持續期間が一年未滿乃至五年未滿では、

軍々人及び小學校教員の夫婦當り出生兒數は〇・七又は〇・八である。ま

多少の例外あるも、行政官の出生兒數が最も高く、之に亞いで銀行會社員の

婚姻持續期間四年以上五年未滿では、行政官及び銀行會社員の夫婦當り出生兒數はそれ〇・七又は一・四であるが、陸海軍々人及び小學校教

出生兒數が高い。例へば婚姻持續期間二年以上三年未滿では、行政官及び銀

行會社員の夫婦當り出生兒數はそれ〇・九又は〇・九であるが、陸海

行會社員の夫婦當り出生兒數はそれ〇・九又は〇・九であるが、陸海

員の夫婦當り出生兒數はいづれも一・二に過ぎない。婚姻持續期間がそ

れ以上に長くなるに伴れて、いづれの職業に於ける出産力も次第に増大し、しかも増大の割合は略ぼ均等である。たゞ小學校教員の出産力は稍勝れてゐるものゝやうであるが、それも極めて僅少である。故に収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、婚姻持續期間別に見た出産力は、職業の種類によつて、大なる差等あるものでないと言ひ得るであらう。

農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば左の第二三表の如くである。

第二三表 農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	収入 五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未満	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
一年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
二年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
三年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
四年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
六年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
七年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
八年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
九年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
一〇年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	一	一
一一一五年	九	三	一五	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇
一一一二年	九	三	一五	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇
一一一〇年	九	三	一五	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇
一一一三〇年	七	三	一四	九	一六	九	一六	九	一六	九	一六	九
一一一四〇年	七	三	一四	九	一六	九	一六	九	一六	九	一六	九
一一一四〇年	七	三	一四	九	一六	九	一六	九	一六	九	一六	九
四一年以上	八	三	一五	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇
合計	五七	一六	一三	一〇	一三	一〇	一三	一〇	一三	一〇	一三	一〇

農村在任俸給生活者の夫の収入調査に於て、収入を記入しなかつた者が一一七あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第二三表について見るに、農村在任俸給生活者の總數は二、八〇七であるが、その中で約半數の一、二三七は収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に屬してゐる。殘餘の一、五七〇が他の収入階級に分散してゐるのであるから、これを婚姻持續期間別に分類すると、觀察數はいづれも甚だ少いのであつて、婚姻持續期間の推移と出産力増大との關係を確實に測定することは頗る困難である。従つてここでは収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級の俸給生活者のみについて、婚姻持續期間別出産力を説明し、その他の収入階級に於ける俸給生活者の出産力については、必要に応じて若干の推定的判斷を加へるに止めて置き度い。

そこで収入五〇圓以上一〇〇圓未満の夫婦について婚姻持續期間別出産力を見るに、婚姻持續期間一年未満に於ては、一夫婦當り出生兒數は〇・二である。夫婦が平均的に一兒を生産するには三年以上四年未満の婚姻持續期間を要し、平均的に二兒を生産するには約五年の婚姻持續期間を要し、また平均的に三兒を生産するには約十年の婚姻持續期間を要することになつてゐる。

既に述べた如く觀察數が少いから確實なことは言へないが、第二三表に現はれてゐる結果について見れば、収入三〇〇圓以上の収入階級では、婚姻持續期間五年乃至十年では、他の収入階級に於けるよりも出産力は大であり、婚姻持續期間が十年以上に達すると、収入五〇圓未満の収入階級に於ける出産力が、他の収入階級の出産力よりも稍大なるものゝ如くである。

農村在任俸給生活者については、一般俸給生活者の場合の如く、職業の

内譯別に作製しなかつた。觀察數が更に少くなるからである。従つて農村在任俸給生活者の内譯職業別による夫の収入階級別婚姻持續期間別出産力に關しては説明する統計資料を缺いてゐる。

最後に同一収入階級に於ける一般俸給生活者と農村在任俸給生活者とでは、婚姻持續期間別出産力に如何なる差等あるかを觀察しようと思ふ。しかし農村在任俸給生活者については、収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級のみが相當に多數の觀察數あるに過ぎないから、こゝでは収入階級五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける一般俸給生活者と農村在任俸給生活者の婚姻持續期間別一夫婦當り出生兒數を示せば左の第二四表の如くである。

第二四表

収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける一般俸給生活者及び農村在任俸給生活者の婚姻持續期間別一夫婦當り出生兒數

婚姻持續期間	一般俸給生活者一夫婦當り出生兒數	農村在任俸給生活者一夫婦當り出生兒數
一年未満	〇・二	〇・二
一年	〇・五	〇・五
二年	〇・九	〇・九
三年	一・二	一・一
四年	一・六	一・四
五年	一・七	一・九
六年	二・一	二・二
七年	二・三	二・三
八年	二・五	二・六
九年	二・六	二・八
一〇年	二・八	三・二
一一一五年	三・三	三・六

一六	一三〇年	三・九
二一	一三〇年	四・五
三一	一四〇年	五・二
四一	一年以上	一
合		二・〇

計

四・三
四・八
五・〇
三・八
三・〇

第二四表について見るに、婚姻持續期間一年未滿乃至三年未滿では、一般俸給生活者と農村在住俸給生活者とは全然同一の出産力を示してゐる。故に同一収入階級に於ける一般俸給生活者と農村在住俸給生活者とは、短かき婚姻持續期間内では、生産力に差等がないと言ひ得る。婚姻持續期間三年以上五年未滿では、一般俸給生活者は、農村在住俸給生活者に比較して、

一四、一般賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

村在住俸給生活者は、一般俸給生活者よりも常に例外なく高き出産力を有し、逆に農村在住俸給生活者は、一般俸給生活者よりも常に例外なく高き出産力を有する。逆

一般賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば左の第二五表の如くである。

第二五表 一般賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未滿		五〇圓以上一〇〇圓未滿		一〇〇圓以上一五〇圓未滿		一五〇圓以上二〇〇圓未滿		二〇〇圓以上三〇〇圓未滿		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一	五	二	三〇	五	二五	九	五	一	一	一	一	一
一年	二	七	四	七〇	四七	八〇	四	一〇	四	一	一	一	一
二年	三	七	五	七〇	五四	七	五	五	二	一	一	一	一
三年	四	六	六	七〇	五四	七	五	五	二	一	一	一	一
四年	五	六	五	六〇	八七	九	二	一	一	一	一	一	一
五年	六	五	七	五九	一〇三	九	二	一	一	一	一	一	一
六年	七	五	七	四九	一〇〇	九	二	一	一	一	一	一	一
七年	八	五	七	四三	六九	九	二	一	一	一	一	一	一
八年	九	五	七	四〇	一〇〇	九	二	一	一	一	一	一	一
九年	一〇	五	七	三三	一〇七	九	二	一	一	一	一	一	一
一〇年	一一	三	六	四七	一三九	三	七	一	一	一	一	一	一

出産力調査結果の概説

一一一五年	六	三七三	五五	二二七	七、八三	三六	六九	二四一	三七	三	七	二九	四	九	三五	一	一
一六一二〇年	二七	二二七	四三	一五八	六、六九	四四	六六	三〇六	四六	四三	一六	四〇	一	四	四〇	一	一
二一—三〇年	三	二二	五〇	八七	四、三七	五〇	五七	三〇三	五三	六二	三四	五五	四	一六	四〇	一	五
三一—四〇年	二	二三	六五	三三	一〇五	四八	一七	九〇	五三	三	三六	八七	一	一	一	一	五
四一年以上	一	一	一	三	三三	七三	六	四二	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一
合 計	六三	一九二	一九	一〇四	七、八七	二七	二九五	一〇六〇	三六	三九	七五	三四	一三	三〇	二八	一	五

一般賃銀労働者の夫の収入調査に於て、収入を記入しなかつた者が二三九あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第二五表について見るに、収入一五〇圓以上の夫婦数は甚だ少いから、

収入一五〇圓未満の各収入階級に於ける夫婦について、婚姻持続期間別出産力を観察することにしよう。婚姻持続期間一年未満乃至四年未満では、

多少の例外はあるが、いづれの収入階級に於ても、一夫婦當り出生兒数は略ぼ均しい。例へば婚姻持続期間一年未満では、一夫婦當り出生兒数は〇・二、

婚姻持続期間一年以上二年未満では、一夫婦當り出生兒数は〇・六であり、婚姻持続期間三年以上四年未満で平均的に一兒を生産してゐる。婚姻持続期間がそれ以上に長くなると、収入五〇圓未満の収入階級及び収入一〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、婚姻持続期間の推移に伴つて、出産力は

略ぼ均等に増大してゐるが、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、出産力は幾分大なる割合で増大してゐる場合が多い。例へば婚姻持続期間五年以上六年未満では、収入五〇圓未満の夫婦及び収入一〇圓以上一〇〇圓未満の夫婦は平均的にそれ〴〵一・五及び一・七の出生兒を有つてゐるが、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の夫婦は平均的に一・九の出生兒を有つてゐる。婚姻持続期間十一年以上十六年未満では、収入五〇圓未満の夫婦及び収入一〇圓以上一〇〇圓未満の夫婦は平均的にそれ〴〵三・五及び三・六の出生兒を有つてゐるが、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の夫婦は

平均的に三・七の出生兒を有つてゐる。また婚姻持続期間二十一年以上三十一年未満では、収入五〇圓未満の夫婦も収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の夫婦も平均的に共に五・〇の出生兒を有つてゐるが、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の夫婦は五・三の出生兒を有つてゐる。

要するに一般賃銀労働者に在つては、比較的短かき婚姻持続期間内では、収入と關係なく略ぼ均等の出産力を有ち、婚姻持続期間が長くなるに伴つて、収入の多き階級が稍大なる出産力を有つてゐると言ひ得る。

一五、一般賃銀労働者の内譯職業別による夫の収入階級別、婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數

一般賃銀労働者の職業を内譯にすれば、工場労働者、鑛山労働者及び交通現業員に再別される。一般賃銀労働者全體を収入階級別及び婚姻持続期間別に分類した場合でさへも、収入一五〇圓以上の収入階級に於ては、觀察數は少かつたのであるから、之を更に内譯職業別に細分すれば觀察數はいよ〴〵少くなるであらう。しかし整理された結果表があるから、解説を差控へて、左にそれを掲げて置く。

尙、収入の記入なき調査票は、工場労働者に一〇五、鑛山労働者に二六、交通現業員に一〇八あつたことを書き添へて置く。

A、工場労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第二六表 工場労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一年	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二年	三	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三年	四	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
四年	五	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
五年	六	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
六年	七	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
七年	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
八年	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
九年	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一〇年	一一	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一一—一五年	一二	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一六—二〇年	一三	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
二一—三〇年	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
三一—四〇年	一五	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
四一年以上	一六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
合計		一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六

B、鑛山労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第二七表 鑛山労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三年	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
四年	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五年	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
六年	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
七年	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
八年	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
九年	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇年	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一一—一五年	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一六—二〇年	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
二一—三〇年	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
三一—四〇年	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
四一年以上	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
合計		一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六

C、交通現業員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數
一年未滿	五〇圓未滿	1	1	1.0	24	8	0.33	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
一年	五〇圓以上一〇〇圓未滿	2	2	1.0	50	33	0.66	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
二年	一〇〇圓以上一五〇圓未滿	1	1	1.0	5	1	0.2	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
三年	一五〇圓以上二〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	4	0.8	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
四年	二〇〇圓以上三〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	7	1.4	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
五年	三〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	8	1.6	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
六年		4	4	1.0	5	8	1.6	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0
七年		1	1	1.0	9	7	0.78	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
八年		1	1	1.0	16	11	0.69	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
九年		3	3	1.0	20	17	0.85	3	3	1.0	3	3	1.0	3	3	1.0	3	3	1.0
一〇年		2	2	1.0	4	3	0.75	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
一一一五年		5	5	1.0	37	29	0.78	5	5	1.0	5	5	1.0	5	5	1.0	5	5	1.0
一六二〇年		4	4	1.0	21	14	0.67	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0
二一三〇年		2	2	1.0	11	7	0.64	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
三一四〇年		1	1	1.0	7	5	0.71	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
四一年以上		1	1	1.0	8	6	0.75	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
合計		50	50	1.0	488	355	0.73	50	50	1.0	50	50	1.0	50	50	1.0	50	50	1.0

第二八表 交通現業員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數
一年未滿	五〇圓未滿	1	1	1.0	24	8	0.33	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
一年	五〇圓以上一〇〇圓未滿	2	2	1.0	50	33	0.66	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
二年	一〇〇圓以上一五〇圓未滿	1	1	1.0	5	1	0.2	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
三年	一五〇圓以上二〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	4	0.8	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
四年	二〇〇圓以上三〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	7	1.4	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
五年	三〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	8	1.6	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
六年		4	4	1.0	5	8	1.6	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0
七年		1	1	1.0	9	7	0.78	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
八年		1	1	1.0	16	11	0.69	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
九年		3	3	1.0	20	17	0.85	3	3	1.0	3	3	1.0	3	3	1.0	3	3	1.0
一〇年		2	2	1.0	4	3	0.75	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
一一一五年		5	5	1.0	37	29	0.78	5	5	1.0	5	5	1.0	5	5	1.0	5	5	1.0
一六二〇年		4	4	1.0	21	14	0.67	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0
二一三〇年		2	2	1.0	11	7	0.64	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
三一四〇年		1	1	1.0	7	5	0.71	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
四一年以上		1	1	1.0	8	6	0.75	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
合計		50	50	1.0	488	355	0.73	50	50	1.0	50	50	1.0	50	50	1.0	50	50	1.0

婚姻持 續期間	職業別	工場労働者	鑛山労働者	交通現業員
七 年		一	三	五〇
八 年		一	六	一〇
九 年		一	七	一七
一〇 年		一	七	一七
一一 一五年		一	九	二一
一二 一五年		一	九	二一
一六 一二年		三	七	一三
二一 一三〇年		三	七	一三
二一 一四〇年		三	七	一三
三二 一四〇年		六	九	一六
四一 一年以上		六	九	一六
合計		二九	六九	一〇八

一六、同一収入階級に於ける一般賃銀労働者の内譯職業別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

夫の収入五〇圓以上一〇〇圓未満に於ける職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

階級では、工場労働者、鑛山労働者及び交通現業員の夫婦數はいづれも相

第二九表 夫の収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持 續期間	職業別	工場労働者			鑛山労働者			交通現業員		
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數
一 年	未 滿	二四五	四〇	〇・二	三六	六	〇・二	二四	八	〇・三
一 年		五四七	三〇六	〇・六	一三三	七九	〇・六	五〇	二二	〇・四
二 年		五二四	四三三	〇・九	一二七	八七	〇・七	五二	四四	〇・八
三 年		四五四	五二五	一・二	一二八	八七	一・〇	五九	四四	〇・八
四 年		四四二	五九六	一・四	一六二	一〇八	一・三	五六	六九	一・二
五 年		三九八	七〇四	一・八	一四〇	一三三	一・七	五四	六九	一・二
六 年		三三一	六八七	二・一	一一六	二四〇	二・一	四八	七八	一・六
七 年		二八三	六三五	二・三	九八	二二四	二・三	五一	一一〇	二・四

出産力調査結果の概説

八	年	二五六	六九六	二八	八八	一九九	二二三	六〇	一一五	一九
九	年	二五五	七二四	二九	一〇二	二八四	二二八	六八	一八七	二八
一〇	年	二五五	七九四	三二	九四	二七二	二二九	八八	二五三	二九
一一	一五年	一、〇三三	三、七八〇	三七	三七三	一、三一五	三三五	七九一	二、七三六	三五
一二	二〇年	七三二	三、四五四	四八	一八一	七九七	四〇四	六〇五	二、四三八	四〇
一三	三〇年	四三六	二、三三八	五四	一四四	七一八	五〇〇	二九三	一、三四一	四六
一四	四〇年	六	二二二	三七	八	三九	五〇	八	四四	五五
一五	四一年以上	三	二二	七三	一	一	一	一	一	一
合	計	六、一九〇	一五、七五六	二六	一九三〇	四、八一八	二二五	二、三〇七	七、六二三	三三

第二九表について見るに、婚姻持續期間一年未滿乃至四年未滿では、多少の例外あるも、一夫婦當り出生兒數は、職業の種類に關係なく、略ぼ均等である。例へば婚姻持續期間一年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、交通現業員の〇・三を除けば、いづれも〇・二である。婚姻持續期間一年以上二年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、大體、〇・六であつて、交通現業員の〇・四のみが稍小さい。また婚姻持續期間三年以上四年未滿では、いづれの職業に在つても、一夫婦當り出生兒數は一・〇乃至一・二である。然るに婚姻持續期間がそれ以上に達すると、工場労働者の出産力は、他の職業に比較して、幾分高くなつてゐる。また鑛山労働者の出産力は、交通現業員の出産力よりも稍高い。例へば婚姻持續期間八年以上九年未滿では、一夫婦當り出生兒數は工場労働者に在つては二・八であるが、鑛山労働者に在つては二・三、交通現業員に在つては一・九に過ぎない。婚姻持續期間十一年

以上十六年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、工場労働者に在つては三・七であるが、鑛山労働者及び交通現業員に在つてはいづれも三・五である。また持續期間二十一年以上三十二年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、工場労働者に在つては五・四であるが、鑛山労働者に在つては五・〇、交通現業員に在つては四・六である。

要するに収入五〇圓以上一〇〇圓未滿の収入階級に在つては、比較的短かき婚姻持續期間内では、職業の種類によつて、出産力に大した差等あるを認めることが出来ない。しかし婚姻持續期間が長くなるに伴れて、出産力の増大傾向は、工場労働者に於て最も大である。交通現業員に於て最も小である。

次に夫の収入一〇〇圓以上二五〇圓未滿の収入階級に於ける内譯職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第三〇表の如くである。

第三〇表 夫の収入一〇〇圓以上二五〇圓未滿の収入階級に於ける職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	工場労働者		鑛山労働者		交通現業員	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一一	七	一一	一	二	一
		〇・六		〇・一		〇・五

一	年	四〇	二八	〇・七	三九	一九	〇・五	一	一	〇・一
二	年	二七	二一	〇・八	四二	三一	〇・七	八	七	〇・九
三	年	三二	三七	一・二	五四	五八	一・一	五	四	〇・八
四	年	三一	四二	一・四	五六	六二	一・一	八	一〇	一・三
五	年	三八	七七	二・〇	四八	八〇	一・七	一一	二三	二・一
六	年	四八	九七	二・〇	四一	八九	二・二	六	六一	二・一
七	年	四八	九七	二・九	四〇	一一五	二・九	六	一〇	一・七
八	年	五一	一一一	二・四	四一	一一八	二・九	三三	七八	二・四
九	年	四三	一〇七	二・五	四二	一二一	二・九	二二	五九	二・七
一〇	年	五七	一六九	三・〇	四六	一四三	三・一	一九	五八	三・一
一一	一五年	三二一	一、一七一	三・六	一四一	五四四	三・九	二〇七	七四六	三・六
一二	一二年	三七二	一、七二八	四・六	一二二	五三三	四・八	一八一	八〇八	四・五
一三	一三年	三九九	二、一九八	五・五	七四	三四〇	四・六	九七	四七五	四・九
一四	一四年	一四	七八	五・六	一	一	四・六	三	一二	四・〇
一五	一五年以上	六	四二	七・〇	一	一	一	一	一	一
合	計	一、五三八	六、〇六三	三・九	七八八	二、二五四	二・九	六〇九	二、三〇三	三・八

第三〇表について見るに、いづれの職業に於ても、全體としての夫婦数は相當に多いが、賃銀労働者に在つては、婚姻持続期間が相當に長くならなければ、即ち婚姻後相當の年月を経過したものでなければ、一〇〇圓以上の収入を得ることは困難であると思えて、婚姻持続期間六七年では、いづれの職業に於ても觀察数は著しく少い。これでは婚姻持続期間八年以上の者のみにつて其の出産力を觀察するに止めて置かう。婚姻持続期間八年以上の夫婦について、職業別出産力を比較して見るに、鑛山労働者の出産力が最も高く、工場労働者及び交通現業員の出産力は、大體に於て均等である。例へば婚姻持続期間八年以上九年未満では、一夫婦當り出生兒數は、鑛山労働者の二・九が最も高く、工場労働者及び交通現業員に在つてはいづれも二・四である。婚姻持続期間十一年以上十六年未満では、一夫婦當りの出生兒數は、鑛山労働者の三・九が最も高く、工場労働者及び交通現業員に在つてはいづれも三・六である。また婚姻持続期間十六年以上二十一年未満では、一夫婦當り出生兒數は、鑛山労働者に在つては四・八であるが、工場労働者に在つては四・六、交通現業員に在つては四・五である。要するに収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級については、觀察数が少いために、比較的短かき婚姻持続期間内の出産力を職業別に比較することは出来ないが、長き婚姻持続期間について見れば、鑛山労働者の出産力が最も高く、工場労働者及び交通現業員の出産力は略ぼ均等である。

出生力調査結果の概説

一七、農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻
 持續期間別夫婦數及び出生兒數

農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び
 出生兒數を示せば第三一表の如くである。

第三一表 農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持 續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上二〇〇圓未満		一〇〇圓以上二五〇圓未満		二五〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一	六	二〇	二	二	一	一	一	一	一	一
一年	二	六	三〇	七	元	一	一〇	一	一〇	一	一〇
二年	三	一四	九二	七	六四	六	一三	一	一〇	一	一〇
三年	四	三	二〇	九	五九	一	二〇	一	一〇	一	一〇
四年	五	二五	一七	一〇	一四	六	一〇	一	一〇	一	一〇
五年	六	六	一七	七	二八	四	一五	一	一〇	一	一〇
六年	七	七	一八	七	二八	二	一五	一	一〇	一	一〇
七年	八	七	一九	七	二八	二	一五	一	一〇	一	一〇
八年	九	七	一九	七	二八	二	一五	一	一〇	一	一〇
九年	〇	七	一九	七	二八	二	一五	一	一〇	一	一〇
一〇年	一	八	二〇	八	二九	三	一六	一	一〇	一	一〇
一一年	二	八	二〇	八	二九	三	一六	一	一〇	一	一〇
一二年	三	八	二〇	八	二九	三	一六	一	一〇	一	一〇
一三年	四	八	二〇	八	二九	三	一六	一	一〇	一	一〇
一四年	五	八	二〇	八	二九	三	一六	一	一〇	一	一〇
一五年	六	八	二〇	八	二九	三	一六	一	一〇	一	一〇
合計		一九八	六五八	五三	一四九	四七	三〇	九四	三七	五五	七

農村在住賃銀労働者の夫の収入調査に於て、収入を記入しなかつた者が
 四九〇あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第三一表について見るに、農村在住賃銀労働者の總數は三、五九六であ
 るが、その中で三、四七六は収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に屬
 してゐる。そして収入一〇〇圓以上の者は僅か一二〇に過ぎない。従つて
 こゝでは、収入五〇圓未満及び収入五〇圓以上一〇〇圓未満の二収入階級

のみについで、婚姻持続期間別出産力を観察するに止めて置く。

そこで収入五〇圓未満の収入階級と収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級について、婚姻持続期間別出産力を比較するに、若干の例外はあるが、婚姻持続期間の推移に伴つて、兩者の出産力は、略ぼ同一の程度で増大してゐることが看取される。即ち平均的に一兒を生産するには二年乃至三年の婚姻持続期間を要し、平均的に二兒を生産するには五年乃至六年の婚姻持続期間を要し、また平均的に三兒を生産するには約十年の婚姻持続期間を要することになつてゐる。

農村在住賃銀労働者については、一般賃銀労働者の場合の如く、職業の内譯別に關する資料を作製しなかつた。觀察數が更に少くなるからである。従つて農村俸給生活者の場合に於けると同様、農村賃銀労働者についても、内譯職業別による夫の収入階級別婚姻持続期間別出産力については、こゝで説明することは出来ない。

最後に同一収入階級に於ける一般賃銀労働者と農村在住賃銀労働者とでは、婚姻持続期間別出産力に如何なる差等あるかを觀察しようと思ふ。しかし一般賃銀労働者及び農村在住賃銀労働者共に觀察數の相當に多いのは収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級であるから、こゝではこの収入階級に於ける一般賃銀労働者と農村在住賃銀労働者の婚姻持続期間別一夫婦當り出生兒數を示せば左の第三二表の如くである。

第三二表 収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に

婚姻持続期間	一般賃銀労働者の一夫婦當り出生兒數		農村在住賃銀労働者の一夫婦當り出生兒數	
	一	未	一	未
一年	0.11	0.11	0.11	0.11

出産力調査結果の概説

年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	以上	合計
出生兒數	0.6	0.8	1.1	1.3	1.7	2.0	2.2	2.5	2.8	3.0	3.6	27.7
出生兒數	0.5	0.9	1.0	1.4	1.5	1.7	2.3	2.7	2.5	3.1	3.8	30.0

第三二表について見るに、一般賃銀労働者に在つても、また農村在住賃銀労働者に在つても、婚姻持続期間の推移と共に、一夫婦當り出生兒數は次第に増加してゐるが、しからば一般賃銀労働者と農村在住賃銀労働者とは、いづれの出産力が、婚姻持続期間の推移に伴つて一層増大してゐるかは、第二十九表によつて明確に斷定することは困難である。ある婚姻持続期間では、一般賃銀労働者の出生兒數が高くと、他の婚姻持続期間では、農村在住賃銀労働者の出生兒數が高くなつてゐて、一定の傾向を捕へることが出来ないからである。しかし各個の婚姻持続期間に於ける兩者の出産力の差等はいづれも僅少であるから、概括的に言つて、一般賃銀労働者と農村在住賃銀労働者とに於ける婚姻持続期間別出産力は略ぼ均等である。

と見るのが、眞實に近いのではなからうか。

一八、農業者の耕作段別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

農業者の經濟的地位を區分するには、俸給生活者又は賃銀労働者の如く、夫の收入額によることは困難である爲めに、耕作段別にその基準を求

めることにした。また地主にして自ら耕作する者もあらうが、地主に對してはその耕作段別を調査しなかつたから、地主は耕作段別による農業者と區別して表章した。
農業者の耕作段別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第三三表の如くである。

第三三表 農業者の耕作段別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	五段未滿		五段以上一町未滿		一町以上二町未滿		二町以上三町未滿		三町以上		地主					
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數				
一年未滿	23	6	106	15	5	8	5	1	0	1	1	1				
一	84	6	151	108	103	51	8	5	3	3	3	0				
二	111	6	291	28	191	100	27	1	7	2	4	0				
三	133	11	341	29	274	193	27	3	7	4	4	0				
四	107	15	266	44	273	253	26	3	0	9	4	3				
五	109	17	221	43	191	364	20	2	7	2	10	7				
六	101	18	243	53	163	387	19	4	8	9	9	2				
七	85	23	224	57	174	439	15	3	6	9	9	2				
八	101	25	250	65	190	583	19	2	9	2	10	2				
九	93	25	242	78	225	672	23	2	7	2	9	2				
一〇	87	22	270	87	227	765	33	3	7	2	7	2				
一一	48	26	235	87	200	446	23	3	8	2	3	2				
一二	40	24	147	54	136	596	13	2	6	2	3	2				
一三	70	33	193	103	202	1,017	22	2	8	2	7	2				
一四	72	37	167	88	100	578	21	2	4	2	6	2				
一五	59	40	127	88	100	578	11	2	1	2	7	2				
一六	40	44	114	54	126	965	6	2	0	2	3	2				
一七	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
一八	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
一九	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二〇	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二一	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二二	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二三	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二四	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二五	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二六	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二七	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二八	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
二九	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三〇	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三一	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三二	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三三	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三四	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三五	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三六	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三七	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三八	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
三九	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四〇	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四一	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四二	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四三	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四四	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四五	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四六	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四七	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四八	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
四九	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
五〇	40	43	143	47	100	1,017	8	2	1	2	3	2				
合計	4,900	153,300	38,669	3,651	41,788	3,330	45	94	4,866	50	476	2,375	48	374	1,365	27

農業者の耕作段別調査に於て、耕作面積を記入しなかつた者が五〇〇あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第三三表について見るに、いづれの農業者に在つても、出産力は婚姻持續期間の推移に伴つて増大してゐるが、同一婚姻持續期間内に於けるそれぞれの生産力を比較すれば、大體に於て、耕作面積の大なる農業者ほど大なる出産力を有つてゐる。そして地主の出産力は最も小さく、多くの場合、耕作面積五段以下の農業者に於ける出産力よりも更に低い。例へば婚姻持續期間一年以上二年未満の一夫婦當り出生兒數は、耕作面積五段未満及び一町以上二町未満の農業者では〇・五であるが、耕作面積二町以上三町未満及び三町以上の農業者ではそれ〇・六及び〇・八である。そして地主では零である。婚姻持續期間四年以上五年未満の一夫婦當り出生兒數は、耕作面積五段未満及び五段以上一町未満の農業者ではいづれも一・四であるが、一町以上二町未満の農業者では一・五、二町以上三町未満の農業者では二・一、三町以上の農業者では一・八である。そして地主では一・三に過ぎない。婚姻持續期間七年以上八年未満の一夫婦當り出生兒數は、耕作面積五段未満の農業者では二・二であるが、五段以上一町未満の農業者では二・六、一町以上二町未満の農業者では二・五、二町以上三町未満の農業者では二・六、三町以上の農業者では三・一である。そして地主では一・一に過ぎない。更に婚姻持續期間十年以上十一年未満の一夫婦當り出生兒數は、耕作面積五段未満の農業者では三・二であるが、五段以上一町未満の農業者では三・三、一町以上二町未満及び二町以上三町未満の農業者ではそれぞれ三・五、三町以上の農業者では三・八である。そして地主では二・四に過ぎない。多少の例外があるが、其の他の婚姻持續期間の一夫婦當り出生兒數を見ると、大體に於て、これと同一の傾向あることを看取することが出

出産力調査結果の概説

來るのである。俸給生活者に在つては、短かき婚姻持續期間では収入階級の如何を問はず出産力は略ぼ均等であり、婚姻持續期間が長くなるに伴つて、収入の最も少なき階級と収入の最も多き階級の出産力は高まる傾向を有ち、また賃銀労働者に在つては、短かき婚姻持續期間では収入階級の如何を問はず出産力は略ぼ均等であり、婚姻持續期間が長くなるに伴つて、収入の多き階級の出産力が高まる傾向があつたが、農業者の場合は之と多少趣を異にしてゐて、耕作面積の大なる農業者ほど出産力が大であり、また婚姻持續期間の推移に伴つて、出産力は一層高まつてゐるのである。しかし地主の出産力は耕作面積の最も少き農業者の出産力よりも一般に劣つてゐる。地主は農村に於ては最も經濟的地位の高き階級であるから、耕作面積の最も多き農業者よりも大なる出産力を有つてゐるやうに想像され易いが、事實は之と全く相反してゐる。耕作面積三町以上の農業者及び地主の觀察數は比較的に少ない爲めにかゝる結果を示してゐるのではなからうかとも一應は考へられるが、今述べた傾向はいづれの婚姻持續期間についても見られるのであるから、觀察數が増加しても、この傾向には變化ないであらう。もし然りとすれば、何故に地主の出産力は低く、また婚姻持續期間の推移に伴つて増大する割合も著しく小さいのであらうか。この點については特別の調査研究を要するであらう。

一九、一般中小商工業者の國稅營業收益稅納稅額別に

よる婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

中小商工業主の經濟的地位の區分は、國稅營業收益稅納稅額を基準とした。先づ一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第三四表の如くである。

第三四表 一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	納稅額別	免稅者		二五圓未滿		二五圓以上五〇圓未滿		五〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		一一	二	六	一	五	一	一一	三
一年		二八	一四	一九	一一	一七	一〇	四一	二四
二年		二三	二五	一八	一九	二〇	一七	四七	五三
三年		二六	二九	三三	三九	三五	四七	五七	七四
四年		二九	三九	三〇	四四	二六	四五	七五	一五二
五年		三三	六〇	二七	四九	二九	五四	六四	一四六
六年		三一	六一	四二	八七	三六	六一	八三	一七八
七年		二七	七〇	四五	九三	三〇	七六	七六	一九五
八年		二七	六〇	三五	八〇	三八	一一六	八二	二〇八
九年		一八	五六	三六	九六	二三	六八	一〇九	三二〇
一〇年		一九	六四	四七	一三四	二四	七四	一〇一	二八五
一一一五年		七三	二八	一四七	四九五	一四四	四八五	五四四	一、九三四
一六二〇年		七一	三〇九	一〇五	三九九	一三七	五六三	四九五	二、二二四
二一三〇年		七六	三五〇	一五	五八	一六	五四五	五三〇	二、四一六
三一四〇年		二九	一一七	二九	一四三	二九	一四六	一三三	六七〇
四一年以上		二	一七	九	四三	一四	六八	一七	九一
合計		五三三	一、四九一	七四三	二、二五一	七二三	二、三七六	三、三三	二、四六〇
								八、八六三	三、六

一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額調査に於て、其の納稅額を記入しなかつた者が五四三あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第三四表について見るに、比較的短かき婚姻持續期間例へば一年未滿乃

至四年未滿では、納稅階級によつて、出産力には大した差等はない。即ち

婚姻持續期間一年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、大體に於て、〇・二であり、婚姻持續期間一年以上二年未滿では、一夫婦當り出生兒數は〇・六である。そして平均的に一兒を生産するには、いづれの納稅階級に於ても、

二年以上三年未滿の婚姻持續期間を要してゐる。然るに婚姻持續期間が四年以上八年未滿では、最も高き納稅階級即ち納稅額五〇圓以上の納稅階級

に於ける出産力が最も高い。例へば婚姻持續期間四年以上では、一夫婦當り出生兒數は二・〇であるが、その他の納稅階級では一・三乃至一・七に過ぎない。また婚姻持續期間七年以上八年未滿では、一夫婦當り出生兒數は二・六であるが、免稅者の一夫婦當り出生兒數が之と同一であることを除けば、他の納稅階級の一夫婦當り出生兒數は之よりも少い。更に婚姻持續期間が長くなると、免稅者の出産力が最も高く、納稅額五〇圓以上の階級の出産力が之に亞いで高い。之に反して納稅額二五圓未滿の階級の出産力は最も低い。例へば婚姻持續期間十年以上十一年未滿では、免稅者の一夫婦當り出生兒數三・四が最も高く、納稅額二五圓未滿の階級の一夫婦當り出生兒數二・七が最も低い。また婚姻持續期間十六年以上二十一年未滿では、免稅者の一夫婦當り出生兒數四・四が最も高く、納稅額二五圓未滿の階級の三・

第三五表 農村在住商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	納稅額別	免稅者		二五圓未滿		二五圓以上五〇圓未滿		五〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一八	三	〇・二	五	一	一	二	一	〇・〇
一年	三一	一三	〇・四	八	五	一	九	二	〇・五
二年	四〇	二七	〇・七	八	四	二	二	二	一・五
三年	四三	四六	一・一	八	四	二	五	三	一・〇
四年	三一	五一	一・六	一五	六	一	二	四	一・五
五年	四五	八一	一・八	二〇	三	二	五	三	一・七
六年	三四	六〇	一・八	一八	四	七	六	三	一・七
七年	二四	四八	二・〇	二二	二	七	一	六	二・五
八年	三三	七〇	二・一	二二	九	七	一	七	二・七
九年	三九	八三	二・一	二二	九	七	一	七	二・七
一〇年	四二	一〇五	二・五	一九	四	四	一	七	三・〇

八が最も低いのである。

要する一般中小商工業主に在つては、比較的短かき婚姻持續期間では、いづれの階級でも略ぼ均等の出産力を有つてゐる。婚姻持續期間がそれよりも長くなると、最も納稅額の多い階級の出産力が最も高くなり、婚姻持續期間が更に長くなると免稅者の出産力が最も高いのである。

二〇、農村在住商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

農村在住商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第三五表の如くである。

一	一	一	五	年	一七六	五七三	三三	七八	二五二	三三	三三	三一	四八七	一六六五
一	六	一	二	〇	年	一五四	五五四	三六	八四	三四七	四一	二七	一三四	三〇〇
二	一	一	三	〇	年	二二五	九一五	四三	一四四	五〇一	四〇	四六	一八二	四〇〇
三	一	一	四	〇	年	八九	四二四	四八	四七	三三三	四七	三三	一〇二	四六
四	一	年	以	上	三六	一五九	四四	一五	八〇	五三	五	三	二六	三八
合	計				一〇五二	三三二二	三一	四八七	一六六五	三四	一七〇	六三〇	三七	二〇八

農村在住商工業主の國稅營業收益稅納稅調查に於て、其の納稅額を記入しなかつた者が一、六一〇にも達した。これは農村在住商工業主の四割五分に當るのであるが、不完全記入の調査票として除外した。

第三五表について見るに、納稅額二五圓以上五〇圓未満及び納稅額五〇圓以上の階級に在つては觀察數は極めて少いから、其の出産力を他の納稅階級の出産力と比較することは困難である。そこで免除者及び納稅額二五圓未満の階級のみについて、婚姻持續期間別出産力を觀察するに止めて置かう。

免稅者に在つても、また納稅額二五圓未満の階級に在つても、婚姻持續期間の推移に伴つて出産力は次第に増大してゐるが、比較的短かき婚姻持續期間では、免除者の出産力の方が大である。例へば婚姻持續期間二年以上三年未満では、納稅額二五圓未満の階級の「夫婦當り出生兒數」は〇・五であるが、免稅者のそれは〇・七である。婚姻持續期間三年以上四年未満では、納稅額二五圓未満の階級に於ける「夫婦當り出生兒數」は〇・八であるが、免稅者のそれは一・一である。また婚姻持續期間五年以上六年未満では、納稅額二五圓未満の階級の「夫婦當り出生兒數」は一・六であるが、免稅者のそれは一・八である。然るに婚姻持續期間がそれ以上に長くなると、納稅額二五圓未満の階級の出産力は、免稅者の生産力に比較して、稍高いか或は略ぼ均等である。

二一、富有階級及びカード階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

富有階級及びカード階級にはいづれも各種の職業に従事してゐる者が含まれてゐる。しかし觀察數は多くないから、これを職業別に分けて婚姻持續期間別出産力を比較考査することは困難である。従つてこゝでは經濟的に最も上層の階級と最も下層の階級とに於ける婚姻持續期間別出産力を觀察する目的で、富有階級とカード階級の婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示すことにした。第三六表の如くである。

第三六表 富有階級及びカード階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	富有階級		カード階級	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未満	一	一〇	一	一
一年	四	〇・五	一四	一九
二年	八	〇・八	二三	二五
三年	五	一・八	二〇	二六
四年	五	一・四	三二	五六
五年	六	一・五	四七	一〇八

六	年	八	二〇	二・五	五七	一三〇	二・三
七	年	九	二九	三・三	五四	一三九	二・六
八	年	九	一六	一・八	五五	一六六	三・〇
九	年	二二	三三	一・八	七八	二五七	三・三
一〇	年	一三	三一	二・四	八六	二九二	三・四
一一	一五年	七四	二三八	三・三	五一	二四三	四・四
一二	二〇年	一一九	四八二	四・一	四七七	二六六	五・六
一三	三〇年	二九七	一二九五	四・四	二八七	一七六五	六・一
一四	四〇年	一六〇	七七三	四・八	四三	二三七	五・五
一五	四一年以上	六〇	三三七	五・六	六	三九	六・五
合	計	七九〇	三二七七	四・一	一七九〇	八、一六三	四・六

第三六表について見るに、富有階級に在つては、婚姻持續期間十年未満では觀察數は著しく少い。この婚姻持續期間内では、未だ自ら第三種所得税千圓以上を納め得る年齢に達してゐる者は少いのであらう。それで婚姻持續期間十年以上の夫婦について出産力を見るに、婚姻持續期間の推移に伴つて生産力は次第に増大してゐることが明らかに看取出来る。カード階級に於ても亦同一の傾向を示してゐる。次に同一婚姻持續期間に於ける富有階級とカード階級の出産力を比較すれば、カード階級の出産力は富有階級の出産力よりも常に大である。例へば婚姻持續期間十一年以上十六年未満では、富有階級の一夫婦當り出生兒數は三・二であるが、カード階級のそれは四・四である。婚姻持續期間十六年以上二十一年未満では、富有階級の

妊孕期間經過後の夫婦について平均出生兒數を觀察した場合、富有階級及びカード階級は農業者と共に最も多く子女を生産してゐることを述べた。殊にカード階級は平均出生兒數の多いことは第一位であつた。一夫婦當り出生兒數を婚姻持續期間別に觀察しても、カード階級の出産力は、富有階級の出産力に比較して、いづれの婚姻持續期間に於ても、遙かに勝つてゐることを確め得るのである。

二二、妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

昭和十三年に於ける母の年齢に依り分ちたる出生數を見るに、出生總數一、八六七、〇六八に對して母の年齢四十五歳以上の出生數は八、五二七である。斯くの如く四十五歳以上の妻にして生産する場合もあるが、出生總數に對する割合は極めて僅少であるから、妻の年齢四十五歳以上の夫婦を妊孕期間經過後の夫婦と看做せば、この出生力調査に於ける妊孕期間經過後の夫婦數は一八、三二〇である。

第三七表 妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	夫婦ノ實數	百分比
〇	二、六六五	一四・五五
一	一、二三八	六・七六
二	一、二九二	七・〇五
三	一、五六七	八・五五
四	一、八五四	一〇・二二
五	二、〇三五	一一・一一
六	二、一二七	一一・六一
七	一、八八三	一〇・二八

出生力調査結果の概説

八	一五二九	八三五
九	一〇七二	五八五
一〇	六八四	三三三
一一	二三九	一三〇
一二	九八	〇五三
一三	二五	〇一四
一四	一〇	〇〇五
一五	一	〇〇一
一六	一	一
一七	一	〇〇一
合計	一八、三二〇	一〇〇〇〇

妊孕期間經過後の夫婦に於ける平均出生兒數は四・六四であることは既に述べた所であるが、第三七表について生産度數分布を見るに、夫婦總數一八、三二〇に對して二、六六五即ち一四・五五%は一兒もなく、六・七六%は一兒、七・〇五%は二兒、八・五五%は三兒、一〇・一二%は四兒を有ち、五兒以下の出生兒を有つてゐる夫婦は全體の四七・〇三%を占めてゐる。これ等の夫婦は平均出生兒數以下の出生兒を有つてゐるのであつて、残りの五二・九七%が平均出生兒數以上の出生兒を有つてゐる。五人乃至八人の出生兒を有つてゐる夫婦は全體の四一・三五%であり、九人以上の出生兒を有つてゐる夫婦は僅かに一一・六一%に過ぎなからず。

從來、我が國には、不妊率に關し信頼するに足る統計資料が缺けてゐたやうに思ふのであるが、第三七表によつてこの缺陷が補はれたのであつて、一四・五五%と言ふ案外に高い不妊率のあることを確め得た。しかしこの統計資料については尙問題にすべき點がある。それは第二に不妊率は婚姻年齢特に妻の婚姻年齢によつて差等があることであり、第二に婚姻持續期間によつても差等があることである。この問題を Bungdörfer は Die

Schottische Familienstatistik von 1911 (Allg. Stat. Archiv. Bd. 9 Heft. 4. 1915) に於て論じてゐる。彼の研究の結果に従へば、妻の婚姻年齢が二十二歳以下の場合には、不妊率は四%、妻の婚姻年齢が十七歳乃至十九歳の場合には不妊率は三%に過ぎない。之に反して妻の婚姻年齢が大きくなるに伴れて不妊率は高くなり、妻の婚姻年齢が二十五歳に在つては七%、二十八歳に在つては一〇%、三十歳に在つては一二%、三十五歳に在つては五七%、四十歳に在つては五七%、四十三歳に在つては八〇%以上に達してゐる。彼は更に婚姻年齢二十歳乃至二十五歳の妻の集團について、婚姻持續期間別に、出産の經驗なき者の割合を計算したが、その結果は左の如くである。

婚姻持續期間	一年	七三・三%
二	二	三六・七%
三	三	一五・九%
四	四	一〇・一%
五	五	九・一%
六	六	八・四%
七	七	七・四%
八	八	六・七%
九	九	六・四%
一〇	一〇	六・〇%

Bungdörfer の研究によつて明らかである如く、不妊率の觀察には、婚姻年齢及び婚姻持續期間を考慮しなければならないのであるが、残念ながら、この種の結果表は未だ出来上つてゐないから、この問題の記述は別の機會に譲つて、ここでは婚姻年齢及び婚姻持續期間を度外視して、妊孕期間經過後の夫婦全體について、生産度數分布を説明するに止めて置く外はない。

二三、夫の職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

妊孕期間經過後の夫婦全體についての生産度數分布は、右に述べた如く

であるが、次に之を夫の職業別に觀察する必要がある。蓋し生産度數分布は、夫の職業の種類によつてそれぞれ特異の形態を示してゐると考へられるからである。夫の職業別による竝に富有階級及びカード階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を示せば第三八表の如くである。

第三八表 職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生 數	一般俸給生活者		農村在住俸給生活者		一般賃銀労働者		農村在住賃銀労働者		農業者		漁業者	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
0	101	10.5	93	16.6	264	16.4	158	19.5	137	33.6	119	33.1
1	95	9.9	52	9.3	163	10.7	66	8.5	56	13.4	40	11.4
2	83	8.6	44	7.8	145	9.0	45	5.6	33	7.8	31	8.7
3	114	11.8	61	10.9	143	8.9	65	8.3	63	15.3	44	12.5
4	126	13.0	62	11.0	162	10.1	74	9.4	101	24.1	47	13.3
5	158	16.4	70	12.5	171	10.6	80	9.8	115	27.6	46	13.0
6	118	12.3	60	10.7	166	10.3	77	9.5	122	29.2	55	15.4
7	89	9.2	38	6.8	159	9.9	88	10.8	170	40.7	44	12.3
8	43	4.4	30	5.3	89	5.5	67	8.3	103	24.5	43	11.9
9	25	2.6	24	4.3	85	5.3	51	6.3	75	17.8	18	5.0
10	14	1.4	16	2.9	33	2.0	29	3.6	46	10.9	22	6.1
11	3	0.3	5	0.9	14	0.8	5	0.6	17	3.9	5	1.4
12	1	0.1	3	0.5	6	0.3	2	0.2	7	1.6	1	0.2
13	1	0.1	1	0.1	3	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.2
14	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.2
15	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.2
16	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.2
17	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.2
合計	959	100.0	559	100.0	1603	100.0	810	100.0	1040	100.0	515	100.0

出産力調査結果の概説

其の二

出生 数	一般中小商工業主		農村在住商工業主		富有階級		カ下階級		合計	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
0	一八八	一五・八九	二八八	三三・〇七	五三	一〇・七五	一四	三・九七	二、六六五	一四・五五
一	一〇四	八・七九	九七	七・四三	三三	六・六九	一九	五・三八	一、二三八	六・七六
二	一〇九	九・三二	一一〇	八・四三	四五	九・一三	二七	七・六五	一、二九二	七・〇五
三	一一七	九・八九	九八	七・五一	五二	一〇・五七	四三	一一・一八	一、五六七	八・五五
四	一一七	九・八九	一三〇	九・九六	六七	一三・五九	三八	一〇・七六	一、八五四	一〇・一一
五	一三七	一一・五八	一三六	一〇・四三	六四	一三・九八	四八	一三・六〇	二、〇三五	一一・一一
六	一三六	一〇・六五	一三八	一〇・五七	六二	一三・五八	四三	一一・一八	二、一七二	一一・六一
七	一〇一	八・五四	一〇〇	七・六六	四四	八・九二	五〇	一四・一六	一、八八三	一〇・三八
八	八二	六・九三	八六	六・五九	二四	四・八七	三二	九・〇七	一、五二九	八・三五
九	五四	四・五六	六〇	四・六〇	一九	三・八五	二二	五・九五	一、〇七二	五・八五
一〇	三二	二・七〇	三九	二・九九	一八	三・六五	一五	四・五五	六八四	三・七三
一一	一一	〇・九三	一四	一・〇七	六	一・三三	三	〇・八五	二二九	一・三〇
一二	四	〇・三四	七	〇・五四	四	〇・八一	—	—	九八	〇・五三
一三	—	—	二	〇・一五	—	—	—	—	二五	〇・一四
一四	—	—	—	—	二	〇・四一	—	—	一〇	〇・〇五
一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一、八三三	一〇〇・〇〇	一、三〇五	一〇〇・〇〇	四九三	一〇〇・〇〇	三五三	一〇〇・〇〇	一、八三〇	一〇〇・〇〇

第三八表について、先づ職業別に生産度數分布を説明する。一般俸給生活者の平均出生兒數は四・一〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數九五九に對して一〇一即ち一〇・五三%は一兒も有つてゐない。これは一般俸給生活者の不妊率であるが、全體の平均的不妊率一四・五五%よりは低い。一兒を有する夫婦は全體の九・九一%、二兒を有する夫婦は八・六五%、三兒を有する夫婦は一一・八九%であつて、この合計は四〇・九八%に達してゐる。そして平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は全體の一・一〇%である。五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四六・九二%であつて、これ等の夫婦は平均出生兒數又はそれ以下の出生兒數を有する夫婦の出生兒數不足を補充してゐるのである。

農村在住俸給生活者の平均出生兒數は四・〇六であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數五五九に對して九三即ち一六・六四%は一兒も有つてゐない。これは農村在住俸給生活者の不妊率であつて、全體の平均的不妊率よりは稍高くなつてゐる。一兒を有する夫婦は全體の九・三〇%、二兒を有する夫婦は七・八七%、三兒を有する夫婦は一〇・九一%であつて、この合計は四四・七二%に當る。そして平均出生兒數と略ぼ同數の四兒を有つてゐる夫婦は一・〇九%である。平均出生兒數以上即ち五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四四・一九%である。

一般賃銀労働者の平均出生兒數は四・一〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一、六〇三に對して二六四即ち一六・四七%は一兒も有つてゐない。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四四・六〇%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四兒を有する夫婦は一〇・二一%である。残りの四五・二九%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

農村在住賃銀労働者の平均出生兒數は四・三六であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數八一〇に對して一五八即ち一九・五〇%は一兒も有たざる不妊夫婦である。農村在住賃銀労働者では全體の約二割が不妊夫婦であつて、全體の平均的不妊率よりは相當に高くなつてゐる。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四一・二三%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は九・一四%である。そして残りの四九・六三%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

農業者の平均出生兒數は四・九八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一〇、五四〇に對して一、三八七即ち一三・一六%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりは稍低い。出生兒五

人以下を有する夫婦は全體の四二・五一%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒五人を有する夫婦は一〇・六七%である。そして残りの四六・八二%は六人又は六人以上の出生兒を有つてゐる。

漁業者の平均出生兒數は四・〇四であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數五一五に對して一一九即ち二三・二一%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも著しく高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四五・四四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は九・二三%である。そして残りの四五・四三%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

一般中小商工業主の平均出生兒數は四・一七であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一、一八三に對して一八八即ち一五・八九%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四三・七八%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は九・八九%である。そして残りの四六・三三%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

農村在住商工業主の平均出生兒數は四・〇〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一、三〇五に對して二八八即ち二二・〇七%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも著しく高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四五・四四%であり、平均出生兒數と同數の出生兒四人を有する夫婦は九・九六%である。そして残りの四四・六〇%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

富有階級の平均出生兒數は四・五三であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數四九三に對して五三即ち一〇・七五%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも低い。四人以下の出生兒を

有する夫婦は全體の三七・一四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は一三・五九%である。そして残りの四九・二七%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

最後にカード階級の平均出生兒數は五・一八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數三五三に對して一四即ち三・九七%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率の三分の一以下である。五人以下の出生兒を有する夫婦は全體の三九・九四%であり、平均出生兒數と略

ぼ同數の出生兒五人を有する夫婦は一三・六〇%である。そして六人又は六人以上の出生兒を有する夫婦は四六・四六%である。

妊孕期間經過後の夫婦について生産度數分布を職業別に觀察したから、更に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒數を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第三九表について各職業間の比較觀察をしようと思ふ。

第三九表 妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合

不妊の夫婦	平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦	平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦	平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦
一般俸給生活者	一〇・五三	四〇・九八	四六・九二
農村在住俸給生活者	一六・六四	四四・七二	四四・一九
一般賃銀労働者	一六・四七	四四・六〇	四五・二九
農村在住賃銀労働者	一九・五〇	四二・三三	四九・六三
農業者	一三・一六	四二・五一	四六・八二
漁業者	二三・一一	四五・四四	四五・四三
一般中小農村在住	一五・八九	四三・七八	四六・三三
富階級	二二・〇七	四五・四四	四四・六〇
カード階級	一〇・七五	三七・一四	四九・二七
三階級	三・九七	三九・九四	四六・四六

第三九表について、先づ不妊夫婦の割合(以下、不妊率と稱す)を見るに、漁業者の二三・一一%が最も高く、之に亞いで農村在住商工業主の二二・〇七%、農村在住賃銀労働者の一九・五〇%が高い。また農村在住俸給

になると言ふのであるが、我が國に於ては、農村在住者の婚姻年齢は特に高いとは信ぜられない。この原因の究明は今後の研究に於てなさなければならぬ。

生活者は一般俸給生活者よりも、農村在住賃銀労働者は一般賃銀労働者よりも、更にまた農村在住商工業主は一般中小商工業主よりも高き不妊率を有つてゐる。農業者の一三・一六%が全體の平均不妊率一四・五五%より稍低いのを除けば、農村又は漁村在住者は職業種類の如何を問はず、常に高き不妊率を示してゐる。これは如何なる理由によるものであらうか。Burgdorferの研究に従へば、婚姻年齢の高まるに伴れて不妊率も高く

之に反してカード階級の不妊率は著しく低く僅かに三・九七%に過ぎない。既に述べた如くこのカード階級は殆んど全部東京市に在住する者であるが、この低き不妊率も亦意外である。之に亞いで一般俸給生活者の一〇・五三%、富階級の二〇・七五%が低い。いづれも全體の平均的不妊率以下である。

次に平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合は、不妊夫婦の割合

が比較的が多い職業即ち漁業者及び農村在住商工業主に於て甚だ高いことは當然のことと考へられるが、農村在住俸給生活者の四四・七二%が最も高くなつてゐる。農村在住俸給生活者に於ける不妊率は一六・六四%であつて、漁業者に於ける二三・一一%、農村在住商工業主に於ける二一・〇七%の不妊率よりも遙かに低いに拘らず、かゝる結果を示してゐるのは、三人以下の出生児を有する夫婦の割合が甚だ多いことに原因してゐるであらう。之に反して富有階級及びカード階級に於けるこの割合は三七・一四%及び三九・九四%であつて最も低いのは、不妊率が著しく低いのみならず、平均出生児数と同數又はそれ以上の出生児を有する夫婦の割合が比較的が高いことに原因してゐる。即ち富有階級及びカード階級に於ては、他の場合に比較して、平均出生児数と略ぼ同數の出生児を有する夫婦の割合が最も高く、また平均出生児数以上の出生児を有する夫婦の割合も比較的が高いのである。農村在住賃銀労働者に在つては、一方に於て、不妊率が高いに拘らず、他方に於て、平均出生児数以下の出生児を有する夫

婦の割合及び平均出生児数を略ぼ同數の出生児を有する夫婦の割合が比較的に低い爲めに、平均出生児数以上の出生児を有する夫婦の割合が特に高く、四九・六三%と言ふ最高の率を示してゐるのである。

二四、一般俸給生活者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

一般俸給生活者は、既に述べた如く、行政官、陸海軍々人、小學校教員、巡查及び銀行會社員に再別し得るのであつて、それらの内譯職業別に於ける妊孕期間經過後の夫婦當り平均出生児数はいづれも異なつてゐる。即ち行政官に於ては三・七七、陸海軍々人に於ては四・〇一、小學校教員に於ては四・五〇、巡查に於ては二・八〇、銀行會社員に於ては四・〇三である。これに應じて生産度數分布にも多少の差等があらうと考へられるから、次の第四〇表によつて、これ等内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を観察しようと思ふ。

第四〇表 一般俸給生活者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生 數	行政官		陸海軍々人		小學校教員		巡査		銀行會社員		合計	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	一一	九・四〇	八	三・〇八	二八	八・三三	一一	三・四五	四三	三・六八	一〇一	一〇・五三
一	一八	一五・三九	一〇	八・八五	二六	七・五四	八	一・七七八	三三	九・七四	九五	九・九一
二	一三	一一・一一	一一	九・七三	二四	六・九六	五	二・二一一	三〇	八・八五	八三	八・六五
三	一三	一一・一一	二二	一八・五八	三九	一一・三〇	四	八・八九	三七	一〇・九三	一二四	一二・八九
四	一一	九・四〇	一四	一一・三九	五三	一五・三六	六	一・三三三	三二	九・四四	一二六	一二・一〇
五	一九	一六・三四	二五	二一・三三	五二	一五・〇七	二	四・四四	六〇	一七・七〇	一五八	一六・四八
六	一四	一二・九七	二二	一〇・六三	四四	一二・七五	四	八・八九	四四	一二・三九	一一八	一二・三〇

七	二二	101.6	七	六1.9	三七	101.11	四	八8.9	二九	八5.5	八九	九2.8
八	四	33.3	二	17.7	一九	55.1	一	一	一八	53.1	四三	44.8
九	一	0.85	一	0.89	一五	43.5	一	一	八	23.6	二五	26.1
一〇	一	0.85	一	0.89	七	10.3	一	二1.3	四	11.8	一四	14.6
一一	一	—	一	0.89	一	0.9	一	一	一	0.14	三	0.11
合計	117	100.00	113	100.00	345	100.00	45	100.00	339	100.00	959	100.00

第四〇表によつて、先づ内譯職業別に生産度數分布を觀察する。行政官の平均出生兒數は三・七七であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一七に對して一一即ち九・四〇%は一兒も有つてゐない。行政官のこの不妊率は一般俸給生活者の平均的不妊率一〇・五三%よりは稍低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四七・〇一%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は九・四〇%である。そして残りの四三・五九%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

陸海軍々人の平均出生兒數は四・〇一であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一一三に對して八即ち七・〇八%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は平均的不妊率よりも約三割も低いのである。出生兒四人以下を有する夫婦は全體の四四・二四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は一一・三九%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四三・三七%である。

小學校教員の平均出生兒數は四・五〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數三四五に對して二八即ち八・一二%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は平均的不妊率よりも相當に低い。出生兒四人以下を有する夫婦は全體の三三・九二%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一五・三六%である。そして残りの五〇・七二%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

巡查の平均出生兒數は二・八〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數四五に對して二即ち二四・四五%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は恐るべく高い。巡查に在つては、妊孕期間經過後の夫婦四組について一組の不妊夫婦がある計算である。出生兒三人以下を有する夫婦は全體の五三・三四%に達して居り、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒三人を有する夫婦は八・八九%である。そして四人又は四人以上の出生兒を有つてゐる夫婦は三七・七七%である。

最後に銀行會社員の平均出生兒數は四・〇三であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數三三九に對して四三即ち一二・六八%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも高い。四人以下の出生兒を有つてゐる夫婦は全體の四二・一九%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は九・四四%である。そして残りの四八・三七%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

妊孕期間經過後の夫婦について生産度數分布を内譯職業別に觀察したから、更に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第四一表について、各内譯職業別の比較觀察をしようと思ふ。

第四一表 妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、

平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、
平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する
夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有す
る夫婦の割合

妊孕期間經過後 の夫婦一〇〇中	行政官	陸海軍 々々人	小學校 教員	巡査	銀行 會社員
不妊の夫婦	九・四〇	七〇・八	八・二二	二四・四五	一・二六八
平均出生兒數以下の出生 兒を有する夫婦	四七・〇一	四四・二四	三三・九二	五三・三四	四三・二九
平均出生兒數と略ぼ同數 の出生兒を有する夫婦	九・四〇	一一・三九	一五・三六	八・八九	九・四四
平均出生兒數以上の出生 兒を有する夫婦	四三・五九	四三・三七	五〇・七二	三七・七七	四八・三七

第四一表について、先づ不妊率を見るに、行政官、陸海軍々人及び小學校教員に在つては、いづれも平均的不妊率一〇・五三%よりは低く、特に陸海軍々人の不妊率七・〇八%は著しく低い。之に反して銀行會社員の不妊率は平均的不妊率よりも稍高く、巡査の不妊率は恐ろしく高い。銀行會社員の不妊率に比較しても約二倍であり、陸海軍々人の不妊率に比較すれば實に約三・五倍に達してゐる。巡査の不妊率は何故に斯くも高いのであらうか。農村在住者の高き不妊率と巡査の高き不妊率とは同一の原因によるものであらうか。農村在住者に在つては、一方に於て不妊率は高いが、他方に於て、平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合も相當に大であるために、少くとも平均四人以上の出生兒があることになつてゐる。然るに巡査に在つては不妊率が高いばかりではなく、平均出生兒數二・八〇以上の出生兒を有する夫婦の割合も著しく低いから、凡ゆる職業の中で、平均出生兒數は最も少いのである。巡査の不妊率は何故に著しく高く、また其の出産力は一般に甚だ低いかの原因を究明する必要があるであらう。

出産力調査結果の概説

次に平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合は、不妊率の最も高い巡査に於て最も高く五三・三四%に達してゐる。銀行會社員に在つては、其の不妊率は平均的不妊率よりも稍高いが、しかし平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合も、行政官又は陸海軍々人よりも高いのである。これ等の内譯職業の中では、不妊率が比較的到低く、そして平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合が最も高いのは小學校教員である。

二五、一般賃銀勞働者の内譯職業別による妊孕期間經過

後の夫婦の生産度數分布

一般賃銀勞働者は、工場勞働者、鑛山勞働者及び交通現業員に再別することが出来るのであつて、妊孕期間經過後に於ける夫婦の平均出生兒數は、それ々の職業によつて異なつてゐる。即ち工場勞働者の四・二六が最も多く、鑛山勞働者の四・〇一が之に亞ぎ、交通現業員の三・八二が最も少い。そこで一般俸給生活者の内譯職業別の場合に於けると同様、次の第四二表によつて、一般賃銀勞働者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を観察しようと思ふ。

第四二表 一般賃銀勞働者の内譯職業別による妊孕期

間經過後の夫婦の生産度數分布

出生 兒數	工場勞働者		鑛山勞働者		交通現業員		合 計
	夫婦ノ 實數	百分比	夫婦ノ 實數	百分比	夫婦ノ 實數	百分比	
〇	一六	二一・六	三六	二六・九	七〇	一四・九	二二四
一	九四	一〇・三	一六	一五・五	五三	一一・八	一三三
二	六六	七・八	三六	三三・六	五一	一〇・八	一四五
三	七二	八・三	一五	一四・七	五六	一一・二	一四三
四	五五	一〇・〇	一九	一八・六	五〇	一〇・五	一三三
							一六四七

五	八八	九三	三四	一六〇	四	一〇四	一七	一〇六
六	九七	一〇三	一九	八六	五〇	一〇六	一六	一〇六
七	一〇一	一〇九	三三	九二	三七	一〇九	九	一〇六
八	一一	一一四	三三	五六	二六	一〇九	九	一〇六
九	一一	一二一	三八	五七	三三	一〇九	九	一〇六
一〇	一一	一二八	三三	六四	三三	一〇九	九	一〇六
一一	一一	一三五	三三	七二	三三	一〇九	九	一〇六
一二	一一	一四二	三三	八〇	三三	一〇九	九	一〇六
一三	一一	一五〇	三三	八八	三三	一〇九	九	一〇六
合計	一一	一〇〇	三三	一〇〇	四〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第四二表によつて、先づ内譯職業別に生産度數分布を觀察する。工場労働者の平均出生兒數は四・二六であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數九二に對し、一五八即ち一七・一六%は一兒も有たざる不妊夫婦である。

この不妊率は一般賃銀労働者の平均的不妊率一六・四七%よりは稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四二・五七%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一〇・一〇%である。そして残りの四七・三三%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

鑛山労働者の平均出生兒數は四・〇一であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數二二に對して三六即ち一六・九八%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は平均的不妊率よりも僅かに高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四三・八六%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は八・九六%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四七・一八%である。

交通現業員の平均出生兒數は三・八二であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數四七〇に對して七〇即ち一四・八九%は一兒も有せざる不妊夫婦

であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも稍低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四八・九四%であつて、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は一〇・六四%である。そして残りの四〇・四二%は五人又は五人以上を有する夫婦である。

妊孕期間經過後の夫婦について生産度數分布を内譯職業別に觀察したから、更に妊孕期間經過の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第四三表について、各内譯職業相互間に比較觀察しようと思ふ。

第四三表 妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒以上の出生兒を有する夫婦の割合

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中	工場労働者	鑛山労働者	交通現業員
不妊の夫婦	一七・一六	一六・九八	一四・八九
平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦	四二・五七	四三・八六	四八・九四
平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦	一〇・一〇	八・九六	一〇・六四
平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦	四七・三三	四七・一八	四〇・四二

第四三表について、それぐの不妊率を見るに、いづれも平均的不妊率と極めて接近してゐるから、大した差等はないが、工場労働者の不妊率は最も高く、鑛山労働者の不妊率は之に亞ぎ、交通現業員の不妊率は最も低い。然るに平均出生兒數を見れば、工場労働者の四・二六が最も多く、鑛山労働者の四・〇一が之に亞ぎ、交通現業員の三・八二が最も少い。従つて工

場労働者に在つては、一方に於て不妊率も高いが、他方に於て、平均出生
 兒數以上の出生兒數を有つ夫婦の割合も亦最も多いのである。之に反して
 交通現業員に在つては、一方に於て、不妊率は低いが、他方、平均出生兒
 數以上の出生兒を有する夫婦の割合も亦少いのである。

二六、一般俸給生活者の收入階級別による妊孕期間經過
 後の夫婦の生産度數分布

妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を職業別に觀察したから、更に之

を經濟的地位別に分析して觀察しようと思ふ。經濟的地位の區分は、一般
 俸給生活者、農村在住俸給生活者、一般賃銀労働者及び農村在住賃銀労働
 者に在つては夫の收入により、農業者に在つては耕作面積により、また一
 般中小商工業主及び農村在住商工業主に在つては國稅營業收益稅納稅額に
 よることはこれまでの例と同様である。
 先づ第一に一般俸給生活者に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分
 布を收入階級別に示せば第四四表の如くである。

第四四表 一般俸給生活者の收入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	一	—	一五	一・七三	二二	九・四六	三三	一四・七七	二二	一四・七七	二〇	七・六三
一	一	一・六六七	一一	九・三八	二七	一三・六六	一三	八・三三	二二	一四・七七	二二	一四・七七
二	一	一・六六七	一〇	七・八一	一八	九・一一	一四	九・四〇	一五	八・一一〇	一三	八・七八
三	一	—	一七	一三・三八	二二	九・四六	一五	一〇・四七	二八	一五・三〇	三三	一八・三三
四	二	三・三三三	一八	一四・〇六	三六	一六・三三	一八	一三・〇八	一四	七・六五	二八	一〇・六九
五	一	—	一〇	七・八一	三六	一六・三三	三三	一四・七七	三四	一八・五八	五五	二〇・九九
六	一	—	一六	一三・五〇	二五	一三・六六	二〇	一三・四三	一六	八・七四	四〇	一五・二七
七	一	—	一五	一一・七三	一九	八・五六	一一	八・〇五	一七	九・三九	二五	九・五四
八	二	三・三三三	八	六・三五	七	三・三五	八	五・三七	七	三・八三	一一	四・〇〇
九	一	—	四	三・三三	九	四・〇五	二	一・三四	四	二・一九	六	二・三九
一〇	一	—	二	一・五六	三	一・三五	三	二・〇一	五	三・三三	一	〇・三八
一一	一	—	一	〇・七八	一	—	一	—	一	〇・五五	一	〇・三八
合計	六	一〇〇・〇〇	二八	一〇〇・〇〇	三三	一〇〇・〇〇	一四九	一〇〇・〇〇	一八三	一〇〇・〇〇	二六二	一〇〇・〇〇

第四四表について見るに、收入五〇圓未満の收入階級では、觀察數は僅
 か六に過ぎないのであつて、第三表に示されたる一夫婦當り出生兒數四・五

〇よりも出生兒數の少い夫婦が二組、この四・五〇と略ぼ同數の出生兒を
 有する夫婦が二組、そして四人以上の出生兒を有する夫婦が二組である。

次に収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は四・二〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一二八中一五即ち一・七二%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は一般俸給生活者の平均的不妊率一〇・五三%よりは稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四二・一九%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一四・〇六%である。そして残りの四三・七五%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は三・九二であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數二二二中二一即ち九・四六%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率より稍低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の三九・一九%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は二六・二二%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四四・五九%である。

収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は三・九二であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一四九中一二即ち一四・七七%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも相當に高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四二・九六%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦は二二・〇八%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四四・九六%である。

収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級に在つては、平均出生兒數は三・九八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一八三中二一即ち一・四七%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりは稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四六・四四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は七・六五%で

ある。そして残りの四五・九一%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

最後に収入三〇〇圓以上の収入階級では、平均出生兒數は四・二六であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數二六二中二〇即ち七・六三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりは遙かに低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の三六・二六%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一〇・六九%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は五三・〇五%である。

次に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第四五表によつて、各収入階級相互間に比較しようと思ふ。収入五〇圓未満の収入階級では觀察數が甚だ少いから之を除外した。

第四五表

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合

不妊の割合	平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合	平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合	平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合
五〇圓以上一〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
一〇〇圓以上一五〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
一五〇圓以上二〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
二〇〇圓以上三〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
三〇〇圓以上四〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
四〇〇圓以上五〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
五〇〇圓以上六〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
六〇〇圓以上七〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
七〇〇圓以上八〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
八〇〇圓以上九〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
九〇〇圓以上一〇〇〇圓	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
一〇〇〇圓以上	一〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇
合計	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入一〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入一〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入一五〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入一五〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入二〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入二〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入三〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入三〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入四〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入四〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入五〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入五〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入六〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入六〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入七〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入七〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入八〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入八〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入九〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入九〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入一〇〇〇圓未満	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
収入一〇〇〇圓以上	一一・七二	一四・〇六	一七・六三
合計	一一・七二	一四・〇六	一七・六三

第四五表について、先づ不妊率を見るに、収入三〇〇圓以上の収入階級に於ける七・六三%が最も低く、之に並いで、収入一〇〇圓以上一五〇圓の収入階級に於ける九・四六%が低い。之に反して収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級に於ける一四・七七%が最も高い。収入五〇圓以上一〇〇圓未満及び二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級に於ける不妊率は平均的不妊率より僅かに高いに過ぎない。

次に収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満及び三〇〇圓以上の二収入階級に於ては、平均出生児數以上の出生児を有する夫婦の割合が甚だ多い。殊に收入三〇〇圓以上の収入階級では、それが實に五三・〇五%に達してゐる。

収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、不妊率が高く、そして平均出生児數と略ぼ同數及びそれ以上の出生児を有する夫婦の割合は必らずしも高くない。従つて一夫婦當り出生児數は他の収入階級に比較して劣つてゐるのである。

二七、農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

農村在住俸給生活者に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、収入階級別に示せば第四六表の如くである。

第四六表 農村在住俸給生活者の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生 兒數	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	二五	三二・五五	三三	一八・七一	一五	一六・三三	五	一六・六六	一	三・四五	一〇	一〇・九九
一	一〇	八・六三	一五	八・七七	一一	一一・八三	二	六・六七	二	六・九〇	八	八・七九
二	八	六・九〇	一四	八・一九	六	六・四五	三	一〇・〇〇	三	一〇・三三	七	七・六九
三	一一	一〇・三五	一八	一〇・五三	一一	一一・八三	三	一〇・〇〇	四	一三・九九	一三	一四・二九
四	一一	一一・三三	一一	六・四三	一一	一一・九〇	四	一三・三三	六	二〇・六九	一一	一一・一九
五	一一	一一・三三	一八	一〇・五三	九	九・六八	三	一〇・〇〇	六	二〇・六九	一九	二〇・八八
六	九	七・七六	二三	一三・四五	一〇	一〇・七五	二	六・六七	五	一七・三四	一〇	一〇・九九
七	六	五・一七	一五	八・七七	六	六・四五	一	三・三三	一	一・一〇	六	六・五九
八	六	五・一七	七	四・〇九	七	七・五三	二	六・六七	一	一・一〇	五	五・四九
九	六	五・一七	八	四・六八	四	四・三〇	二	六・六七	一	一・一〇	一	一・一〇
一〇	四	三・四五	七	四・〇九	二	二・二五	一	三・三三	一	三・四五	一	一・一〇
一一	二	一・七三	一	〇・五九	一	一・一〇	二	六・六七	一	一・一〇	一	一・一〇
一二	一	〇・八六	二	一・一七	一	一・一〇	一	一・一〇	一	一・一〇	一	一・一〇
一三	一	〇・八六	一	一・一七	一	一・一〇	一	一・一〇	一	一・一〇	一	一・一〇

出生力調査結果の概説

合計	114	100-00	121	100-00	93	100-00	30	100-00	29	100-00	91	100-00
----	-----	--------	-----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------

農村在住俸給生活者に於ける収入五〇圓未満の収入階級では、一夫婦當り出生兒數は四・〇一であるが、第四六表について、生産度數分布を見るに、夫婦總數二一六中、一五即ち二二・五五%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率一六・六四%より遙かに高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四七・四二%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一一・二二%である。そして残り四一・三七%は五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦である。

収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は四・二三であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一七一中、三三即ち一八・七一%は一兒も有せざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりは稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四六・二〇%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は六・四三%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四七・三七%である。

収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は三・九〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數九三中、一五即ち一六・二三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率より僅かに低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四六・二四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一二・九〇%である。そして残りの四〇・八六%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は四・四三

であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數三〇中五即ち一六・六六%は一兒も有たざる不妊の夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四三・三三%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は二三・三三%である。五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四三・三四%である。

収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は四・二四であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數二九中、一即ち三・四五%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は著しく低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の三四・四八%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は二〇・六九%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四四・八三%である。

最後に、収入三〇〇圓以上の収入階級では、平均出生兒數は三・九〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數九一中、一〇即ち一〇・九九%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率も平均的不妊率よりは相當に低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四一・七二%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一三・一九%である。そして残りの四五・〇五%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

更に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第四七表によつて、各収入階級相互間に比較しよう。

第四七表

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中	五〇圓以上一〇〇圓以下	一〇〇圓以上一五〇圓以下	一五〇圓以上二〇〇圓以下	二〇〇圓以上三〇〇圓以下	三〇〇圓以上
不妊の夫婦	三・五	一・七	一・六	三・五	二・九
平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦	四七・三	四六・〇	四三・四	四〇・八	四一・七
平均出生兒と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦	一一・二	一三・九	一三・三	一〇・九	一一・九
平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦	四一・七	四七・七	四〇・六	四三・四	四一・三

第四七表について不妊率を見るに、収入の多き収入階級特に収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級に於ては、不妊率は著しく低い。一般賃給生活者に在つては収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級に於ける不妊率が最も高かつたが、農村在住俸給生活者に在つては収入の少い収入階級

第四八表 一般賃銀労働者の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	五	一一・〇〇	一五二	一六・八〇	八〇	一四・三三	一四	二四・五六	—	—
一	一	二・〇〇	九七	一〇・七二	五二	九・一九	七	一一・三八	—	—
二	四	八・〇〇	八八	九・七三	四七	八・三〇	三	五・二七	—	—
三	二	四・〇〇	八六	九・五〇	五〇	八・八三	—	—	—	—
四	一	二・〇〇	九一	一〇・〇七	五九	一〇・四三	二	三・五一	—	—
五	—	—	一〇七	一一・二二	五六	九・八九	五	八・七七	—	—
六	六	二四・〇〇	七八	八・六二	七一	一二・五五	九	一五・七九	—	—
七	三	三三・〇〇	八六	九・五〇	五七	一〇・四七	八	一四・〇四	—	—
八	二	八・〇〇	四四	四・八六	三七	六・五四	四	七・〇二	—	—

出産力調査結果の概説

ほど不妊率は高くなつてゐる。しかし不妊率の高き収入階級に於て、一夫婦當り出生兒數は少いかと言へば必ずしもさうではない。例へば収入一〇〇圓以上一五〇圓未満及び収入三〇〇圓以上の収入階級では、一夫婦當り出生兒數はいづれも三・九〇であるが、収入五〇圓未満の収入階級では、それは四・〇一であり、収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、それは四・二三である。この収入の比較的少なき収入階級では、一方に於て、不妊率は高いが、他方、平均出生兒數と略ぼ同數或はそれ以上の出生兒を有する夫婦の割合も比較的に多いのである。

二八、一般賃銀労働者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

一般賃銀労働者に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、収入階級別に示せば第四八表の如くである。

九	一	四・〇〇	五〇	五・五三	三三	五・八三	一	一七五	三	一〇〇・〇〇
一〇	一	一	一八	一・九九	二二	三・三三	二	三・五一	一	一〇〇・〇〇
一一	一	一	五	〇・五五	七	一・三四	一	一七五	一	一〇〇・〇〇
一二	一	一	二	〇・三三	三	〇・五三	一	一七五	一	一〇〇・〇〇
一三	一	一	一	〇・一一	二	〇・三五	一	一七五	一	一〇〇・〇〇
合計	二五	一〇〇・〇〇	九〇五	一〇〇・〇〇	五六六	一〇〇・〇〇	五七	一〇〇・〇〇	三	一〇〇・〇〇

一般賃銀労働者に於ける収入五〇圓未満の収入階級では、平均出生児数は四・〇四であるが、第四八表について、生産度數分布を見るに、夫婦總數は二五中、五即ち二〇・〇〇%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率一六・四七%より稍高い。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四八・〇〇%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は四・〇〇%である。そして残りの四八・〇〇%は五人又は五人以上の出生児を有つてゐる。

収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、平均出生児數は三・九五であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數九〇五中、一五二即ち一六・八〇%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率と略ぼ均しい。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四六・七四%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は一〇・〇六%である。そして五人又は五人以上の出生児を有する夫婦は四三・二〇%である。

収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、平均出生児數は四・四〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數五六六中、八〇即ち一四・一三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均不妊率よりは稍低い。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四〇・四五%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は一〇・四三%である。そして残りの四九・一二%は五人又は五人以上の出生児を有つて居る。

収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、平均出生児數は四・二二であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數五七中、一四即ち二四・五六%は一兒を有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率より著しく高い。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四二・一一%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は三・五一%である。そして五人又は五人以上の出生児を有する夫婦は五四・三八%である。

収入二〇〇圓以上の収入階級は極めて少數であるから、その記述を省略することにする。そして妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生児數以下の出生児を有する夫婦の割合、平均出生児數と略ぼ同數の出生児を有する夫婦の割合及び平均出生児數以上の出生児を有する夫婦の割合を、次の第四九表によつて、各収入階級相互間に比較しよう。

第四九表

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生児數以下の出生児を有する夫婦の割合、平均出生児數と略ぼ同數の出生児を有する夫婦の割合及び平均出生児數以上の出生児を有する夫婦の割合

不妊の夫婦	二〇・〇〇	一六・八〇	一四・一三	二四・五六
妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中	五〇圓未満	一〇〇圓以上	一〇〇圓以上	一五〇圓以上
	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	一〇〇圓以上	一五〇圓以上
	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	一〇〇圓以上	一五〇圓以上
平均出生児數以下の出生児を有する夫婦	四八・〇〇	四六・七四	四〇・四五	四二・一一

平均出生児数と略ぼ同様の出生児を有する夫婦
平均出生児数の出生児を有する夫婦

平均出生児数と略ぼ同様の出生児を有する夫婦	四・〇〇	一〇・〇六	一〇・四三	三・五一
平均出生児数の出生児を有する夫婦	四八・〇〇	四三・二〇	四九・二二	五四・三六

第四九表について不妊率を見るに、収入の最も少き収入階級と収入の比較的が多い階級特に収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級に於て、不妊率は特に高い。しかし不妊率は斯くの如くに高いに拘らず、平均出生児数以下の出生児を有する夫婦の割合は必ずしも高くなく、平均出生児数以上の出生児を有する夫婦の割合が相當に高いから、結局、収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、平均出生児数は他の収入階級の平均出生

第五〇表 農村在住賃銀労働者の収入階級別による妊孕期間経過後の夫婦の生産度數分布

出生児數	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上二五〇圓未満		二五〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上三〇〇圓未満	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	八五	一九・二七	四二	三〇・五九	一	六・六七				
一	三六	八・二六	一六	七・八四						
二	二七	六・三三	一一	五・八八						
三	三二	七・〇三	一八	八・八三	二	一三・三三				
四	四〇	九・〇七	一八	八・八三	一	六・六七				
五	四〇	九・〇七	二二	一〇・一九	一	六・六七				
六	五二	一三・七九	一四	六・八六	二	一三・三三				
七	五〇	一三・四四	二三	一六・八二	二	一三・三三				
八	三三	七・四八	一八	八・八三	三	二〇・〇〇	一	一〇〇・〇〇		
九	二八	六・三五	一一	五・八八	一	六・六七				
一六	一六	三・六三	八	三・九三	一	六・六七				
一一	一	〇・三三			一	六・六七				
一二										
一三										
一四										

兒數と大差がないのである。収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、不妊夫婦の割合が最も少く、そして平均出生児數以上の出生児を有する夫婦の割合は比較的が多いから、平均出生児數は、他の収入階級よりも多くなつてゐる。

二九、農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による妊孕期間経過後の夫婦の生産度數分布

農村在住賃銀労働者に於ける妊孕期間経過後の夫婦の生産度數分布を、収入階級別に示せば第五〇表の如くである。

一五	一	0.111	一	一	一	一	一	一	一
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一七	一	0.111	一	一	一	一	一	一	一
合計	四四一	100.00	二四四	100.00	一五	100.00	一	100.00	100.00

第五〇表について見るに、収入一〇〇圓以上の収入階級に於ては、觀察數は甚だ僅少であるから、収入五〇圓未満及び五〇圓以上一〇〇圓未満の二收入階級のみについて、觀察するに止めて置き度い。

下の出生兒即ち四人以下の出生兒を有する夫婦の割合を比較すれば、収入五〇圓未満の収入階級では、四〇・五八%であるが、収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、四三・一四%である。

農村在住賃銀労働者の平均的不妊率は一九・五〇%であるから、収入五〇圓未満の収入階級に於ける不妊率はこれよりも僅かに低く、また収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける不妊率はこれよりも僅かに高い。

三〇、農業者の耕作段別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

従つて兩者の差は決して大きくはない。次に平均出生兒數を見るに、収入五〇圓未満の収入階級に在つては四・三六であつて、収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける四・二八よりは稍高い。そこで平均出生兒數以

農業者に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、耕作段別に示せば第五一表の如くである。

第五一表 農業者の耕作段別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生數	五 段 未 滿		五 段 以 上 一 町 未 滿		一 町 以 上 二 町 未 滿		二 町 以 上 三 町 未 滿		三 町 以 上	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	四二一	18.39	五八一	13.43	二九五	9.73	二〇	5.36	七	5.93
一	一六三	7.11	二四〇	5.55	一三五	4.11	九	2.41	三	2.54
二	一七二	7.51	二八一	6.50	一五二	5.01	一三	3.49	一	0.85
三	一八六	8.13	三六〇	8.33	二二一	7.28	二六	6.97	六	5.09
四	二二九	10.44	四一七	9.64	二九一	9.58	三〇	8.04	一五	11.71
五	二二九	10.00	四六六	10.77	三三三	10.61	五二	13.94	一七	14.01
六	二四九	10.88	五一九	11.00	四〇八	13.44	六〇	16.09	九	7.63
七	二二七	9.92	四五八	10.59	三七六	11.39	五二	13.94	一九	16.10
八	一七〇	7.43	四一四	9.57	三五二	11.59	四二	11.26	一六	13.56
九	一三	4.94	二八七	6.64	二四六	8.10	三三	8.85	一〇	8.47

一〇	七五	三・三八	一八五	四・二八	一六一	五・三〇	二六	六・九七	一〇	八・四七
一一	二八	一・三三	七九	一・八三	四九	一・六一	八	二・二四	四	三・三九
一二	一一	〇・四八	二九	〇・六七	二八	〇・九三	二	〇・五四	一	〇・八五
一三	三	〇・一三	八	〇・一九	七	〇・三三	一	一	一	一
一四	三	〇・一三	一	〇・一〇	三	〇・一〇	一	一	一	一
合 計	三二・八九	100・00	四・三五	100・00	三・〇六	100・00	三・七三	100・00	一・一八	100・00

耕作面積五段未満の農業者では、平均出生児数は四・三二であるが、第五表について、生産度数分布を見るに、夫婦總數二、二八九中、四二一即ち一八・三九%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率一三・一六%より相當に高い。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四一・二五%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は一〇・四四%である。そして五人又は五人以上の出生児を有する夫婦は四八・四一%である。

耕作面積五段以上一町未満の農業者では、平均出生児數は四・九二であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數四、三二五中、五八一即ち一三・四三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率と略ぼ均等である。五人以下の出生児を有する夫婦は全體の四三・四四%であり、平均出生児數と略ぼ同數の出生児五人を有する夫婦は一〇・四四%である。そして残りの四五・七九%は六人又は六人以上の出生児を有つてゐる。

耕作面積一町以上二町未満の農業者では、平均出生児數は五・四七であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數三、〇三六中、二九五即ち九・七二%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率より相當に低い。五人以下の出生児を有する夫婦は全體の三五・七一%であつて、平均出生児數と略ぼ同數の五人の出生児を有する夫婦は一〇・六一%で

ある。そして六人又は六人以上の出生児を有する夫婦は五三・六八%である。耕作面積二町以上三町未満の農業者では、平均出生児數は五・九六であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數三七三中、二一〇即ち五・三六%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率の二分の一以下である。六人以下の出生児を有する夫婦は全體の四六・三二%であり、平均出生児數と略ぼ同數の出生児六人を有する夫婦は二三・四四%である。そして七人又は七人以上の出生児を有する夫婦は四〇・二四%である。

耕作面積三町以上の農業者では、平均出生児數は六・一八であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數一一八中、七即ち五・九三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率に比較すれば著しく低い。六人以下の出生児を有する夫婦は全體の四一・五三%であり、平均出生児數と略ぼ同數の六人の出生児を有する夫婦は七・六三%である。そして残りの五〇・八四%は七人又は七人以上の出生児を有つてゐる。

更に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生児數以下の出生児を有する夫婦の割合、平均出生児數と略ぼ同數の出生児を有する夫婦の割合及び平均出生児數以上の出生児を有する夫婦の割合を、次の第五二表によつて、各耕作段別相互間に比較しよう。

出産力調査結果の概説

第五二表

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中	五段未滿	五段以上	一町以上	二町以上	三町以上
不妊の夫婦	一八・三九	一三・四三	九七二	五・三六	五・九三
平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦	四一・二五	四三・四四	三五・七一	四六・三二	四一・五三
平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦	一〇・四四	一〇・七七	一〇・六一	一三・四四	七・六三
平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦	四八・四一	四五・七九	五三・六八	四〇・二四	五〇・八四

第五二表について不妊率を見るに、耕作面積の少い農業者ほど不妊率が高く、耕作面積の増加するに伴って、不妊率は次第に低下してゐる。殊に耕作面積二町以上の農業者に於ては、この不妊率は著しく低い。不妊率は平均出生兒數と關係あることは言ふ迄もないが、耕作面積五段未滿の農業者と耕作面積三町以上の農業者とは、平均出生兒數は實に約二人の差等がある。平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合は、耕作面積五段以下の農業者では四一・一五%であるに對して、耕作面積五段以上一町未滿の農業者では四三・四四%となつてゐるのは、前者の平均出生兒數は四・三二であるが、四人以下の出生兒を有する夫婦を平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦と看做したに對して、後者の平均出生兒數は四・九二であるが五人以下の出生兒を有する夫婦を平均出生兒以下の出生兒を有する夫婦と看做したことに原因してゐる。もしこの割合を正確に計算するならば、後者の値は前者の値よりは少くなると思はれる。これと同様のことが、耕作面積二町以上三町未滿の農業者についても言ひ得る。

三一、一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

一般中小商工業主に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、國稅營業收益稅納稅額別に示せば第五三表の如くである。

第五三表

一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	免稅者		二五圓未滿		二五圓以上五〇圓未滿		五〇圓以上	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
〇	一六	一・五三	二九	一・八五	一九	一・四三	一〇三	一・六二
一	九	〇・八四	一五	〇・六一	一八	一・二七	五〇	〇・八三
二	三	〇・二五	一六	一・〇三	二一	一・五三	五五	〇・八七
三	九	〇・七四	三〇	二・一三	二四	一・八五	六五	一・〇〇
四	一四	一・三九	二二	一・六九	一四	一・一五	六九	一・〇八
五	二〇	一・九二	一七	一・〇九	二二	一・七〇	七四	一・一五
六	三三	二・三三	一一	〇・八五	三三	二・五〇	七三	一・一四
七	六	〇・五三	一五	一・〇六	二四	一・八五	四四	〇・七二
八	四	〇・三九	七	〇・五三	二二	一・六九	四九	〇・七二
九	六	〇・五三	五	〇・三二	九	〇・六八	二九	〇・四六
一〇	二	〇・一四	六	〇・四五	四	〇・三二	一八	〇・二八
一一	二	〇・一四	三	〇・二三	一	〇・〇八	三	〇・〇四
一二	一	〇・〇七	一	〇・〇七	一	〇・〇八	一	〇・〇一
一三	一	〇・〇七	一	〇・〇七	一	〇・〇八	一	〇・〇一
合計	一〇三	一〇〇・〇〇	一六	一〇〇・〇〇	一五	一〇〇・〇〇	三三	一〇〇・〇〇

國稅營業收益稅を免除せられてゐる中小商工業主に在つては、平均出生兒數は四・〇二であるが、第五三表について、生産度數分布を見るに、夫婦

總數一〇三中、一六即ち一五・五三%は一兒も有せざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率一五・八九%と略ぼ均等である。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四四・六六%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は二三・五九%である。そして残りの四一・七五%は五人又は五八以上の出生兒を有つてゐる。

二五圓未満の營業收益税を納めてゐる中小商業主では、平均出生兒數は三・八八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一五六中、二九即ち一八・五九%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも相當に高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の五一・二八%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は七・六九%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四一・〇三%である。

二五圓以上五〇圓未満の營業收益税を納めてゐる中小商業主では、平均出生兒數は四・三八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一五三中、一九即ち一二・四二%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率に比較すれば相當に低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四一・二八%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は九・二五%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四九・六七%である。

五〇圓以上の營業收益税を納めてゐる中小商業主では、平均出生兒數は四・一九であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數六三一中、一〇二即ち一六・一六%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四三・〇九%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は九・九八%

出生力調査結果の概説

である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四六・九三%である。

第五表に於て見られる如く、一般中小商業主に在つては、營業收益税納税額の大なる階級は必ずしも多くの出生兒を有つてゐなかつた。即ち免稅者は營業收益税二五〇圓以下の納稅者よりも却つて多くの出生兒を有ち、また營業收益税二五圓以上五〇圓未満の納稅者に營業收益税五〇圓以上の納稅者よりも多くの出生兒を有つてゐたのである。然るにこの營業收益税納税額別による出生兒數と不妊率とを對比して見るに、不妊率の高き場合ほど出生兒數は少くなつてゐる。しかし營業收益税納税額二五圓未満及び五〇圓以上の二階級に於て不妊率は比較的が高く、また免稅者及び特に營業收益税二五圓以上五〇圓未満の階級に於て不妊率が低い理由は容易に説明することが出来ない。一般中小商業者に於ける觀察數は比較的に少いから、もし觀察數が増加するならば、營業收益税納税額別との關聯より見たる不妊率は一定の傾向を現はすのではなからうかと考へられる。

三三、農村在住商業主の同稅營業收益税納税額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

農村在住商業主に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、國稅營業收益税納税額別に示せば第五四表の如くである。

第五四表 農村在住商業主の國稅營業收益税納税額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	免稅者		二五圓未満		二五圓以上五〇圓未満		五〇圓以上	
	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比
〇	九四	三三・三	三六	三二・八	一四	一九・四	三	二・六

短は次の出産期間に大なり小なり影響があるであらう。本調査では授乳期間を問題としなかつたから、いづれもこれ等の點を考慮に入れて計算することは困難である。

更に妻の年齢は出産力と密接なる關係あることは明らかであつて、(第七表参照)生産速度を計算する場合には、この妻の年齢も考慮に入れなければ、確實なる結果が得られないと信するが、これはいづれも別の機會の計算に譲り、こゝでは極めて概括的な生産速度を問題にするに止めて置き度

5。
 出生は、普通、婚姻より第一子を出生するまでの間に於て、また第一子の出生より第二子を出生するまでの間に於て、少くとも十箇月を要するであらうが、早産の場合もあり得るから、最短期間を八箇月と看做し、出生期間の間隔一年未満の場合には、之を十箇月、一年以上二年未満の場合には、之を十八箇月、二年以上三年未満の場合には、之を三十箇月と言ふ風に計算することにした。

尙、こゝで問題となつてゐる一二、三四九中、第一子出生の経験ある夫婦は、言ふ迄もなく一二、三四九である。第二子出生の経験ある夫婦は一一、六三八、第三子出生の経験ある夫婦は一〇、七六七、第四子出生の経験ある夫婦は九、七三一、第五子出生の経験ある夫婦は八、三二二、第六子出生の経験ある夫婦は六、七六七、第七子出生の経験ある夫婦は五、〇二三、第八子出生の経験ある夫婦は三、三八一、第九子出生の経験ある夫婦は二、〇二七、第十子出生の経験ある夫婦は一、〇七〇、第十一子出生の経験ある夫婦は三八七、第十二子出生の経験ある夫婦は一四四、第十三子出生の経験ある夫婦は四二、第十四子出生の経験ある夫婦は一〇、第十五子出生の経験ある夫婦は二、第十六子及び第十七子出生の経験ある夫婦はそれ／＼一である。

出産力調査結果の概説

そこで出生序列別生産速度を示せば第五五表の如くである。

第五五表 出生序列別生産速度

婚姻ヨリ第一子出生マデノ平均期間		二九・二一 ^月
第一子出生ヨリ第二子出生マデノ平均期間	第二子	三六・九三
	第三子	三七・二五
	第四子	三六・九八
	第五子	三六・五一
	第六子	三六・一八
	第七子	三五・二〇
	第八子	三四・三六
	第九子	三四・三一
	第十子	三三・一六
	第十一子	三二・八六
	第十二子	三〇・八九
	第十三子	三〇・八六
	第十四子	二六・四〇
	第十五子	二四・〇〇
	第十六子	三〇・〇〇
	第十七子	三〇・〇〇

第五五表には、凡ての場合について生産速度を計算したものを掲げて置いたが、既に述べた如く、第十子以上生産の経験ある夫婦数は少く、この少い觀察數を基礎にして計算せる生産速度ほどの程度まで信頼し得るものであるか疑はしいから、こゝでは専ら婚姻後第一子の出生より第十子の出生に至るまでの生産速度を問題にしよう。

婚姻後第一子出生に至る平均期間は二九・二一月即ち約二年五箇月である。後段に於て説明する如く、婚姻後一年未満で、生産する夫婦も少くないが、

しかし他方に於ては、婚姻後數年にして生産する夫婦も稀でないから、全體の平均期間を計算すると、二九・二一月となるのである。次に第一子出生より第二子出生に至る平均期間は三六・九三月即ち約三年一月である。婚姻より第一子出生に至る平均期間に比較すれば、七・七一月だけ間隔が長くなつてゐる。第二子出生より第三子出生に至る平均期間は更に長く三七・二五月である。それ以後に於ては、生産速度は僅少なながらも早くなつてゐる。例へば第六子出生より第七子出生に至る平均期間は三年以下の三五・二〇月、第十子出生より第十一子出生に至る平均期間は三二・八六月である。故に多産の夫婦に在つては、生産期間は次第に短かくなつてゐる。

しかし生産期間が如何に短縮されるとしても、婚姻より第一子出生に至る平均期間二九・二一月より短かい場合は全然ない。出生序列別による平均生産期間について敘説したから、次に生産期間別による夫婦の度數分布を観察することにしよう。第五五表によれば、婚姻より第一子出生に至る平均期間は二九・二一月であるが、これは、言ふ迄もなく、多くの異なる生産期間の平均値である。この平均値に對して、夫婦は出生序列別に見て、生産期間別に如何なる分布をなしてゐるかを觀察しようと言ふのである。次の第五六表は、出生序列別に見たる生産期間別夫婦の度數分布を示したものである。

第五六表 出生序列別に見たる生産期間別夫婦の度數分布

生産期間	平均生産期間	第一子		第二子		第三子		第四子		第五子		第六子		第七子		第八子	
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
一年未滿	一〇月	三三三	一七・三	二五四	一三・八	二七	一・八	二六	一・九	一〇	〇・七	九	〇・七	一	〇・一	一	〇・一
一年	一八月	五七四	三〇・七	二九七	一七・七	二一五	一三・〇	一七〇	一〇・二	一四七	九・一	一三九	八・三	六六	四・一	一九	一・三
二年	三〇月	二〇五	一一・三	四一〇	二四・六	四三六	二六・八	四二二	二五・七	三六三	二二・二	三〇四	一八・九	二一九	一四・九	一五三	九・五
三年	四二月	八五一	四四・一	一九五	一二・六	二二七	一三・八	一八六	一一・二	一七七	一〇・九	一〇一	六・三	一〇〇	六・三	二〇	一・三
四年	五四月	四七	二・六	九三	五・七	八〇	四・九	八四	五・一	六九	四・三	六六	四・一	四三	二・八	三三	二・一
五年	六六月	三六	二・〇	四〇	二・四	四三	二・六	四七	二・九	三〇	一・九	三三	二・一	二四	一・五	二四	一・五
六年	七八月	一五	〇・八	二六	一・六	三七	二・三	三〇	一・九	二二	一・四	二二	一・四	一四	〇・九	一四	〇・九
七年	九〇月	一元	〇・〇	一六	一・〇	一七	一・〇	一八	一・一	一五	〇・九	一五	〇・九	一〇	〇・七	一〇	〇・七
八年	一〇二月	七	〇・四	一〇	〇・六	九	〇・五	七	〇・四	五	〇・三	五	〇・三	三	〇・二	三	〇・二
九年	一〇四月	三	〇・二	五	〇・三	五	〇・三	四	〇・二	三	〇・二	三	〇・二	二	〇・一	二	〇・一
一〇年	一二六月	七	〇・四	六	〇・四	五	〇・三	四	〇・二	三	〇・二	三	〇・二	二	〇・一	二	〇・一
一一一五年	一六二月	三三	一・八	一〇	〇・六	四	〇・二	三	〇・二	二	〇・一	二	〇・一	一	〇・一	一	〇・一
一一一〇年	一八六月	三	〇・二	四	〇・二	六	〇・四	二	〇・一	二	〇・一	一	〇・一	一	〇・一	一	〇・一
一二一三〇年	二四六月	元	〇・〇	四	〇・二	二	〇・一	二	〇・一	三	〇・二	二	〇・一	一	〇・一	一	〇・一

其の一

一子を生産する夫婦の平均生産期間の十二倍以上の期間を要することとなり、かゝる夫婦數も加はるか、全體の平均期間を算定すると二九・二一月となるのである。しかし第五六表によれば、不妊夫婦を問題外に置くと、夫婦の約半數は婚姻後一八箇月にして第一子を生産してゐる。

次に第一子出生より第二子出生に至る期間を見るに、平均生産期間三〇箇月に於て第二子を生産してゐる夫婦が最も多く、夫婦全體の三六・六一%を占めてゐる。之に亞いで平均生産期間一八箇月の二五・五七%が多い。

平均生産期間四二箇月では一六・七六%であり、平均生産期間が長くなるに伴つて、この割合は次第に減少してゐる。第一子出生より第二子出生に至る平均期間は三六・九三月であつたが、第一子出生後、相當の年月を経過してから第二子を生産する夫婦があるから、平均値は斯くの如くなつてゐるのであるが、第五六表によれば、夫婦の三六・六一%までは第一子出生後三〇箇月、二五・五七%は第一子出生後一八箇月にして第二子を生産してゐる。尙、こゝに注目すべき點は、第二子の場合のみならず、第三子以下の場合についても同様であるが、婚姻後一〇箇月にして第一子を生産する夫婦は

第五七表 職業別による出生序列別生産速度

婚姻より第一子出生までの平均期間	一般俸給生活者		農村在住 一般賃銀労働者		農村在住 賃銀労働者		農業者		漁業者		一般中小工業主		農村在住 中小商工業主		富有階級		カ1下 階級	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
第一子出生より第二子出生までの平均期間	二五・五九	二七・五六	二八・七二	二九・四三	二九・四三	二九・六六	三二・三二	二六・六四	二七・四〇	二五・二二	二九・六六	三二・三二	二六・六四	二七・四〇	二六・六四	二七・四〇	二七・四〇	二七・四〇
第二子	三六・八六	三五・五一	三七・三九	三七・六〇	三七・六〇	三七・四六	三七・四一	三二・六三	三六・八七	三三・九一	三五・二四	三五・二四	三三・九一	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四
第三子	三七・三五	三四・四九	三六・七五	三七・四九	三七・四九	三七・四二	三七・一五	三二・六一	三六・八七	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四
第四子	三八・五八	三四・三一	三六・四〇	三六・五九	三六・五九	三六・四二	三七・二四	三二・六一	三六・八七	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四
第五子	三五・一六	三四・八一	三五・五〇	三六・七六	三六・七六	三六・五九	三七・一五	三二・六一	三六・八七	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四
第六子	三四・七一	三六・九九	三四・六五	三五・四五	三五・四五	三四・四一	三五・二二	三二・四九	三六・八七	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四	三五・二四
第七子																		

相當に多く、一七・二六%にも達してゐるが、第二子以下に於ては、前の生産後一〇箇月にして生産する夫婦の割合は著しく少いことである。

第三子以下について見るも、大體、前の生産後三〇箇月にして生産する夫婦の割合が最も多く、平均生産期間の長くなるにつれて、生産する夫婦の割合は次第に減少してゐる。第十子以上を生産してゐる夫婦數は甚だ少いのであるが、参考のために計算の結果を併せ掲げて置いた。

三四、職業別による出生序列別生産速度と生産期間別による夫婦の度數分布

雙方初婚にして、生産の経験ある妊孕期間經過後の夫婦數は一二、三四九であるが、これを職業別に分類すれば、一般俸給生活者七六五、農村在住俸給生活者三八六、一般賃銀労働者一、一三四、農村在住賃銀労働者四九八、農業者七、一九二、漁業者二二三、一般中小商工業主八二七、農村在住商工業主六九〇、富有階級三九三、カ1下階級二五一である。そこで出生序列別生産速度を、この職業別に示せば第五七表の如くである。

第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子	第十七子
第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子	第十七子
三六〇〇	三三・二二	三五・三三	三八・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
三四八一	三三・四八	三五・四四	三〇・九五	二七・六八	三一・五〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇
三二・六四	三四・〇〇	三〇・九五	二七・六八	三一・五〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇
三三・五五	三五・八七	三二・九三	三〇・〇〇	一八・八〇	二七・〇〇	一八・〇〇	二四・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
三四・六四	三四・四七	三三・〇三	二六・七四	三〇・四七	三一・二四	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
三三・四六	三五・一四	三四・四〇	三六・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
三二・八一	三五・二二	三七・〇四	三二・三五	三〇・〇〇	三〇・〇〇	一八・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
三四・六〇	三三・四〇	三一・八九	二七・七一	三〇・〇〇	四〇・六七	一八・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
三七・二一	三三・一六	三一・八三	二七・三三	二七・三三	三〇・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
三三・六一	三八・三七	三二・七七	二八・〇〇	二七・〇〇	二七・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇

第五七表には、凡ての場合について生産速度を計算したものを掲げて置いたが、農業者の夫婦数を除けば、他の職業に在つては、第七子以上生産の経験ある夫婦数はいづれも少いのである。試みに職業別による出生序列別夫婦数を示せば第五八表の如くである。

第五八表 職業別による出生序列別夫婦数

第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子	第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子	第十七子
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
七六五	六九〇	六一五	五一九	四一八	二八〇	一七四	八二	四一	一八	三	一	一	一	一	一	一
三八六	三五一	三三三	二七七	二二一	一六七	一一一	七二	四六	二五	一〇	一	一	一	一	一	一
一、一三四	一、〇三九	八九九	七九三	六五九	五一八	三六八	二二一	一三六	五五	一九	八	二	二	二	二	二
四九八	四六六	四三六	三九三	三三九	二八三	二二一	一五七	九〇	四五	一二	五	四	四	四	四	四
七、一九二	六、八六四	六、四五七	五、九三二	五、一七三	四、三三一	三、三一二	二、二九四	一、三九四	七五三	二八四	一〇三	二九	二九	二九	二九	二九
二二三	二二三	二二三	二二三	二〇一	一六八	一二七	八一	四二	三〇	一六	一	一	一	一	一	一
八二七	七五五	六八九	五八八	五〇二	三九七	二七七	一八二	一〇六	四六	一七	六	一	一	一	一	一
六九〇	六四三	五八一	五二三	四三六	三四四	二四六	一六八	九五	五三	二一	九	二	二	二	二	二
三九三	三七二	三三三	二八六	二三四	一七四	一一四	七一	五〇	三三	一一	六	三	三	三	三	三
二五二	二四五	二三五	二〇七	一三九	一〇五	七三	五一	二七	一三	三	一	一	一	一	一	一

出生力調査結果の概説

してゐる。

第四子出生より第五子出生に至る平均期間は、全體の場合では三六・五一月であつたが、之を職業別に見ると、一般俸給生活者の三八・五八月、漁業者の三七・四二月及び農村在住商工業主の三七・二四月は、いずれも三六・五一月よりも遅い。一般俸給生活者及び漁業者の生産速度は甚だ遅退し來たつてゐることは明白に看取し得るのである。之に反して農業者の生産速度は全體の平均生産速度に接近し來たつてゐることも注目すべきである。富有階級の三二・五一月及び農村在住俸給生活者の三四・三一月は、最も早き生産速度である。

最後に農業者に於ける第六子出生以上の平均期間を、全體のそれと比較

第五九表 出生序列別に見たる一般俸給生活者の生産期間別夫婦の度數分布

生産期間	平均生産期間	第一子		第二子		第三子		第四子		第五子	
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
一年未滿	一〇月	一七三	三三・六三	九	一・三〇	二	〇・三三	三	〇・五八	三	〇・七三
一年	一八月	三七九	四九・五四	二二〇	三・八八	一四一	三・九三	一〇〇	一・九七	六六	一・五七九
二年	三〇月	一〇四	一三・五九	二四二	三・五〇七	二四六	四・〇〇	二二六	四・三・四	一七六	四・三・一〇
三年	四二月	三三	四・〇四	一一一	一・六〇九	一〇九	一・五七二	一〇四	一・三・〇四	九二	一・三・〇一
四年	五四月	二四	三・一四	四九	七・一〇	四六	七・四八	三四	六・五五	三六	八・六一
五年	六六月	一九	二・四八	二二	三・〇四	三三	五・一〇	一九	三・六六	二〇	四・七八
六年	七八月	八	一・〇五	一六	二・三三	二二	三・七四	一一	二・三三	八	一・九一
七年	九〇月	四	〇・五三	一三	一・八八	四	〇・六五	五	〇・九六	五	一・一〇
八年	一〇二月	七	〇・九二	五	〇・七三	六	〇・九七	六	一・一六	三	〇・七三
九年	一〇四月	四	〇・五二	一	〇・一四	三	〇・四九	四	〇・七九	四	〇・九六
一〇年	一二六月	三	〇・三九	—	—	一	〇・一六	三	〇・五八	四	〇・九六
一一一五年	一六二月	八	一・〇四	三	〇・四四	二	〇・三三	三	〇・五八	一	〇・二四

出産力調査結果の概説

其の二

生産期間	平均生産期間	第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子
五年	六六月	八	三	三	二	三	八	四七九
六年	七八月	八	八	二	二	三	一五六	一・一〇
七年	九〇月	三	八	一	四	二	一五六	一・一〇
八年	一〇二月	一	六	一	一	一	一	一・一〇
九年	一一四月	二	二	一	一	三	一	一・一〇
一〇年	一二六月	一	一	一	一	一	一	一
一一一五年	一六二月	三	一	一	一	一	一	一
一六二〇年	一八六月	一	一	一	一	一	一	一
合計		三六六	三五二	三三三	二七九	三三三	一七九	一〇〇・〇〇

其の一

生産期間	平均生産期間	第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子
一年未滿	一〇月	二	二	一	一	一	一	一
一年	一八月	一五	一〇	九	五	三	二	一
二年	三〇月	三三	三七	一九	三三	四	一	一
三年	四二月	二四	二六	三三	三三	三	二	一
四年	五四月	一〇	四	二	二	一	一	一
五年	六六月	二	二	一	一	一	一	一
六年	七八月	二	二	一	一	一	一	一
七年	九〇月	一	一	一	一	一	一	一
八年	一〇二月	一	一	一	一	一	一	一
九年	一一四月	一	一	一	一	一	一	一
一〇年	一二六月	一	一	一	一	一	一	一
一一一五年	一六二月	一	一	一	一	一	一	一
一六二〇年	一八六月	一	一	一	一	一	一	一
合計		二二	七四	四六	二四	一〇	五	一

第六一表 出生序列別に見たる一般賃銀労働者の生産期間別夫婦の度數分布

出生力調査結果の概説

九	年	一	一	四	月	1																	
一	〇	年	一	二	六	月	1																
一	一	一	五	年	一	六	二	月	1														
一	六	一	二	〇	年	一	八	六	月	0.11													
二	一	一	三	〇	年	二	四	六	月														
合	計									36.6	100.00	3.1	100.00	3.6	100.00	5.5	100.00	1.9	100.00	8	100.00	2	100.00

第六二表 出生序列別に見たる農村在住賃銀労働者の生産期間別夫婦の度數分布

其の一

出生期間	平均生産期間	第一子								第二子								第三子								第四子								第五子								第六子								第七子								第八子							
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比																														
一年未滿	一〇月	3	18.7	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0	1	5.0																														
一	年	34	86.9	14	35.0	9	22.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5	11	27.5																														
二	年	85	214.4	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5	17	42.5																														
三	年	25	63.0	5	12.5	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0																														
四	年	25	63.0	5	12.5	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0																														
五	年	9	22.5	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0																														
六	年	4	10.0	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
七	年	9	22.5	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0																														
八	年	3	7.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
九	年	3	7.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
一〇	年	4	10.0	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
一一	年	8	20.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0	2	5.0																														
一二	年	16	40.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0																														
一三	年	16	40.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0	4	10.0																														
一四	年	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
一五	年	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
一六	年	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
一七	年	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
一八	年	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
一九	年	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
二〇	年	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
二一	年	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
二二	年	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
二一	三〇年	24	60.0	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5	1	2.5																														
合	計	496	100.00	1	0.10	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11	1	0.11																														

其の二

生産期間	平均生産期間	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子	第十七子
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
夫婦ノ實數		1	2	4	1	1	1	1	1	1
夫婦ノ實百分比		0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11

出生力調査結果の概説

一年未滿	一〇月	三	三	一	一〇〇															
一年未滿	一八月	一四	一五	二	四〇															
一年未滿	三〇月	一六	一四	三	四〇															
一年未滿	四二月	二〇	一〇	三	四〇															
一年未滿	五四月	七	五	一	二															
一年未滿	六六月	五	一		一															
一年未滿	七八月	一	一		一															
一年未滿	九〇月	二	一		一															
一年未滿	一〇二月																			
一年未滿	一〇四月																			
一年未滿	一〇六月																			
一年未滿	一〇八月																			
一年未滿	一〇十月																			
一年未滿	一〇十二月																			
合計		九〇	四〇	三	五	四	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第六三表 出生序列別に見たる農業者の生産期間別夫婦の度數分布

其の一

出生期間	平均生産期間	第一子		第二子		第三子		第四子		第五子		第六子		第七子		第八子	
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
一年未滿	一〇月	一、二五	一六〇	一六二	二六六	三	一九	八九	一〇〇	七	一三	三	一〇〇	四七	一三	三	一三
一年未滿	一八月	三、四三	四六一	二、〇二	三三四	二、〇七	二六九	一、八〇	二二一	八七	一三	七〇	一、三〇	四七	三六	一四	四七
一年未滿	三〇月	一、三八	一七三	二、五三	三六四	二、六三	四〇四	二、五三	四〇〇	二、三三	三三	二九	二、三三	一四	二一	一、二〇	二〇
一年未滿	四二月	五、三二	二八八	一、三四	一七六	一、三八	三〇三	一、〇〇	一九九	一、七〇	二〇	九	三、二一	六九	一四	四〇	二九
一年未滿	五四月	三、〇六	一七五	六、九	九〇	五、五二	八二	一、四〇	九四	四、〇〇	八〇	九	三、五五	二九	二二	一、六〇	三〇
一年未滿	六六月	二、〇三	一〇八	三、〇一	四〇〇	二、九〇	四一八	二、四七	三六六	二、八八	二八	一四	三、三八	三三	二二	一、八〇	二七
一年未滿	七八月	九、九	一七	一、〇一	一四	一、〇三	一六	一、〇一	一四	一、〇一	八	一四	一、〇一	一四	一、〇一	一四	一、〇一
一年未滿	九〇月	一、九	一七	一、〇一	一四	一、〇三	一六	一、〇一	一四	一、〇一	八	一四	一、〇一	一四	一、〇一	一四	一、〇一
一年未滿	一〇二月	四、八	六七	五、五	八〇	三、三	四六	三、三	四六	三、三	四六	三、三	四六	三、三	四六	三、三	四六

出生期間	平均生 産期間	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子
		數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比
一年未滿	一〇月	三	一〇	四	一	一	一	一	一
一年	一八月	二八九	一七六	七〇	三六	三八	一	一	一
二年	三〇月	五九五	三三三	一一二	四一	三三	四	一	一
三年	四二月	二八五	一三九	六六	一五	七	一	一	一
四年	五四月	一〇三	五二	二二	九	二	一	一	一
五年	六六月	四六	二四	七	一	一	一	一	一
六年	七八月	三四	九	一	一	一	一	一	一
七年	九〇月	八	二	一	一	一	一	一	一
八年	一〇二月	四	四	二	一	一	一	一	一
九年	一一四月	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇年	一二六月	一	一	一	一	一	一	一	一
一一一五年	一六二月	五	一	一	一	一	一	一	一
一一二〇年	一八六月	一	一	一	一	一	一	一	一
一一三〇年	二四六月	一	一	一	一	一	一	一	一
一一四〇年	三〇六月	一	一	一	一	一	一	一	一
合計		七、九二	六、八四	六、四七	五、九三	五、七三	四、三二	三、三三	三、九四

其の二

出生期間	平均生 産期間	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子
		數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比
一年未滿	一〇月	三	一〇	四	一	一	一	一	一
一年	一八月	二八九	一七六	七〇	三六	三八	一	一	一
二年	三〇月	五九五	三三三	一一二	四一	三三	四	一	一
三年	四二月	二八五	一三九	六六	一五	七	一	一	一
四年	五四月	一〇三	五二	二二	九	二	一	一	一
五年	六六月	四六	二四	七	一	一	一	一	一
六年	七八月	三四	九	一	一	一	一	一	一
七年	九〇月	八	二	一	一	一	一	一	一
八年	一〇二月	四	四	二	一	一	一	一	一
九年	一一四月	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇年	一二六月	一	一	一	一	一	一	一	一
一一一五年	一六二月	五	一	一	一	一	一	一	一
一一二〇年	一八六月	一	一	一	一	一	一	一	一
一一三〇年	二四六月	一	一	一	一	一	一	一	一
一一四〇年	三〇六月	一	一	一	一	一	一	一	一
合計		七、九二	六、八四	六、四七	五、九三	五、七三	四、三二	三、三三	三、九四

第六四表 出生序列別に見たる漁業者の生産期間別夫婦の度數分布

其の一

出産力調査結果の概説

第六五表 出生序列別に見たる一般中小工業主の生産期間別夫婦の度數分布

其の一

出生期間	平均生産期間	第一子						第二子						第三子						第四子						第五子						第六子					
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比								
一年未滿	一〇月	一六	一九四	一七	二二	一五	〇・七	二〇	一・七〇	一五	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇								
一	一〇月	三六	四六六	二五〇	三三二	一九九	三・三	三三	三・四七	九	一・九七	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇								
二	三〇月	一三	一五六	二五四	三・四	二七	三・五	二四	三・五	二	二・四	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇	一〇	一・〇〇								
三	四二月	二	二五〇	二	二・四	〇	〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇								
四	五四月	二	二五〇	九	四・九	六	五・六	三	六・五	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六								
五	六六月	五	一八一	六	三・〇	四	三・七	四	三・七	二	二・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六								
六	七八月	二	〇・三	五	二・五	三	二・八	三	二・八	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇								
七	九〇月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三								
合計		八七	一〇〇・〇	七五	一〇〇・〇	六五	一〇〇・〇	五八	一〇〇・〇	五〇	一〇〇・〇	四二	一〇〇・〇	三七	一〇〇・〇	三〇	一〇〇・〇	二二	一〇〇・〇	一五	一〇〇・〇	一〇	一〇〇・〇	七	一〇〇・〇	五	一〇〇・〇	三	一〇〇・〇								

其の二

出生期間	平均生産期間	第七子						第八子						第九子						第十子						第十一子						第十二子						第十三子					
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比														
一年未滿	一〇月	一	〇・三	二	一・〇	三	二・八	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇														
一	一〇月	六	二四・五	四	二六・九	一六	二五・〇	一四	二〇・四	三	一七・五	三	一七・五	三	一七・五	三	一七・五	三	一七・五	三	一七・五	三	一七・五	三	一七・五	三	一七・五	三	一七・五														
二	三〇月	二	四・六〇	七	四一・六	五	四〇・〇	二	二六・〇	二	二六・〇	九	五・九	二	二六・〇	二	二六・〇	二	二六・〇	二	二六・〇	二	二六・〇	二	二六・〇	二	二六・〇	二	二六・〇	二	二六・〇												
三	四二月	二	二・三	三	一八・八	一	一・九	一	一・九	一	一・九	一	一・九	一	一・九	一	一・九	一	一・九	一	一・九	一	一・九	一	一・九	一	一・九	一	一・九														
四	五四月	二	八・三〇	九	四九・五	六	五・六	三	六・五	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六														
五	六六月	五	一八一	六	三・〇	四	三・七	四	三・七	二	二・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六	一	一・六														
六	七八月	二	〇・三	五	二・五	三	二・八	三	二・八	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇														
七	九〇月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三														

出生力調査結果の概説

出生期間	平均産期	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子
八年	一〇二月	一	—	—	—	—	—
九年	一〇四月	—	—	—	—	—	—
一〇年	一二六月	—	—	—	—	—	—
一一〇年	一六二月	—	—	—	—	—	—
一二〇年	一八六月	—	—	—	—	—	—
合計		137	123	106	100	77	100

第六六表 出生序列別に見たる農村在住商工業主の生産期間別夫婦の度數分布

其の一

出生期間	平均産期	夫婦ノ實數 百分比					
		第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子
一年未滿	一〇月	37	15	5	8	6	3
一年	一八月	34	14	5	6	6	3
二年	三〇月	42	10	3	3	5	3
三年	四二月	47	7	2	3	4	3
四年	五四月	33	5	2	2	2	3
五年	六六月	33	3	3	2	2	3
六年	七八月	22	5	2	2	3	5
七年	九〇月	33	5	8	9	3	5
八年	一〇二月	10	5	6	10	1	4
九年	一一四月	6	1	5	6	4	1
一〇年	一二六月	5	2	1	5	4	2
一一〇年	一六二月	2	3	3	—	3	—
一二〇年	一八六月	3	4	—	—	—	—
二一—三〇年	二四六月	—	—	—	—	—	—
合計		690	643	581	533	436	342

其の二

出生期間	平均産期	夫婦ノ實數 百分比												
		第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子						
一年未滿	一〇月	3	4	—	—	—	—	—						

一	年	一八月	四七	一六一	三	一〇八	二四	三三六	一〇	一八七	八	一〇一〇	一	一一一	二	一〇〇〇
二	年	三〇月	一〇七	四三〇	六	四〇八	四三六	四三六	二八	三三八	七	三三三	四	四四四		
三	年	四二月	五七	三三七	三	三〇二	一八九	一八九	九	一六八	四	一九五	二	三三三		
四	年	五四月	二六	一五〇	一	八三	五二六	五二六	四	七五	一	四七六	一	二二二		
五	年	六六月	八	三三	九	五三六	一八九	一八九	一	一八九						
六	年	七八月	三	一三	一	六〇										
七	年	九〇月	二	〇八	一	六〇										
八	年	一〇二月	一	〇四	一	六〇										
九	年	一一四月	一	〇四												
一〇	年	一二六月	一	〇四												
一	一五年	一六二月	一	〇四												
一	一二年	一八六月														
二	一三〇年	二四六月														
合	計		二四六	一〇〇〇	一六	一〇〇	九	一〇〇	五	一〇〇	二	一〇〇	九	一〇〇	二	一〇〇

第六七表 出生序列別に見たる富有階級の生産期間別による夫婦の度数分布

其の一

出生期間	平均生産期間	第一子							第二子							第三子							第四子							第五子							第六子							第七子						
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比																	
一年未滿	一〇月	六	一六九	二	〇五四	三	〇七	二	〇七〇	三	一三九	三	一三九	三	一三九	三	一三九	三	一三九	三	一三九	三	一三九	三	一三九	三	一三九	三	一三九	三	一三九	三	一三九																	
一	一八月	二〇五	五三六	二四	三〇一	二六	三三三	七	三六三	八〇	四一九	三六	三二四	三	二八四	三	二八四	三	二八四	三	二八四	三	二八四	三	二八四	三	二八四	三	二八四	三	二八四	三	二八四																	
二	三〇月	五	一四七	三	三九七	二〇	三六三	八	三六三	八九	三六三	三	三六三	三	三六三	三	三六三	三	三六三	三	三六三	三	三六三	三	三六三	三	三六三	三	三六三	三	三六三	三	三六三																	
三	四二月	二六	六六三	三	二九三	五	一七四	九	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六	三	二〇六																	
四	五四月	一〇	二五四	二七	三三六	一四	四一〇	三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇	一三	四一〇																	
五	六六月	七	一七八	三	四九	一〇	四〇〇	九	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五	五	四一五																	
六	七八月	七	一七八	八	二二五	五	一五〇	七	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇	八	一五〇																	
七	九〇月	三	〇七六	二	〇五四	七	一〇	二	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇																	
八	一〇二月	三	〇七六	二	〇五四	七	一〇	二	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇	一	〇七〇																	
九	一一四月	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三	一	〇三三																	
一〇	一二六月	四	一〇三	一	七	一	〇三〇	三	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇																	

出生力調査結果の概説

其の二

生産期間	平均生産期間	第七子		第八子		第九子		第十子		第十一子		第十二子	
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
一年未滿	一〇月	一	一・七	一	一・九	一	三・〇	一	一	一	一	一	一
一年	一八月	一五	二〇・五	五	九・〇	七	三三・九	三	三九・八	一	一三・三	一	一
二年	三〇月	三	四・六	二	五・九	一	一八・八	七	五三・五	一	一三・三	一	一
三年	四二月	三	一六・四	三	三三・三	三	二二・一	一	七・九	一	一三・三	一	一
四年	五四月	七	九・五	五	九・〇	一	三・〇	一	七・九	一	一三・三	一	一
五年	六六月	三	四・一	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
六年	七八月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
七年	九〇月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
八年	一〇二月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
九年	一一四月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
一〇年	一二六月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
一一一五年	一六二月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
一六二〇年	一八六月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
合計		三三	一〇〇・〇	五二	一〇〇・〇	三七	一〇〇・〇	三三	一〇〇・〇	三三	一〇〇・〇	一	一〇〇・〇

既に述べた如く、農業者を除けば、他の職業に在つては、第五子又は第六子以上生産の経験ある夫婦數は甚だ少い。従つて各職業別による生産期

間別夫婦の度數分布を觀察するに當つても、農業者を除き他の職業に在つては、大體、第五子又は第六子生産までの夫婦について、生産期間別による其の度數分布を説明するに止めて置き度い。

先づ第一に、一般俸給生活者について、生産期間別による第一子生産の夫婦の度數分布を見るに、婚姻後一八月にして第一子を産せる夫婦は、夫婦總數七六五中、三七九即ち四九・五四%であつて、最も多い。次に婚姻後一〇月にして第一子を産せる夫婦の割合は二二・六二%であつて、第二位を占めてゐる。この合計は七二・一六%であるから、不妊の夫婦を除けば、一般俸給生活者に在つては婚姻後一八月に、夫婦の七割以上は生産の經驗を有つてゐる。婚姻より第一子出生に至る平均期間は二五・五九月であると言つたが、七割以上はこれよりも早き期間内で第一子を産してゐる。そして婚姻より三〇月以上を經過して第一子を産してゐる夫婦の割合は甚だ少い。例へば三〇月では一三・五九%、四二月では四・〇五%に激減し、この期間が長くなるに伴れて、其の割合も次第に減少してゐる。

第一子出生より第二子出生までの平均期間内は三四・一〇月と云ふことになつてゐるが、夫婦の三五・〇七%は第一子出生より三〇月にして第二子を産してゐる。また第一子出生後一八月にして第二子を産してゐる夫婦も三一・八八%に達してゐる。それから、第一子生産の場合には、婚姻後一〇月と言ふ夫婦割合は相當に多く、二二・六二%に達してゐるが、第二子生産の場合には、それが僅か一・三〇%に過ぎない。第三子以上生産の場合に於ける生産期間は、大體、第二子生産の場合と類似してゐる。

農村在住俸給生活者について、生産期間別による第一子生産の夫婦の度數分布を見るに、婚姻後一八月にして第一子を産せる夫婦は、夫婦總數三八六中、一七八即ち四六・一一%であつて、最も多い。次に婚姻後一〇月

の一八・三九%が多い。この合計は六四・五%であつて、農村在住俸給生活者に在つても、不妊夫婦を除けば、六割以上の夫婦は、婚姻後一八月にして第一子を産してゐるのである。然るに其の平均期間は二七・五六月となつてゐるのは、婚姻後三〇月にして第一子生産の夫婦割合が一五・〇三%あり、四二月にして第二子生産の夫婦割合が八・八一%あり、更に婚姻後數年又は十數年後に第一子を産する夫婦もあるために、全體の平均期間は二七・五六月と言ふことになつてゐるのである。

第一子出生より第二子出生までの平均期間は三八・三七月と言ふことになつてゐるが、夫婦の四〇・一七%までは第一子出生後三〇月にして第二子を産してゐる。また第一子出生後一八月にして第二子を産してゐる夫婦も二九・六三%に達してゐるのである。また第一子生産の場合には、婚姻後一〇月と言ふ夫婦が相當に多く、全體の一八・三九%に達してゐるが、第二子生産の場合には、これは僅かに二・八五%に過ぎない。尚、第三子以上生産の場合に於ける生産期間は、大體、第二子生産の場合と略ぼ同一である。

生産期間別による夫婦の度數分布は、其の他の職業に於ても、一般俸給生活者及び農村在住俸給生活者の場合と全く同一の傾向を示してゐる。然るに富有階級に在つては、第一子出生より第二子出生に至る生産期間三〇月に於ける夫婦の割合は最も多く三六・〇二%に達してゐる。他の職業に於ては生産期間四二月のところが高いためである。故に富有階級に在つては、第一子及び第二子共に三〇月にして生産する夫婦の割合が最も多いことになつてゐる。尤も第一子生産の場合には、一八月で生産する夫婦の割合は一六・七九%に達してゐるが、第二子生産の場合には、他の職業と同じく、一八月で生産する夫婦の割合は甚だ少く、〇・五四%に過ぎない。

最後に、農業に於ては、他の職業に於けるよりも、觀察數が著しく多く、其の平均値の信頼度は比較的の高いと思はれるので、大體に於ては、既に説明せる場合と略ぼ同一の傾向を示してはゐるが、特に出生序列別に見たる農業者の生産期間別夫婦の度數分布について、若干の説明を加へて置き度い。農業者に於ては、婚姻より第一子出生までの平均期間は二九・四三月であるが、生産期間別による夫婦の度數分布を見るに、一八月の四六・五一%が最も高く、全體の約半數を占めてゐるのである。故に農業者に於ても、不妊夫婦を除外して觀察すれば、夫婦の約半數は、婚姻後一年半で第一子を産んでゐる。之に亞いで三〇月の一七・二二%、一〇月の一六・〇三%が高く、婚姻後一八月で第一子を産する夫婦は實に全體の六割二分強に當つてゐる。次に第一子出生より第二子出生までの平均期間は三七・五〇月であるが、全夫婦の三六・七四%は、第一子出生後、三〇月にして第二子を産んでゐる。また二三・三四%は、第一子出生後、一八月で第二子を産んでゐる。しかし第一子出生後、一〇月で第二子を産する夫婦の割合は著しく少く、僅かに二・二六%に過ぎない。婚姻後、一〇月で第一子を産する夫婦の割合に比較すれば約五分の一である。第三子以上を産する夫婦は、いづれの場合に於ても、常に三〇月のところに最も多く密集してゐて、大體、全夫婦の四〇・〇%以上に達してゐる。これによつて見れば、出生序列別による生産速度は、全體の平均生産期間のみによつて判斷することは危険であつて、生産期間別夫婦の度數分布についても考慮を拂ふ必要がある。

追記 出産力調査の結果表に基いて、事實の概説をなすと共に、更に究明しなければならぬ若干の問題を指摘した。これ等の問題は如何に取扱はるべきであるか、また其の問題を解決すべき原因の

出産力調査結果の概説

探究は如何にしてなさるべきであるかについて、輕卒に私見をさしはさむことを差控へて置いた。いま、これ等の問題については、慎重に調査研究を進めつゝあるから、追つて其の結果が發表せられるであらう。

尙、こゝで概説せる結果表は、結果表の全部ではない。出産力調査票は引續き整理中であるから、更に結果表が追補されるに従つて、再び概説をつづけるであらう。

×

×

×

×

彙報

初婚者所得調査の施行

所得と結婚との關係より現時に於ける結婚年齢遅延の原因を究明し以て我が國人口政策に關する一基本資料を整備することを目的として本人口問題研究所に於ては初婚者所得調査を施行することに決定したが其の調査要綱を掲ぐれば次の如くである。

初婚者所得調査要綱

一、調査の目的

現時に於ける所得と結婚との關係を明かにし、結婚年齢遅延の原因を究明し、我國人口政策に關する基本資料の一たらしめんとす

二、調査の方法

標本調査の方法に依り、主として俸給生活者並に工場労働者の多数住居せる地域(東京市の區)を選定し、其の區内に本籍を有し又は寄留せる者にして、婚姻届出を爲したる場合に別添の通りの「初婚者所得調査票」を配付し其の記入を依頼す

但し右調査票の配付は當該區役所に委嘱するものとす

三、調査の地域

東京市三十五區の内本所區、大森區、蒲田區、世田谷區、杉並區及荒川區の六區とす

四、調査の期間

自昭和十五年十月一日
至昭和十五年十二月卅一日 } 三ヶ月間

五、調査の客體

選定したる前記各區内に本籍を有し又は寄留せる者にして、前項の期間内に婚姻の届出を爲したる者但し雙方初婚者に限る

六、調査の事項

- (一) 住所
- (二) 夫の氏名
- (三) 妻の氏名
- (四) 夫の出生の年月日
- (五) 妻の出生の年月日
- (六) 夫の兄弟姉妹の數及順位並に嗣子其の他の別
- (七) 妻の兄弟姉妹の數及順位
- (八) 夫の出生地
- (九) 妻の出生地
- (十) 結婚年月日
- (イ) 實際の擧式の年月日
- (ロ) 婚姻届出の年月日
- (十一) 夫の教育程度
- (十二) 妻の教育程度
- (十三) 職業
- (イ) 夫
- (ロ) 妻(現在及結婚前)
- (十四) 俸給又は賃銀月額(俸給又は賃銀以外の手当及賞與の月割額を含む)
- (イ) 夫
- (ロ) 妻
- (十五) 其の他の收入
- (イ) 營業收入月額
- (ロ) 財産收入月額概算
- (ハ) 父兄等よりの補助月額
- (ニ) 其の他の收入月額
- (十六) 結婚の爲に要したる費用(自己負擔又は自己以外負擔に區分のこと)
- (イ) 結納金
- (ロ) 結婚式及披露宴に要したる費用
- (ハ) 支度費
- (ニ) 世帯を持ちたる爲特に要したる費用
- (十七) 住居の種類並に家賃又は室料(月額)
- (イ) 父兄等の世帯に同居するもの
- (ロ) 自己又は父兄所有の家屋に住むもの
- (ハ) 借家
- (ニ) アパート
- (ホ) 借問
- (ヘ) 其の他

人口問題研究所研究報告會

本研究報告會に於ける研究報告題名及報告者は次の如くである。

第二十六回 腦髓の發達に就いて

青木研究官 七月六日

第二十七回 日本民族の構成

小山研究官 九月十七日



初婚者所得調査票

昭和十五年十月一日 至同年十二月三十一日

初婚者所得調査に就てのお願ひ

今や聖戦三周年を迎へ、我が國は有史以来の大使命たる東亞新秩序建設の大業に邁進しつゝあるのですが、此の聖業完遂の爲には人的資源の充實即ち國家發展の基礎たるべき優れた國民を益々増加することが根本の要件であります。それでは我が國の人口状態はどうかと申しますと、出生率に於ては今から凡そ二十年前の大正九年を最高（人口1,000に付36.19）として、それ以來急速の傾向を示してゐるのであります。然し一方に於て死亡率が低下した爲に幸に自然増加は低下を維持出来たのであります。それが昭和十三年には出生率に於て益激な減少（人口1,000に付26.70）を示したばかりでなく死亡率に於ては前年よりも却つて上昇した結果、自然増加に於て激減を來したのであります。之は假令支那事變の影響と謂ふ一時的の現象とは申せ、洵に憂慮すべきこととあります。此の出生力減退の原因に關しましては仔細な研究を必要とするのであります。其の一つの要素は結婚の延期即ち結婚年齢の遅延でありまして、之には又經濟上の問題が關係すると思はれます。そこで今回當研究所に於て東京市の協力を得まして、此の點に關する資料を得て我が國人口政策の構立に寄與する目的を以て本調査を行ふことになつたのであります。何卒如上の趣旨を御諒察下さいませ。尚、調査票各欄に夫々該當事項を御記入の上は調査票を御切取になりまして、添附致しました封筒にて當研究所宛送付下さる様お願い致します。

昭和十五年十月

厚生省 人口問題研究所

東京都豊町區板ヶ田三丁目一番地 電話板板5916510番 6850番

縣 縣

Table with 18 numbered sections for demographic and financial data. Section 1: Residence (住所), Section 2: Spouse's Name (妻の氏名), Section 3: Spouse's Birth Date (妻の生年月日), Section 4: Spouse's Birth Place (妻の出生地), Section 5: Spouse's Education (妻の教育程度), Section 6: Spouse's Occupation (妻の職業), Section 7: Marriage Date (結婚年月日), Section 8: Spouse's Education (夫の教育程度), Section 9: Spouse's Occupation (夫の職業), Section 10: Spouse's Income (妻給又は賃銀月額), Section 11: Other Income (其の他の収入月額), Section 12: Marriage Expenses (結婚の爲に要したる費用), Section 13: Spouse's Income (同居の世帯に同居するもの), Section 14: Spouse's Income (同居の世帯に同居するもの), Section 15: Spouse's Income (同居の世帯に同居するもの), Section 16: Spouse's Income (同居の世帯に同居するもの), Section 17: Spouse's Income (同居の世帯に同居するもの), Section 18: Spouse's Income (同居の世帯に同居するもの).

厚生省

人口問題研究所

子ナ

別冊記載の「記入に就ての注意」並びに「記入例」をよく讀みた上記入して下さい

記入に就ての注意

1 此の調査の目的は所得と結婚との関係を明らかにし、現時に於ける結婚年齢の遅延の原因を究明して我が國人口政策に關する基本資料の一たらしめようとするものであります。

2 記入事項は凡て親戚の戸籍をなし、統計作成以外の目的には絶対に供出致しませんから有り勿論を正確に記入して下さい。

3 本調査の対象となるのは昭和十五年十月一日から本年十二月三十一日迄の間に結婚の届出をした夫妻及び未婚者であります。

4 夫の氏名・3妻の氏名 氏名を記入することを避けたい方はこの際空欄のままでも構いませんが、此の調査は極めて重要な調査でありますからその他の記入事項は正確に記入して下さい。

5 夫の出生年月日・5妻の出生年月日 生れた年月日不詳の場合には「散へ年」を記入して下さい。

6 夫の兄弟姉妹の数及順位・7妻の兄弟姉妹の数及順位 同一の父母から生れた同胞であれば生存者と死亡者とを同一戸籍内にあると否とを問はず全部数へて記入して下さい。又親子の方は親の字に○を附し、親子でない方は縁組にて附へば先に親姓を記入して下さい。

7 夫の出生地・9妻の出生地 道府県名及郡市町村名を記入して下さい。

8 結婚年月日 實際に結婚した年月日を記入して下さい。

9 届出の年月日 届出済の戸籍簿で婚姻の届出を受理した日即ち婚姻届書記載の年月日を記入して下さい。

10 夫の教育程度・12妻の教育程度 自分の修業又は卒業した學校中最も高いものに相當する欄に○印を附して下さい。若し現在在学中であるならば、その學校に相當する欄に「在學」と記入して下さい。

11 現在の職業を詳しく記入して下さい。

12 現在の職業を詳しく記入して下さい。

13 俸給又は賃銀月額 月額は勤務に依り受くる過去一年間の總収入の平均月額を算定し圓位未満を切り捨てて記入して下さい。

初婚者所得調査票

自昭和十五年十月一日 至同年十二月三十一日

1. 住所	東京府大森区上池上町小滝芝居 71 番地
2. 夫の氏名	丸山 憲夫
3. 妻の氏名	丸山 英子
4. 夫の出生年月日	大正 3 年 9 月 18 日
5. 妻の出生年月日	大正 7 年 5 月 27 日
6. 夫の出生地	静岡縣志太郡森枝町
7. 妻の出生地	静岡縣志太郡森枝町
8. 夫の出生地	静岡縣志太郡森枝町
9. 妻の出生地	静岡縣志太郡森枝町
10. 結婚年月日	昭和 15 年 6 月 10 日
11. 夫の教育程度	無就學
12. 妻の教育程度	無就學
13. 職業	内野運輸會社社員 經理部
14. 俸給又は賃銀月額	135 圓
15. 其の他の収入月額	無
16. 結婚の爲に要したる費用	計 250 圓
17. 住居の種類及家具又は賃料	住居の種類 () 家具又は賃料 ()
18. 備考	

國民體力法の施行に關する諸法令の公布

昭和十五年第七十五回帝國議會の協贊を経て公布された國民體力法(本誌第一卷第二號六九頁以降參照)の施行期日、被管理者の範圍並に施行令は昭和十五年勅令第六百十八號、同六百十九號及び同六百二十號を以て夫々制定せられ九月二十五日公布され、また國民體力法施行規則は九月二十六日厚生省令第三十六號を以て決定公布された。之を掲ぐれば以下の如くである。

國民體力法ノ施行期日ニ關スル勅令

(昭和十五年九月二十四日勅令第六百十八號)

國民體力法ハ昭和十五年九月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

國民體力法ノ被管理者ノ範圍限定ニ關スル勅令

(昭和十五年九月二十四日勅令第六百十九號)

國民體力法附則第二項ノ規定ニ依リ昭和十六年三月三十一日ニ至ル迄ハ同法ノ被管理者ヲ昭和十五年十一月三十日ニ於テ年齢十七年以上ノ男子タルモノニ限定ス

附則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年四月八日法律第五百五號國民體力法抄録

附則第二項

當分ノ内被管理者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ限定ス

ルコトヲ得

國民體力法施行令

(昭和十五年九月二十四日勅令第六百二十號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ國民體力法第二條第三號ノ規定ニ依リ被管理者タラザルモノトス

一 海軍豫備練習生及海軍豫備補習生

二 從軍中ノ陸海軍軍屬

三 専ラ國民體力法施行地外ヲ航行スル船舶ノ乗組員

第二條 地方長官ハ國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者(要検査被管理者)ヲ常時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ニ對シ其ノ

使用スル要検査被管理者ノ體力検査ヲ行フコトヲ命ズベシ但シ事業主若ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコト

ヲ困難トスル事情アリト認メラルトキ又ハ事業主若ハ管理人ヲシテ體力検査ヲ行ハシムルコトガ不適

當ト認メラルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 要検査被管理者ヲ常時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ハ

毎年四月十日現在ニ依リ其ノ使用スル要検査被管理者ノ數ヲ地方長官ニ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テ事業

主又ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アルトキハ其ノ旨併セ届出ヅベシ

第四條 第二條ノ規定ニ依リ事業主又ハ管理人ヲシテ體力検査ヲ行ハシムル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ

施行ヲ指揮監督シ關係官吏ヲ立會ハシムベシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル學校ニ在學若ハ在園シ又ハ幼稚園ニ在園スル被管理者(夜間又ハ季節的ニ授業ヲ受クル者ヲ除ク)ノ體力検査ハ當該學校長

又ハ園長第一號又ハ第二號ノ學校ニ在リテハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、其ノ他ノ學校又ハ幼稚園ニ在

リテハ地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

一 官立ノ學校

二 公立又ハ私立ノ大學、專門學校、實業專門學校、高等學校及之ニ準ズベキ學校

三 師範學校、中學校、高等女學校及公立又ハ私立ノ實業學校

四 公立又ハ私立ノ盲學校及聾啞學校

五 青年學校及小學校

六 專門學校入學者檢定期程ニ依リ指定學校

前項第二號ノ之ニ準ズベキ學校ハ厚生大臣及文部大臣之ヲ指定ス

第六條 體力検査ヲ行フ者ハ豫メ體力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ定ムベシ

體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄ノ期間内ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ學校又ハ幼稚園ノ長ノ行フ體力検査ニ在リテハ毎年四月一日ヨリ六月三十日迄ノ期間内ニ於テ其ノ日時ヲ定ムベシ

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七條 天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ前條

第二項ノ期間内ニ體力検査ヲ行フコト能ハザルトキ

ハ第五條第一項第一號若ハ第二號、第十八條第一項

又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ行フ體力検査ニ在

リテハ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設ノ長ハ前條第二項ノ期間外ニ於テ體力検査ヲ行フベキ日時ヲ定メ、其ノ他ノ體力検査ニ在リテハ地方長官ハ別ニ期間ヲ定メ體力検査ヲ行フ者ハ其ノ期間内ニ於テ體力検査ヲ行フベキ日時ヲ定ムベシ

第八條 體力検査ヲ行フ者ハ要検査被管理者及國民體力法第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニ對シ體力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ了知セシムル爲必要ナル措置ヲ爲スベシ

第九條 要検査被管理者ハ所定ノ日時及場所ニ於テ體力検査ヲ受クベキモノトス

第十條 要検査被管理者疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ所定ノ日時及場所ニ於テ體力検査ヲ受クルコト能ハザル場合ハ本人又ハ國民體力法第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニ於テ其ノ旨體力検査ヲ行フ者ニ届出ツベシ

前項ノ届出アリタルトキハ體力検査ヲ行フ者ハ更ニ體力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ指定スベシ此ノ場合ニ於テハ第六條及第七條ノ期間ニ關スル規定ニ依ラザルコトヲ得

第十一條 體力検査ハ命令ノ定ムル所ニ依リ身體計測、機能検査及疾病異常検査ヲ行フモノトス

第十二條 體力検査ノ結果ハ體力手帳ニ之ヲ記載スルモノトス國民體力法第十條乃至第十二條ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指導若ハ指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ジタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ記載スベキ事項ニシテ醫務ニ關スルモノハ國民體力管理醫ニ於テ、其ノ他ノモノハ體力検査ヲ行フ者ニ於テ之ヲ記載スベシ

體力手帳ノ様式其ノ他體力手帳ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十三條 國民體力管理醫ノ選任及解任ハ地方長官之ヲ行フ但シ第五條第一項第一號若ハ第二號、第十八條第一項又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ行フ體力検査ニ關スル醫務ニ從事セシムベキ國民體力管理醫ニ付テハ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設ノ長ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 國民體力管理醫ノ任期ハ二年トス但シ特定ノ醫務ニ從事セシムル爲選任シタル國民體力管理醫ハ其ノ職務終了ト同時ニ退任ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ國民體力管理醫ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第十五條 國民體力管理醫ハ體力検査ニ關スル職務ノ執行ニ付テハ體力検査ヲ行フ者ノ、其ノ他ノ職務ノ執行ニ付テハ地方長官ノ指揮ニ從フベシ

第十六條 國民體力管理醫第五條ノ被管理者ヲ檢診シタル場合ニ於テ就學上考慮ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ其ノ旨學校又ハ幼稚園ノ長ニ通報スベシ

第十七條 第五條第一項第一號又ハ第二號ノ學校ニ在學又ハ在園スル被管理者(夜間又ハ季節的ニ授業ヲ受クル者ヲ除ク)ニ對スル國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置命令ハ當該學校ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命ズルノ必要アリト認ムルトキハ當該學校ノ長ハ其ノ旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第十八條 國ノ事業ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ

使用セラルル被管理者ノ體力検査ハ其ノ事業場ノ長厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

道府縣ノ事業ニシテ地方長官ノ指定スルモノニ使用セラルル被管理者ノ體力検査ハ其ノ事業場ノ長地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

第十九條 前條第一項ノ規定ニ依リ國ノ事業場ノ長ニ於テ體力検査ヲ行フ被管理者ニ對スル國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ハ當該事業場ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ズルノ必要アリト認ムルトキハ當該事業場ノ長ハ其ノ旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第二十條 監獄、矯正院又ハ國立ノ少年教護院若ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

公立又ハ私立ノ少年教護院又ハ癪療養所ニ在ル被管理者ノ體力検査ハ當該施設ノ長地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

第二十一條 前條ノ施設ニ在ル被管理者又ハ被管理者タリシ者ノ體力手帳ハ當該施設ノ長ニ於テ之ヲ保存スベシ

第二十二條 第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テハ國民體力法第四條第二項、第六條、第十一條及第十二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テ必要アルトキハ第八條乃至第十條ノ規定ニ拘ラズ命令

ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 體力検査ニ要スル費用ニシテ左ニ掲グル

モノハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國庫之ヲ負擔ス

一 國民體力管理醫手當

二 體力検査補助者手當

三 藥品其ノ他消耗品ノ費用

第二十四條 市町村(町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ

町村ニ準ズベキモノトス)ハ前條ノ費用ヲ一時繰替

支辨スルコトヲ得一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項

ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年ニ限り第三條中毎年四月十日現在トアルハ

九月二十六日現在トシ第六條第二項ノ期間ハ十月一日

ヨリ十二月三十一日迄トス

國民體力法施行規則

(昭和十五年九月二十六日) 厚生省令第三十六號

第一章 總則

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ國民體力法ヲ謂ヒ令

ト稱スルハ國民體力法施行令ヲ謂フ

第二條 被管理者又ハ保護者ニシテ一定ノ居住地ナキ

モノニ付テハ左ノ各號ニ掲グル地ヲ其ノ居住地トス

一 船舶ニ居住スル者ニ在リテハ其ノ主タル碇繋地

ニ 巡回シテ興行ヲ爲ス者、行商ヲ爲ス者等ニ在リ

テハ其ノ年九月一日ノ現在地

第三條 令第三條ノ届出ハ四月二十日迄ニ之ヲ爲スベ

シ

第四條 地方長官令第二條ノ規定ニ依リ事業主又ハ管

理人ニ體力検査ヲ行フコトヲ命ジタルトキハ其ノ事

務所、商店、工場、事業場等ノ名稱、所在地及事業

主又ハ管理人ノ氏名ヲ四月三十日迄ニ告示スベシ

第五條 厚生大臣又ハ地方長官事業場ノ長ヲシテ體力

検査ヲ行ハシムベキ國又ハ道府縣ノ事業ヲ指定シタ

ルトキハ其ノ事業場ノ名稱及所在地ヲ告示スルモノ

トス

第六條 法第六條ノ届出ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ毎年

五月十日迄ニ之ヲ爲スベシ但シ被管理者第二條第二

號ノ現在地ニ於テ體力検査ヲ受クル者ナルトキハ九

月一日ニ之ヲ爲スベシ

一 被管理者ノ氏名、男女ノ別、生年月日及居住ノ

場所

二 保護者ノ氏名、居住ノ場所及被管理者トノ續柄

三 被管理者第四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ告示シ

タル事務所、商店、工場、事業場等ニ使用セラル

ル者ナルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ厚生大臣若ハ

地方長官ノ告示シタル事業場ニ使用セラルル者ナ

ルトキハ其ノ旨

前項第一號又ハ第三號ノ事項ニ異動ヲ生ジ體力検査

ヲ受クベキ場所ノ變更ヲ要スル場合ハ更ニ前項ノ例

ニ依リ被管理者ノ居住地ノ市町村長ニ届出ツベシ

第七條 法第六條ノ届出義務者ナキ場合ニ在リテハ被

管理者ニ於テ左ニ掲グル事項ヲ前條ノ例ニ依リ届出

ツベシ

一 氏名、男女ノ別、生年月日及居住ノ場所

二 第四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ告示シタル事務

所、商店、工場、事業場等ニ使用セラルル者ナル
トキ又ハ第五條ノ規定ニ依リ厚生大臣若ハ地方長
官ノ告示シタル事業場ニ使用セラルル者ナルトキ
ハ其ノ旨

第八條 保護者ノ居住地方被管理者ノ居住地ノ市町村

内ニ在ラザルトキハ第六條ノ届出ハ代人ヲ以テ之ヲ

爲スコトヲ得

第九條 令第五條第一項第一號若ハ第二號、第十八條

第一項又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ

行フ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設ノ長(直接厚生

大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者)令第七條

ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フベキ日時ヲ定メタルト

キ又ハ地方長官同條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行ハシ

ムベキ期間ヲ定メタルトキハ直ニ之ヲ厚生大臣ニ報

告スベシ

第十條 地方長官國民體力管理醫ヲ選任又ハ解任シタ

ルトキハ其ノ氏名ヲ告示スベシ

第十一條 直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査

施行者國民體力管理醫ヲ選任シタルトキハ其ノ官職

氏名ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第二章 體力検査

第十二條 體力検査ヲ行フ者(體力検査施行者)ハ體力

検査施行計畫ヲ定メ施行期間開始一月前迄ニ地方長

官ニ報告スベシ但シ直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ク

ル體力検査施行者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ體力検査施行計畫ニシテ不適當ト認めラルル

場合ハ地方長官ハ之ヲ變更セシムルコトヲ得

第十三條 體力検査施行者ハ其ノ年體力検査ヲ受クル

コトヲ要スル被管理者ノ名簿ヲ作成スベシ

第十四條 體力検査施行ノ日時及場所ヲ了知セシムル

爲市町村長ニ在リテハ體力検査施行二十日前迄ニ其

ノ日時及場所ヲ告示シ其ノ他ノ體力検査施行者ニ在

リテハ被管理者又ハ法第四條第二項ノ義務者ニ之ヲ

告知スベシ

第十五條 令第十條第一項ノ届出ハ體力検査當日迄ニ

之ヲ爲スベシ

第十六條 體力検査施行者ハ被管理者疾病ニ因リ所定

ノ日時ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ時宜ニ依リ國民體

力管理醫ヲシテ其ノ療養ノ場所ニ就キ檢診ヲ行ハシ

ムルコトヲ得

第十七條 市町村長第六條第一項但書ノ届出ヲ受理シ

タルトキハ日時及場所ヲ指定シテ體力検査ヲ受ケシ

ムベシ

第十八條 體力検査施行者ハ左ノ各號ニ準據シテ検査

場ヲ設クベシ

一 検査場ハ廣サ、採光等ニ注意シ適當ナル場所ヲ

選ブベシ

二 検査場ニハ身體計測、機能検査及疾病異常檢診

ノ爲必要ナル器具其ノ他ノ設備ヲ爲スベシ

三 検査場ニハ他人ノ面前ニ於テ爲スコトヲ不適當

ト認ムル検査ノ爲障障又ハ別室ヲ設クベシ

前條又ハ令第十條第二項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行

フ場合ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第十九條 體力検査ノ施行時間ハ通常午後一時ヨリ午

後五時迄トス

前項ノ施行時間中ニ検査スベキ被管理者ノ數ハ國民

體力管理醫一人ニ付四十人乃至五十人トス

第二十條 體力検査ハ被管理者ノ氏名、生年月日其ノ

他ノ事項ニ付名簿ト對照シテ本人ナルコトヲ確メタ

ル後之ヲ行フベシ

第二十一條 齒科醫師タル國民體力管理醫ヲシテ體力

検査ニ從事セシムル場合ニ在リテハ齒牙ノ検査ハ齒

科醫師タル國民體力管理醫ヲシテ之ヲ行ハシムベシ

第二十二條 體力検査ニ從事スル者ノ手指及體力検査

ニ使用スル器具類ハ特ニ注意シテ消毒シ検査用計器

ハ検査開始前豫メ點檢規正スベシ

第二十三條 身體計測及機能検査ハ身長、體重、胸圍、

視力、色神、聴力、精神機能及運動機能ニ付之ヲ行

フベシ但シ被管理者ノ年齢ニ依リ身體計測又ハ機能

検査ノ一部又ハ全部ヲ省略スルコトアルベシ

第二十四條 身長計測ハ足袋、靴等ヲ脱シ身長計ノ

臺上ニ兩爪先ヲ左右ニ開キテ立チ兩踵ヲ密接シ背

部、臀部及踵ヲ尺柱ニ接シ兩上肢ヲ自然ニ體側ニ垂

レ頭部ヲ正位ニ保タシメ正面及側面ヨリ全身ノ位置

ヲ通視シ所要ノ矯正ヲ加ヘタル後横杆ヲ顛頂ニ當テ

之ヲ爲スベシ

計測單位ハ「センチメートル」トシ四捨五入法ヲ用ヒ

單位ノ下一位ニ止ムベシ

第二十五條 體重計測ハ衣類ヲ脱シ秤臺ノ中央ニ靜止

セシメ體重計ノ桿ガ正シク平均ヲ保ツニ至レルトキ

之ヲ爲スベシ

計測單位ハ「キログラム」トシ四捨五入法ヲ用ヒ單位

ノ下一位ニ止ムベシ

第二十六條 胸圍計測ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ

自然ニ垂レシメ卷尺ヲ背面ニ於テハ兩肩胛骨ノ下隅

ニ、前面ニ於テハ左右乳頭ノ直上上部ニ當テ安靜ニ呼

吸セシメ呼吸ノ終レルトキ之ヲ爲スベシ乳房ノ著シ

ク膨隆セル女子ニ付テハ卷尺ヲ少シク其ノ上方ニ當

テ之ヲ爲スベシ

計測單位ハ「センチメートル」トシ四捨五入法ヲ用ヒ

單位ノ下一位ニ止ムベシ

第二十七條 視力ハ萬國式試視力表ヲ用ヒ其ノ前方五

「メートル」ノ位置ニ立タシメ左右ヲ各別ニ裸眼ニ付

検査スベシ

眼鏡ヲ常用スル者ニ付テハ前項ノ裸眼視力ノ検査ノ

外眼鏡ヲ裝用シタルトキノ視力ヲ併セ検査スベシ

第二十八條 色神ハ色盲検査表ヲ用ヒ異常ノ有無ヲ檢

査スベシ

第二十九條 聴力ハ低語聲ヲ以テ談話シ其ノ應答ニ依

リ判定スベシ

第三十條 疾病異常檢診ハ主トシテ結核性疾患、「トラ

ホーム」、花柳病、寄生蟲病、精神病、榮養障碍、脚

氣、齒疾及形態異常ニ付之ヲ行フベシ

第三十一條 結核性疾患ノ檢診ニ付テハ「ツベルクリ

ン」皮内反應検査ヲ行フベシ但シ反應陽性ナルコト

明カナル者又ハ國民體力管理醫ニ於テ不適當ト認ム

ル者ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十二條 花柳病ノ檢診ハ十七年以上ノ男子ニ付テ

ハ局所検査ヲ施行スベシ

第三十三條 結核性疾患、花柳病其ノ他特ニ指導ヲ必

要トスル疾病ニ罹リ又ハ罹レル疑アル者ニ付テハ別

ニ「エックス」線検査其ノ他ノ方法ニ依リ成ル可ク精

密ニ之ヲ檢診スベシ

前項ノ檢診ニ際シテハ其ノ療養ノ狀況ヲ併セ調査ス

ベシ

第三十四條 疾病異常其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ

因リ検査ヲ爲スコト困難ナル被管理者ニ付テハ體力検査ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

第三十五條 體力検査施行者體力検査ヲ行ヒタルトキハ各被管理者ニ付様式第一號ニ依リ體力検査票ヲ作成スベシ
體力検査票ノ記載ニ付テハ令第十二條第二項ノ例ニ依ル

第三十六條 體力検査票ハ體力検査施行者ニ於テ年齢別、男女別ニ編綴シ三年間之ヲ保存スベシ

第三十七條 第三十三條第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シタルトキハ體力検査票ノ外國民體力管理醫ニ於テ様式第二號ニ依リ精密検査票ヲ作成スベシ

第三十八條 精密検査票ハ第五十條ノ場合ヲ除クノ外體力検査施行者ニ於テ取纏メ地方長官ニ送付スベシ但シ直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者ニ在リテハ其ノ者ニ於テ之ヲ保存スベシ
精密検査票ノ保存期間ハ五年トス

第三十九條 體力検査施行者ハ體力検査ノ結果ヲ十月三十一日迄ニ地方長官ニ報告スベシ但シ直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者ニ在リテハ厚生大臣ニ之ヲ爲スベシ

第四十條 地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ體力検査集計表ヲ調製シ十一月三十日迄ニ厚生大臣ニ之ヲ送付スベシ

第四十一條 地方長官ハ體力検査施行者ヨリ第三十八條第一項及第五十條第一項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル精密検査票ニ基キ精密検査集計表ヲ調製シ十一月三十日迄ニ厚生大臣ニ之ヲ送付スベシ
直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者ニ在リテハ其ノ者ニ於テ前項ニ準ジ精密検査集計表ヲ

調製送付スベシ

第三章 體力手帳

第四十二條 體力手帳ハ被管理者初メテ體力検査ヲ受ケタルトキ體力検査施行者ニ於テ之ヲ交付ス

第四十三條 體力手帳ハ被管理者又ハ被管理者タリシ者年齢二十年ニ達スル迄之ヲ保存スベシ但シ徴兵検査ヲ未ダ終ラザル者ニ在リテハ之ヲ終ル迄保存スベシ

第四十四條 自己ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ體力手帳ヲ滅失又ハ毀損シタル場合ハ其ノ事由ヲ具シ且毀損ノ場合ニ於テハ其ノ體力手帳ヲ添へ最終ニ體力検査ヲ受ケタル體力検査施行者ニ再交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニシテ理由アリト認ムルトキハ體力検査施行者ハ當該被管理者ノ體力検査票ニ基キ所定ノ事項ヲ體力手帳ニ轉記シ之ヲ交付スベシ

第四十五條 體力手帳ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ之ヲ提出スベシ

- 一 體力検査ヲ受クルトキ
- 二 法第十一條ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示ヲ受クルトキ
- 三 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置命令ヲ受クルトキ

四 法第十二條第二項ノ規定ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受クルトキ

五 其ノ他法令ノ規定ニ依リ提示ヲ命ゼラレタルトキ

第四十六條 體力手帳ハ様式第三號ニ依ル

第四章 指導其ノ他ノ措置

第四十七條 國民體力管理法第十條ノ規定ニ依リ體力

力向上ニ關スル指導ヲ爲サントスル場合ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 指導ハ被管理者ノ年齢、環境等ニ應ジテ之ヲ爲スベシ

二 指導ハ疾病異常ノ治療矯正ニ付之ヲ爲スノ外検査ノ結果ヲ綜合シ療養其ノ他保健ニ關シ之ヲ爲スベシ

三 指導事項ニシテ被管理者ニ著シキ衝動ヲ與フルノ虞アリト認ムルモノハ法第四條第二項ノ義務者ニ對シ之ヲ爲スベシ

四 指導事項ニシテ重要ナルモノハ體力手帳ニ之ヲ記載スベシ

第四十八條 法第十二條第一項ノ主務大臣ノ指定スル疾病トハ左ニ掲グル疾病トス

- 一 結核性疾患
- 二 花柳病

第四十九條 體力検査施行者ハ法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ヲ要スル者アルトキハ其ノ旨地方長官ニ申告スベシ但シ令第十七條又ハ第十九條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條 前條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲ス場合ニ於テハ當該被管理者ノ精密検査票ヲ添附スベシ

令第十七條第二項又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ通報ヲ爲ス場合亦前項ニ同ジ

第五十一條 法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ハ體力検査施行者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ但シ令第十七條第二項又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ通

報ニ基キテ爲ス指示又ハ處置命令ハ之ヲ爲シタル後
其ノ旨ヲ體力検査施行者ニ通知スルヲ以テ足ル

第五十二條 地方長官事務所、商店、工場、事業場等
ニ使用セラルル被管理者又ハ其ノ保護者ニ對シ法第
十一條ノ規定ニ依リ就業ノ場所若ハ時間ノ制限又ハ
業務ノ變更ニ關スル指示ヲ爲シタルトキハ其ノ旨被
管理者ヲ使用スル者ニ通知スベシ但シ被管理者ヲ使
用スル者ニ對シ指示ヲ爲シタル場合又ハ事業主若ハ
管理人體力検査施行者ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
國又ハ公團體ノ體力向上施設ノ利用其ノ他ニ關ス
ル指示ニシテ被管理者休業ヲ要スル場合亦前項ニ同
シ

第五十三條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關
スル處置ヲ命ゼラレタル者其ノ處置ヲ了シタルトキ
ハ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ但シ令第十七條第一
項又ハ第十九條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十四條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關
スル處置ヲ命ゼラレタル者同條第二項ノ規定ニ依リ
國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケントスルト
キハ被管理者ノ氏名、療養ニ關スル處置ヲ命ゼラレ
タル月日及事由ヲ具シ被管理者ノ居住地ノ市町村長
ヲ經由シテ地方長官ニ申請スベシ療養ノ指導ヲ受ケ
ル者當該道府縣外ニ居住地ヲ移轉シ引續キ療養ノ指
導ヲ受ケントスルトキ亦同ジ

國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケル者當該道
府縣内ニ於テ居住地ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨居住
地ノ市町村長ヲ經由シテ地方長官ニ届出ツベシ

第五十五條 地方長官前條第一項ノ申請ニシテ法第十
二條第二項ノ規定ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養

ノ指導ヲ受ケシムベキモノト認ムルトキハ國民體力
管理醫ヲ指定シテ之ヲ申請者ニ告知スベシ前條第二
項ノ届出アリタル場合ニ於テ國民體力管理醫ノ變更
ヲ要スルトキ亦同ジ

第五十六條 法第十二條第二項ノ療養ノ指導ニ從事ス
ル國民體力管理醫ハ様式第四號ニ依リ療養指導簿ヲ
備付クベシ

國民體力管理醫療養ノ指導ヲ爲シタルトキハ其ノ都
度前項ノ療養指導簿及體力手帳ニ其ノ要領ヲ記載
スベシ

第五十七條 國民體力管理醫ハ毎月五日迄ニ前月分ノ
療養ノ指導ニ關スル狀況ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十八條 體力検査施行者第五十一條ノ規定ニ依リ
指示又ハ處置命令ノ經由又ハ通知ヲ受ケタルトキハ
其ノ要旨ヲ體力手帳ニ記載スベシ

附則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年ニ限り本令中第二條第二號及第六條第一項
但書ノ九月一日トアルハ十一月一日、第三條ノ四月二
十日トアルハ九月三十日、第四條ノ四月三十日トアル
ハ十月五日、第六條第一項ノ毎年五月十日トアルハ十
月十日、第十二條ノ施行期間開始一月前迄トアルハ十
月十五日迄、第十四條ノ體力検査施行二十日前迄トアル
ハ體力検査施行五日前迄、第三十九條ノ十月三十一
日トアルハ翌年一月三十一日、第四十條及第四十一條
第一項ノ十一月三十日トアルハ翌年二月二十八日ト
ス

昭和十五年關東州國勢調査施行規則の
公布

公布

昭和十五年關東州國勢調査施行規則は昭和十五年九
月十三日付官報を以て關東局令第五十三號として公布
された。之を掲ぐれば次の如くである。

昭和十五年關東州國勢調査施行規則

第一條 昭和十五年關東州國勢調査以下國勢調ハ昭和
十五年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ
第二條 國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ左ノ各號ノ一ニ
該當スル者ニ付之ヲ行フ

一 關東州内ニ現在スル者ニシテ現役軍人又ハ應召
中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

二 現役軍人及應召中ノ在郷軍人

三 陸海軍ノ艦船ニ乗組中ノ者ニシテ現役軍人又ハ
應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

體 力 檢 查 票

第 號

() 歲			
自	年	月	日生
至	年	月	日生

被管理者氏名		生年月日		大正 年 月 日		昭和 年 月 日	
職業(學校)		検査年月日		昭和 年 月 日			
本籍	道府縣	市郡	區町村區町村	番地			
現住所	道府縣	市郡	區町村區町村	番地			
身長	cm	體重	kg	胸圍	cm		
視力	裸眼	右	眼鏡	右	色 神	正常・異常	
		左	裝用	左			
聴力	右	正常・難聴・聾		左	正常・難聴・聾		
主たる既往疾患		病名 歳〜年 歳					
疾 病 異 常	ツベルクリン皮内反應	發赤徑	mm	判定	陰性・疑陽性・陽性		
	トラホーニ	無シ・有リ	(疑似症・輕症・重症)				
	寄生蟲病	無シ・有リ(病名)					
	脚 氣	無シ・有リ					
	榮養障礙	無シ・有リ(病名又ハ原因)					
	齲 齒	處 置	本	未處置	本		
	其 疾 病 異 常	無シ・有リ(病名又ハ名稱)					
運 動 機 能	荷重速行 回 /4						
概 評	可 ・ 要注意 ・ 要精密檢診						
指 導							
備 考							

様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格A5トス)

(表三)

保 護 者	氏名	
	現住所	
	本人ノ 職	
	職業	

往 電

1 此ノ手帳ハ本人又ハ保護者ニ於テ本人ガ年滿二十歳ニ達スル迄大切ニ保
存シ軍兵検査ヲ受ケル者ハタトニ年滿二十歳ニ達シテ後ト雖モ 軍兵検査
ガ結果並ニ保存シテケレバナリマセン。

2 此ノ手帳ハ次ノヤウナ場合ニ提示シテケレバナリマセン。

- イ 體力検査ヲ受ケルトキ
- ロ 體力検査ノ結果體力向上ニ關スル指示ヲ受ケルトキ
- ハ 體力検査ノ結果放棄ニ關スル罷留命令ヲ受ケルトキ
- ニ 國民體力管理課ニ就キ放棄ノ指導ヲ受ケルトキ
- ホ 徴兵検査ヲ受ケルトキ
- ヘ 其ノ他法令ノ規定ニヨリ提示ヲ命ゼラレタトキ

3 此ノ手帳ハ大切ニ取扱ヒ毀損シタリ滅失シタリシテハナリマセン、已ムク得
ナイ理由ヲ滅失又ハ毀損シタトキハ其ノ理由ヲ述ベ 最終ノ體力検査施行者
ニ函ニ出テ再交付ヲ受ケルコトガ出来マス。

體
力
手
帳

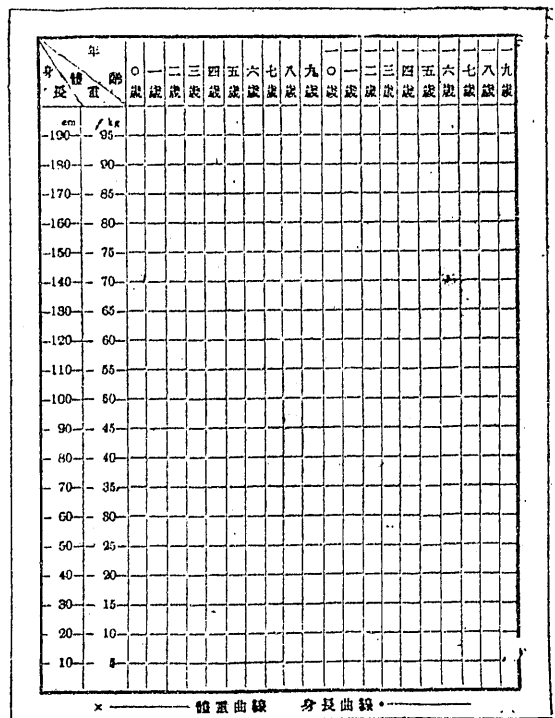
昭和 年 月 日 交付

厚 生 省

本 籍	氏 名	生 年 月 日
		昭和 年 月 日 生

様式第三號 軍兵ノ大サハ日本標準規格ニ依リテス

年 齢	檢 査 年 月	現 住 所		職 業 又ハ 學 校	身 長 cm
		道・府・縣・市・郡			
0歳	年月				
1歳	年月				
2歳	年月				
3歳	年月				
4歳	年月				
5歳	年月				
6歳	年月				
7歳	年月				
8歳	年月				
9歳	年月				
10歳	年月				
11歳	年月				
12歳	年月				
13歳	年月				
14歳	年月				
15歳	年月				
16歳	年月				
17歳	年月				
18歳	年月				
19歳	年月				



四 從軍中ノ軍屬、從軍報道班員、從軍神官神職又ハ從軍宗教家ニシテ關東州、内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島以外ニ現在スルモノ

前條ノ時期前ニ關東州、内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ前條ノ時期後四日以内ニ始メテ關東前ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和十五年十月一日午前零時ニ關東州内ニ現在シタル者ト看做ス

本令ニ於テ現役軍人トハ陸軍ノ現役將校准士官下士官兵(特別志願將校、現役武官ト爲ルベキ陸軍ノ諸生徒中委託學生生徒以外ノ者及現ニ陸軍ニ於テ修業中ノ幹部候補生操縱候補生ヲ含ミ歸休兵ヲ除ク)及海軍ノ現役士官特務士官准士官下士官兵(各科少尉候補生、海軍諸學校ノ生徒及現ニ海軍ニ於テ教育中ノ海軍豫備員候補者ヲ含ミ歸休中ノ下士官兵ヲ除ク)ヲ、應召中ノ在郷軍人トハ陸軍ノ豫備役後備役ノ將校准士官下士官兵、豫備役ノ幹部候補生操縱候補生、歸休兵、補充兵及國民兵役ニ在ル者並ニ海軍ノ豫備役後備役ノ士官特務士官准士官、豫備役後備役第一國民兵役又ハ歸休中ノ下士官兵及海軍豫備員ニシテ充員召集、臨時召集、國民兵召集、演習召集、教育召集、歸休兵召集、補缺召集又ハ勤務召集ヲ受ケタルモノヲ、陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雜役船、陸軍所有船、陸軍徵備船及海軍徵備船ヲ謂フ

一 氏名

業報

- 二 世帯ニ於ケル地位
 - 三 男女ノ別
 - 四 出生ノ年月日
 - 五 配偶ノ關係
 - 六 所屬ノ產業及職業
 - 七 滿洲國駐劄特命全權大使ノ指定スル技能(指定技能)
 - 八 兵役ノ關係(内地人)
 - 九 普通教育ノ有無(滿十五歲以上)
 - 十 出生地
 - 十一 本籍、民籍又ハ國籍
 - 十二 來住ノ年
 - 十三 常住地(滿洲人及中華民國人)
 - 第四條 第二條ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス
- 本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ
- 一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス
 - 家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ
 - 寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ
- 第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ世帯現在者及世帯關係者ニ就キ第三條各號ノ事項ヲ申告スルノ義務アルモノトス
- 世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實

一 氏名

- 上ノ管理スル者、世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ國勢調査委員ノ指定シタル者ヲ以テ前項ノ管理者トス
 - 第一項ニ於テ世帯現在者トハ第二條第一項第一號ニ掲グル者ニシテ其ノ世帯ニ現在スル者ヲ謂フ
 - 第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者ハ左ノ區別ニ從ヒ各其ノ世帯ノ世帯關係者トス
 - 一 配偶者アル場合ハ其ノ配偶者ノ現在スル世帯
 - 二 配偶者ナキ場合ハ其ノ父ノ現在スル世帯但シ父ナキ場合ハ其ノ母ノ現在スル世帯
 - 三 配偶者及父母ナキ場合ハ其ノ子(數人アル場合ハ最年長者)ノ現在スル世帯
 - 四 配偶者、父母及子ナキ場合ハ其ノ祖父ノ現在スル世帯但シ祖父ナキ場合ハ其ノ祖母ノ現在スル世帯
 - 五 配偶者、父母、子及祖父母ナキ場合ハ其ノ兄弟姉妹(數人アル場合ハ最年長者)ノ現在スル世帯
 - 六 配偶者、父母、子、祖父母及兄弟姉妹ナキ場合ハ其ノ召集通報人ノ現在スル世帯
- 前項ノ配偶者ニハ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情(内縁關係)ニ入りタリト認メラル者ヲ含ミ父母、子、祖父母及兄弟姉妹ハ第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者ト同一戸籍(昭和七年律令第二號ニ基クモノヲ含ム)内ニ在ル者ニ限ル
- 第六條 國勢調査ノ申告ハ關東州國勢調査申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ
- 第七條 關東州國勢調査申告書用紙ハ昭和十五年九月二十日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於テ國勢調査委員之ヲ各世帯ニ配付ス

第八條 申告義務者ニシテ前條ノ期間内ニ關東州國勢調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ國勢調査委員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第九條 申告義務者ハ昭和十五年十月一日午前八時迄ニ關東州國勢調査申告書ヲ作成シ國勢調査委員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第十條 昭和十五年十月一日午前零時ニ關東州内ニ現在シタル者ニシテ第二條第一項第一號ニ掲グルモノ何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ同月四日迄ニ國勢調査委員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ本人又ハ第五條ニ規定スル配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹若ハ召集通報人ニ於テ知リタルトキ亦前項ニ同ジ

第十一條 關東州廳長官ハ滿洲國駐劄特命全權大使ノ命ヲ承ケ國勢調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十二條 國勢調査執行ノ爲地方ニ國勢調査委員長、國勢調査副委員長、國勢調査指導員、國勢調査參與員及國勢調査委員ヲ置ク

第十三條 國勢調査委員長ハ市長又ハ民政署長ヲ以テ之ニ充ツ關東州廳長官ノ指揮監督ヲ承ケ地方ニ於ケル調査ノ執行ヲ管掌ス

國勢調査副委員長ハ警察署長ヲ以テ之ニ充ツ國勢調査委員長ヲ佐ケ地方ニ於ケル調査ノ執行ヲ協力ス
國勢調査指導員ハ公務員中ヨリ大使之ヲ命ズ國勢調査委員長ノ指揮監督ヲ承ケ調査事務ノ執行ヲ指導ス
國勢調査參與員ハ公務員又ハ學識名望アル者ノ中ヨリ大使之ヲ命ジ又ハ囑託ス國勢調査委員長ヲ佐ケ調

査ノ趣旨ノ普及ヲ圖リ其ノ執行事務ニ參與ス
國勢調査委員ハ公務員又ハ地方ノ事情ニ通曉スル者ノ中ヨリ大使之ヲ命ジ又ハ囑託ス國勢調査委員長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル關東州國勢調査申告書用紙ノ配付、關東州國勢調査申告書ノ蒐集、調査事項ニ關スル質問其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十四條 國勢調査委員長ハ調査ヲ執行スル爲關東州廳長官ノ認可ヲ經テ管内ノ區域ヲ調査區ニ分畫シ國勢調査委員ノ擔當區ヲ指定スベシ

第十五條 國勢調査委員ニハ別ニ告示スル様式ノ徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十六條 國勢調査委員各世帯ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル期間ハ昭和十五年九月十日ヨリ同年十月五日迄トス但シ蒐集シタル關東州國勢調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲國勢調査委員前項ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザルトキハ事故ノ止ミタル後直ニ之ヲ執行ス此ノ場合ニ於テハ國勢調査委員長ハ直ニ其ノ旨ヲ關東州廳長官ニ報告スベシ

關東州廳長官前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ大使ニ報告スベシ

第十七條 外國ノ軍艦、刑務所及留置場ニ現在スル者ノ調査ニ付テハ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第十八條 關東州國勢調査申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
關東州國勢調査申告書ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ公表スルコトヲ得ズ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 國勢調査ノ事務ニ從事シタル者ニシテ其ノ職務ノ執行ニ因リ知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩シタルモノ

二 國勢調査ニ際シ之ヲ忌避シ、申告ヲ爲サズ又ハ不實ノ申告ヲ爲シタル者

三 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者

四 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ國勢調査ヲ妨ゲタル者

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕
昭和七年十一月律令第二號ハ本島人ノ戶籍ニ關スル件ナリ

勞働者災害扶助法施行令その他の一部

改正

勞働者災害扶助法施行令は昭和十五年勅令第六百十五號を以て一部改正を見たが、同じく勞働者災害扶助責任保險法施行規則も同九月十八日厚生省令第三十五號を以て一部改正を見るに到つた。なほ勞働者災害扶助責任保險に於ける保險料率も厚生省告示第二百八十八號を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

勞働者災害扶助法施行令中改正

(昭和十五年九月十七日 勅令第六百十五號)

労働者災害扶助法施行令中左ノ通改正ス
 第二條第一項第二號中「一萬圓」ヲ「五千圓」ニ改ム
 第十五條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ注文
 ニ依ル工事又ハ同號(ハ)ノ工事ニ使用セラルル者ニ
 付テハ一日ニ付十六歳未満ノ者ハ五十五錢、十
 六歳以上ノ女子ハ八十錢、其ノ他ノ者ハ一圓三十
 錢

附則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第二條ノ改正規定ハ請負金額一萬圓未満ノ工事ニシテ
 本令施行前ニ請負契約ノ締結セラレタルモノニハ之ヲ
 適用セズ
 本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍従前ノ
 規定ニ依ル

〔参照〕

昭和六年八月公布勅令第二百七十六號労働者災害
 扶助法施行令抄録

第二條第一項

労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ハ
 左ノ各號ノ一ニ該當スル規模ノモノトス但シ軒高
 九米未満ニシテ且建築面積三百三十平方米未満ノ
 木造家屋ノ建築工事ヲ除ク
 二 請負ニ依ルモノニシテ請負金額一萬圓以上ノ
 モノ

第十五條第一項

標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス
 一 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工
 事ニ使用セラルル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未

滿ノ者ハ四十錢、十六歳以上ノ女子ハ六十錢、其
 ノ他ノ者ハ一圓

労働者災害扶助責任保険法施行規則中改正

(昭和十五年九月十八日
 厚生省令第三十五號)

第十五條 削除

第二十二條第一項、第二十二條及第二十三條中「労働者災
 害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事」ヲ「労働者災害
 扶助責任保険ニ付スル工事」ニ改ム
 第一條乃至第五條、第八條、第十四條、第十六條及第
 十九條乃至第二十一條中「社會局長官」ヲ「保險院長官」
 ニ改ム

附則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和六年十一月二日內務省令第三十三號労働者災害
 扶助責任保険法施行規則抄録

第十五條 前條ノ保險金支拂ノ請求書ハ毎月二十日

迄ニ前月分ニ付之ヲ提出スベシ
 第二十二條第一項

労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ
 注文者請負者ニ工使用物ヲ支給シタルトキハ工事
 終了後遲滞ナク其ノ支給シタル物ノ種類別數量及
 左ノ各號ニ依リ算定シタル價額ヲ社會局長官ニ申
 告スベシ
 (左記略ス)

第二十二條 労働者災害扶助法第一條第一項第二號
 (ハ)ノ工事ノ注文者、保險契約者、保險金受取人又

ハ扶助ヲ受クベキ者未成年者若ハ禁治産者ナルト
 キ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ
 法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル
 者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
 力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第二十三條 労働者災害扶助法第一條第一項第二號
 (ハ)ノ工事ノ注文者、保險契約者又ハ保險金受取人
 ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他
 ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキ
 ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免
 ルルコトヲ得ズ

労働者災害扶助責任保険ニ於ケル保險料率

(昭和十五年九月十八日
 厚生省告示第二百八十八號)

労働者災害扶助責任保険ニ付スル工事ノ保險料率左ノ
 通定メ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 労働者災害扶助責任保険ニ付スル工事ノ保險料率ハ別
 表ノ通トス

一 工事ニシテ二以上ノ種類ヲ包含スルトキハ高キ料率
 ニ據ル但シ其ノ種類毎ニ請負金額又ハ賃金額ガ區分セ
 ラルル場合ニハ此ノ限ニ在ラス

附則

昭和六年十一月一内務省告示第二百六十六號ハ之ヲ廢止ス
 (別表)

工事ノ種類	請負金一萬圓當リノ保險料		賃金一圓當リノ保險料
	圓	圓	
労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ工事	四三	四	六三
隧道工事	一一四		四五

地下鐵道 <small>（但シ開鑿式ニシテ 上表部ヲ一般交通 ノ用ニ供セザルモ ノヲ除ク）</small> 建設工事	一六六	三二〇
水力發電用建設土木工事	二二四	一〇五
鐵道軌道工事	六六	三八
河川工事	二三三	一六
土地整理工事	五六	三四
道路工事	四六	二二
道路鋪裝工事	一八	二〇
工作物ノ破壞工事	一	四五
建築工事	一八	二〇
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土 造家屋建築工事	二七	三八
鐵骨家屋建築工事	二〇	三五
家屋附帶設備工事	六	一二
機械器具ノ組立又ハ据付 工事	二二	六五
橋梁工事	五二	三二
其ノ他ノ工事	三五	二九

〔参照〕

昭和六年十一月二日内務省告示第二百六十六號ハ本號
ト同伴ナリ

總力戰研究所の創立

時局下緊急の要望に則應して其の創立を待望されて
ゐた總力戰研究所は昭和十五年九月三十日勅令を以て
其の官制その他の公布を見た。之を掲ぐれば以下の如
くである。

總力戰研究所官制

（昭和十五年九月二十日
勅令第六百四十八號）

- 第一條 總力戰研究所ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ國
家總力戰ニ關スル基本的調査研究及官吏其ノ他ノ者
ノ國家總力戰ニ關スル教育訓練ヲ掌ル
- 第二條 總力戰研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 所長 勅任
- 所員 專任十一人 奏任内三人ヲ勅任ト
助手 專任 五人 判任
書記 專任 三人 判任
- 第三條 所長ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ
統理ス
- 第四條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル
- 第五條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス
- 第六條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第七條 總力戰研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム
參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及
學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令中改正

（昭和十五年九月三十日
勅令第六百四十九號）

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス
第八條中「對滿事務局次長」ノ次ニ「總力戰研究所長」
ヲ、「内閣情報部情報官」ノ次ニ「總力戰研究所員」ヲ加フ
第十四條中「興亞院電信官」ノ次ニ「總力戰研究所員」ヲ
加フ

別表第一表内閣ノ部中興亞院調査官ノ項ノ次ニ左ノ如
ク加フ

總力戰研 究所長	同上
總力戰研 究所員	

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ
所員ニ專任セラレタル者ノ分限規定

（昭和十五年九月三十日
勅令第六百五十號）

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ所員ニ專
任セラレタル者ハ現役トス
前項ニ規定スル者ハ陸海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ陸
海軍ノ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國土計畫設定要綱の發表及地方計畫
要綱

要綱

昭和十五年八月一日政府發表の基本國策要綱中に明
示された「日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とす
る國土開發計畫の確立」に就いては爾來企畫院を中心
として研究を重ねられてゐたが、九月二十四日「國土計
畫設定要綱」として正式に閣議決定を見るに到つた。

獨伊、北米、ソ聯等の列強を中心に世界各地の廣域
ブロック化を見ようとしてゐる現下の世界情勢に則應
し、日滿支を中心とし南洋をも含む東亞諸國を一丸と

せる一大共榮圏を完成せんが爲には日滿支を通ずる國防國家態勢の強化は何よりも緊要事で國土計畫の目標も亦こゝにあるは云ふ迄もない。産業と人口の配分計畫を中心とし國土の綜合的利用開發保全を圖らんが爲の諸般の方針は茲に確立を見たわけで、閣議決定の「國土計畫設定要綱」並に之に關する企畫院總裁談を掲ぐれば次の如くである。

國土計畫設定要綱

第一、國土計畫設定の趣旨

肇國の理想に基き、時勢の進運に對處して新東亞建設の聖業を完遂する爲には、東亞諸邦を對象とする綜合的經營計畫を樹立し、之を基準として國力の飛躍的増強を圖るの要緊切なるものあり

即ち日滿支を通ずる國防國家態勢の強化を圖るを目標として國土計畫の制を定め、地域的には滿支をも含め、時間的には國家百年の將來をも稽へ、産業、交通、文化等の諸般の施設及人口の配分計畫を土地との關聯に於て綜合的に合理的に構成し、以て國土の綜合的保全利用開發の計畫を樹立し、一貫せる指導方針の下に時局下諸般の政策の統制的推進を圖らんとす

第二、計畫の種別並運用

一、日滿支計畫

日滿支三國を通ずる國土の綜合的利用開發の計畫にしてその各國を以て各單位地域とし、之に對する人と施設との合理的配分方針を策定するものとす

日滿支計畫は關係各國の行ふ國土計畫の事業策

定の基準たるべきものにして、皇國に關しては中央計畫策定の基準たるものとす

二、中央計畫

中央計畫は内外地全般を對象とする計畫にして、日滿支計畫を基準として策定を圖るものとす。内外地各地方の特性を發揮せしめ國家的見地よりする國土の綜合的利用開發の計畫を樹立するものとす

中央計畫は各廳所管行政の基準となりて運用せらるべく、内地に於ける各單位地域別地方計畫及外地に於ける開發計畫策定の基準となるの外各廳所管の事業として直接實施せらるべきものとす

第三、策定要領

一、國土計畫に關する調査、研究、立案は本計畫設定の趣旨に鑑み國家の綜合國防力の増強を圖るの見地より常に發展的に統一的に之を行ふものとす

二、計畫立案は一定の目標時期を定め、日、滿支、南洋を含む東亞共榮圏の確立を圖るを目標として之を企畫するものとす

三、計畫に當りては國土の愛護保全を旨とし、綜合的交通計畫、綜合的動力計畫との有機的關聯に於て産業及人口の統制的配分を圖るに重點を置き、常に防空上の考慮を重視するものとす

四、經濟に關する計畫に付ては東亞共榮圏内に於ける資源の開發、保全、涵養に依る必要物資の確保とその適正なる交流配分を圖り、併せて國際經濟に於ける優位の獲得に努むるを以て目的とす

五、人口に關する計畫に付ては人口の量的増強と之が地域的職能的の適正なる配分を圖るを以て

目的とす

六、基礎調査は各廳の調査を統合し、民間の協力を得て内外に互る關係資料の整備を圖るものとす

第四、主要策定事項

- 一、日滿支經濟配分計畫
- 二、工業配分計畫
- イ、重化學工業の業種別配分計畫
- ロ、輕工業の業種別配分計畫
- ハ、工業地帯配分計畫
- ニ、鑛産資源開發計畫
- 三、農林畜水産業配分計畫
- イ、農業計畫
- ロ、林野計畫
- ハ、水産計畫
- 四、綜合的交通計畫
- イ、内外地交通通信整備計畫
- ロ、東亞交通通信整備計畫
- 五、綜合的動力計畫(燃料を含む)
- 六、綜合的治山治水及利水計畫
- 七、綜合的人口配分計畫
- イ、都市配置に關する計畫
- ロ、職能別人口配分計畫
- ハ、地域別人口配分計畫
- ニ、綜合的移民計畫
- 八、文化厚生施設の配分計畫
- 九、單位地域別計畫の基本方針
- 第五、事務の機構並其運用
- 一、國土計畫は内閣總理大臣の主管とし、その事務は企畫院をして掌らしむ

二、内閣に官制に依る國土計畫委員會を設置し、國土計畫の策定並運用に關する諮問機關たらしむること

三、各廳は國土計畫の策定に參畫し、その所管に從ひ、計畫の内容たる事項の調査、計畫實施を掌る内閣總理大臣は各廳の行ふ事業に付國土計畫の運用上必要な統轄を行ふことを得るものとする

地方計畫に付ても内閣に於て之を統制す

四、各廳に設置せられある各種會議、調査會、委員會等は必要に應じ國土計畫委員會と密接なる連絡を保持すべきものとし、之が連絡の方法に付ては別途考慮するものとす

五、日滿支計畫に關する滿支兩國との連絡は各關係所管廳を通じて之を行ふ

六、中央計畫の外地に於ける實施は一般的に各外地官廳の所管とし拓務省(關東州に付ては對滿事務局)之を統制す

國土計畫の設定に付て

(星野企畫院總裁談話要旨)

日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立を圖ることに付ては既に現内閣の基本國策として之を取上げ、爾來企畫院を中心として之が計畫策定の方式に關する研究を重ね來つた次第であるが、今回國土計畫設定要綱として閣議決定を見るに至つた。

今や世界の歴史的轉換期に當り、皇國を中心とし日滿支三國の聯携を樞軸とする大東亞共榮圈の形成を圖

ることは時勢の要務となつたのであるが、之が爲には産業經濟に就ても交通の方面に於ても日滿支を通ずる綜合的な科學的な計畫を樹立し之を基準として總ての施策を進めなければならない。こゝに國土計畫を必要とする第一の理由がある。

驟つて一面最近に於ける生産力擴充の進展に伴ふ急激な工場を増設其の他の原因による大都市の無際限な膨脹、新興工業都市の簇生は國民の保健、衛生、防空、交通等種々の方面に多くの問題を發生せしめつつあり、農村に付ては農耕地が潰されたり山林が荒廢に導かれるといふ様なこの儘に放任するを許さない問題の發生を見るに至つた。勿論都市の分散配置の問題、工業の地方化の問題、農業生産の計畫化の問題等夫々部分的には研究もされ亦著々と實施にも移されてをるところであるが、夫々の計畫の間の有機的綜合を圖るべき適切な綜合的計畫の缺けてをることが之等の總ての計畫の實行力を弱めてをる實情である。これ等の問題に答へ時局下諸般の政策に對して統一した目標を與へようとする所に國土計畫を必要とする第二の理由がある。

國土計畫は斯様な時勢の要求に應じて策定しようとするものであるが、計畫の方式は一に日滿支三國を通ずる高度の國防國家態勢の強化を圖るといふ點に計畫の最高目標を置き、之を中心として産業、交通、文化等の諸般の施設の配分計畫及人口の理想的分布計畫を綜合的に考へて國土の綜合的な保全利用開發の計畫を樹立せんとするものである。尤も國土の利用開發といふても唯功利的な氣持で國土を利用するといふのではなく飽くまで國土愛の精神から出發し國土を完成して

ゆくといふ心構へを以て總べての計畫を策定してゆかねばならないことは勿論である。

計畫の種類は自ら日滿支三國を通ずる計畫と皇國の領域に關する計畫との二つに大別されることとなるが之等の計畫を行ふためには内地に於ける人口の包容限度とか、食糧自給の限界とかいふ極めて基本的な問題にまで入つて研究を遂げねばならぬし、亦、工業地帯の配分造成の問題とか、これと動力給源、用水、勞働力、各種交通施設との關聯とかいふ具體的な問題にまで計畫を進めねばならない。

國土計畫の仕事は今後計畫を進めるに從つて極めて廣汎多岐に互ることとなるものと思はれるが之に就いては滿支兩國の協力に依り、また廣く民間の智識と經驗と高邁なる識見とによる協力を得て立派な計畫を作らうと努力したいと考へてをる。

尙、右國土計畫の實施に則應して行はれる地方計畫についても内務省計畫局に於て其の立案を急いでゐるが、全國を北海道、東北、關東、東海、北陸、近畿、中國、四國、九州の九地區に分割し、各地域毎に適切な産業分布及び之に伴ふ聚落配置、電力燃料等の供給その他諸般の交通計畫を實施せんとするもので、更に都市膨脹の規制、綠地地域の設定等にも及んでゐる。昭和十五年九月末現在の地方計畫制度要綱(試案)を掲ぐれば次の如くである。

地方計畫制度要綱

(昭和十五年九月末現在内務省計畫局試案)

我國近時に於ける交通經濟の顯著なる發達は工業の

急激なる發展集中、大都市の無統制なる膨脹、人口及各種施設の偏在を招來し國防、經濟、人口、社會等の見地より憂慮すべき現象を露呈しつつある現狀に鑑み國土計畫に則應し各地方の合理的發展を圖り以て國土の綜合的利用開發を期する爲各單位地域に於ける産業、聚落及重要施設の配分に關する地域綜合計畫を樹立すること

一、地方計畫區域

全國を數地方に區劃し地方計畫區域を形成すること

二、地方計畫機關

(一) 地方計畫は地方計畫委員會の意見を徴し内務大臣之を決定し内閣の認可を受くべきこと

(二) 地方計畫に關する重要事項を調査審議する爲地方計畫委員會を置くこと

(三) 地方計畫に關する専門の事項を調査する爲委員會に専門委員を置くこと

三、地方計畫主要計畫事項

(一) 經濟圈計畫

イ、原料及供給計畫

ロ、製品市場圈計畫

ハ、労働市場圈計畫

(二) 生活圈計畫

イ、消費圈計畫

ロ、通勤圏及勞力供給圏計畫

ハ、文化厚生圈計畫

(三) 産業分布計畫

イ、工業立地計畫

ロ、鑛業立地計畫

ハ、農業立地計畫

ニ、牧畜業立地計畫

ホ、林業立地計畫

ヘ、漁業立地計畫

(四) 聚落配置計畫

イ、大都市疎開計畫

ロ、地方都市開發計畫

ハ、定住地計畫

ニ、文化厚生施設計畫

(五) 地域制計畫

(六) 供給計畫

イ、電力計畫

ロ、燃料計畫

ハ、用排水計畫

(七) 交通計畫

イ、道路計畫

ロ、鐵道計畫

ハ、バス計畫

ニ、港灣及水路計畫

ホ、航空港計畫

ヘ、通信計畫

四、地域制

地方計畫區域内に於て左の地域を設定することを
得ること

(一) 規制地域

都市膨脹規制の爲地域内に於ける工場其の他の施設の設置を禁止又は制限する地域

(二) 緑地地域

緑地保持の爲建築物の建築を禁止又は制限する

地域

(三) 農林地域

農業、林業其の他の原始産業の利便を害する虞ある用途に土地を供することを得ざる地域

(四) 開發地域

土地開發を圖る爲左の方法を講ずる地域

イ、國庫は毎年豫算を以て定むる金額の範圍内に於て其の開發に必要な施設に要する費用又は之が助成に要する費用を補助することを得ること

ロ、地方長官必要と認むるときは土地價格の制限を爲し得ることとし必要な道府縣に土地價格審査會を置くこと

ハ、工業用地若は一團地の建築用地の造成事業又は開發地域の開發に必要な工業にして内務大臣の認定を受けたる事業に必要な土地は之を收用又は使用することを得ること

五、土地用途の統制

地域制の地域外の土地にして一定面積以上のものは内務大臣の許可を受くるに非ざれば之を工場其の他の施設の用途に供することを不得ること

六、地方計畫の事業の實施

地方計畫として決定せられたる事業は一般の行政廳に於て之を實施すること

七、地方計畫に關する調査

行政廳は關係者に對し資料の提出を命じ又は關係ある場所に立入り検査を爲し得ること

八、費用負擔

地方計畫に要する費用は國庫負擔とすること

國民體力審議會の母性及乳幼児體力向上 方策に對する答申

厚生大臣を會長とする國民體力審議會に於ては昭和十五年九月三十日委員の會合を求め「現下の時局に於ける母性及乳幼児の體力向上方策如何」なる諮問案に就いて審議の結果その答申案を決定したが審議會委員氏名及びその答申を掲ぐれば次の如くである。

國民體力審議會

會長 厚生大臣 金光庸夫
委員

- 法制局長官 村瀬直義
- 企畫院次長 小畑忠良
- 内務次官 挾間茂
- 大藏省主計局長 谷口恒二
- 陸軍軍醫中將 三木良英
- 陸軍少將 石本寅三
- 海軍軍醫中將 中野太郎
- 文部次官 菊池豐三郎
- 厚生次官 兒玉政介
- 厚生省體力局長 佐々木芳遠
- 厚生省衛生局長 加藤於菟丸
- 厚生省豫防局長 高野六郎
- 保險院長官 樋貝詮三
- 從二勳一(旭) 桐功三 財部 彪
- 正三勳一 潮 惠之輔
- 從二勳一(旭) 關屋貞三郎
- 從三勳一 伍堂卓雄

臨時委員

- 正三勳一 林 春雄
- 正四勳二 末弘嚴太郎
- 從三勳二 下村 宏
- 津田信吾
- 正三勳二 長與又郎
- 正三勳三 二荒芳徳
- 正四勳二(旭) 小泉親彦
- 正三勳二子 岡部長景
- 正三勳三(旭)子 野村益三
- 從四勳三(旭) 大塚惟精
- 勳三(旭) 金杉英五郎
- 正四勳三(旭) 赤木朝治
- 正四勳三(旭) 湯澤三千男
- 從四勳三 成瀬 達
- 從四勳三 勝田永吉
- 正七勳三 龜井貫一郎
- 正四勳四男 高木喜寛
- 從四勳四 北島多一
- 勳四 井上知治
- 正五勳四 高藤太一郎
- 勳五 血脇守之助
- 勳六 吉岡彌生
- 勳六 加藤完治
- 井上 秀
- 河合龜太郎
- 企畫院部長 中島清二
- 内務省警保局長 藤原孝夫
- 司法省民事局長 坂野千里

幹事

- 司法省刑事局長 秋山 要
- 文部省普通學務局長 中野善敦
- 文部省社會教育局長 田中重之
- 厚生省社會局長 熊谷憲一
- 法制局參事官 井手成三
- 文部書記官 宮崎謙太
- 文部省體育官 小笠原道生
- 厚生省體力局長 佐々木芳遠
- 厚生省衛生局長 加藤於菟丸
- 厚生省豫防局長 高野六郎
- 厚生書記官 野間正秋
- 曾我梶松
- 生悦住求馬
- 物部 黨郎
- 友末洋治
- 市來鐵郎
- 床次徳二
- 厚生事務官 財津吉文
- 鈴木菊男
- 厚生技師 古屋芳雄
- 勝 俣 稔
- 同 重田定正

答申案

大東亞共榮圈を確立するには國家發展の原動力たる母性及乳幼児の體力向上を圖り優秀なる次代國民を多數育成するは其の根本要件なるを以て國の總力を擧げて之が目的達成に邁進せざるべからず

然るに我國の出生率は、大正九年の三六・二を最高として、爾後二十年間一路低下の傾向を辿り、事變前には既に三〇を臺を破らんとし、更に昭和十三年には二六・七への低下を見るに至れり

従つて之が根本對策として出生率引上の爲諸方策を講ずべきは論を俟たずと雖も、現下應急の策としては既に出生せるものゝ死亡防止に全力を盡すべきものと思惟す、然るに我國の死亡率中其の主位を占むるものは實に乳幼児死亡率にして、特に下痢及腸炎に因るものは歐米文明諸國の十倍乃至二十倍に達し居れり斯の如きは人的資源の大喪失を意味するのみならず極めて近き將來の國防上由々しき問題を含むものと謂ひ得べし、茲に於てか國家は速に之が有效適切なる對策を樹立し組織的なる活動に入らざるべからず本會は右の趣旨に鑑み對策攻究の結果左の事項を最も肝要なるものと認めたり

一、人口政策に關する事項

國民人口の質と量との増強を主眼とする人口政策の確立は民族百年の大計に立脚する最緊要なる事項なるのみならず、輒近我國の持續的なる出生率の低下は甚だ憂ふべき實情なるが故に國家は關係諸機關との聯絡の下に速に一大人口政策を樹立實施せざるべからず尙此の際には特に左の事項に留意するを要す

(一) 國民在來の思想動向が出生率の低下に關係淺からざるものある點に留意し思想對策、教育對策の根幹より出發すること

(二) 子女の育成と教育とが多大なる經濟上の重荷とならざるやう多子家庭の保護に就て充分考慮すること

(三) 結婚を困難ならしめ又は之を遷延せしむる諸種條件の是正に努むること

(四) 優生學的觀點より質の問題を考慮すること

二、行政機關及指導機關に關する事項

從來母子保健問題、殊に乳幼児死亡率の引下が充分の効果を奏せざりしは本問題を取扱ふべき行政機關及指導機關が複雑多岐にして而も一貫せる組織を有せず従つて其の聯絡統制上缺陷ありしに基因すと考へらるゝ點少からず故に本對策の實施に當りては先づ之等機關の統合整備を先決條件とす之に關しては特に左の事項を實施するを要す

(一) 人口問題及母子保健問題に關する中央の行政機關を整備擴充すること

(二) 地方廳に於ても中央に準じ人口問題及母子保健問題の主管部課に付て適當に考慮すること

(三) 保健所、保健所設置豫定地區及市町村に母子保健指導機關を設置すること(別掲母子保健指導機關普及計畫參照)

(四) 前項の母子保健指導機關として必要なる指導醫、保健婦の養成を行ふこと

(五) 保健所、健康相談所診療所其の他の醫療保健機關を再檢討し其の統一、整備、普遍化を圖り母性乳幼児保護施設として之を全面的に利用し得るやう考慮すること

三、母性教育に關する事項

結婚、妊娠、育児に關する知識の缺乏は乳幼児の體力低下の原因となること甚だ多き事實に鑑み女學校教育の方法に大改善を行ふと共に母の學校或は母性講習會の如きものを屢々開催し女性に母性教育を

徹底せしめざるべからず母性教育に當りては左の事項に留意するを要す

(一) 教育に際してはなるべく實習的方法を重視し可及的保育所、乳兒院、産院等を利用して具體的知識の涵養に努むること

(二) 妊娠育児に關する迷信を打破すること

(三) 乳兒榮養には母乳榮養の肝要なることを強調すること

(四) 離乳の時期及離乳期の榮養方法に付注意せしむること

(五) 性病特に梅毒に關する知識を與ふること

四、母性及乳幼児の保護に關する事項

速に乳幼児に付國民體力法を實施すると共に母性及乳幼児保護の爲産院、乳兒院、保育所、兒童公園等の整備擴充其の他必要なる各種方策を講じ且つ母性及乳幼児の保健上障礙となる如き慣習等を是正するの要あり此の際特に左の事項に留意するを要す

(一) 母性の社會的公共的活動を求むる場合には時局關係のものに在りても母性保護及育児上荷も障礙を及ぼすが如きことなきやう其の運営指導に各方面の注意を喚起すること

(二) 劇場、映畫館、音樂會、講演會等多衆の混雑する場所に乳幼児を絶對に連行せざるやう一般の覺醒を促し場合に依りては之が取締の方途を講ずること

(三) 勤務婦人の過勞を防止する爲適當なる休養施設を講じ妊娠婦の保護及出産前後の休養等に付て考慮すること

(四) 勤務婦人に對し授乳の時間と設備を與ふるや

う積極的に適當なる方法を講ずること

(五) 母乳の不足せる貧困兒に對しては榮養品の補給を行ふこと

(六) 妊産用品、乳兒用品、乳兒用牛乳、乳製品其の他の榮養品の確保を期すること

(七) 母體の驅働に付速に適當なる方策を樹立實施すること

五、關係團體の活用に関する事項

母性乳幼兒の體力向上は之と關係ある各種團體の協力に依つて初めて其の十全の成果を收め得るものなるが故に諸施策の實施に當りては努めて關係團體を活用すること極めて肝要なり

(一) 母性乳幼兒の體力向上を目的とせる諸團體の統制を圖ると共に其の協力を求め一層活潑なる活動を促すこと

(二) 特に各種婦人團體をして母性乳幼兒の體力向上を其の最も主要なる使命の一と認識せしめ之に關し自發的積極的活動を促すこと

(三) 醫師會、齒科醫師會、藥劑師會、産婆會、看護婦會等の積極的理解と協力を求むること

(四) 關係學會及學術團體の積極的協力を求むること

母子保健指導機關普及計畫

一、各村に保健婦一名及囑託醫一名を置く

二、市及町には人口三萬を單位とし母子健康相談所を置き之に數名の保健婦及囑託醫を置く

三、保健所及同支所に専任の技術官を置き管下の保健婦を指導せしむ

四、保健所未設置個所に於ては保健所設置豫定區域毎

に専門の醫師及指導保健婦を置き管下の保健婦を巡回指導せしむ

厚生省職業部の勞務資源調査

厚生省職業部に於ては昭和十五年年度勞務需給計畫の一部として今年九月都市及農村を通じ勞務資源調査を施行したが、其の調査要綱は次の如く、其の調査表は別掲の如くである。

勞務資源調査要綱

第一 調査の目的

昭和十五年年度勞務動員計畫の圓滑なる遂行を期する爲軍需産業、生産力擴充計畫産業、輸出産業、其他時局産業に供出可能なる者を調査の上之を登録し勞務供出に資するものとす

第二 調査の機關

職業紹介所は道府縣の指揮を承け市區町村長、職業紹介所聯絡委員、勞務動員協議會、職業協會其他關係機關の協力の下に、本調査を行ふものとす

第三 調査の對象

年齢十二歳以上四十五歳未満の男子及年齢十二歳以上三十歳未満の女子にして時局産業に供出可能なる者とす(但し特に前職及技能等の關係を考慮し右年齢以上の者を掲ぐるも差支なきものとす)尙季節的勞務に對する供出及滿洲農業開拓民に付ては本調査より除外するものとす

第四 調査の時期

原則として昭和十五年九月中に之を行ふものとす

第五 登録目標數の設定

一、道府縣は職業紹介所毎に昭和十五年年度勞務動員計畫に基く勞務供出目標數(昭和十五年七月十六日附厚生省發職第一〇一號厚生次官通牒別表)より既に供出せられたる全數の四割及異動勞務者數を控除したる負數を割當つるものとす

二、職業紹介所は道府縣より割當を受けたる數に概ね其の五割を加へたる數を以て其の管轄區域の登録目標數とし之を其の管内の市區町村毎に設定し割當するものとす

右目標數の設定に當りては當該市區町村の從來の供出實績並に特殊事情等を斟酌し給源の偏倚せざる様留意するものとす

第六 調査の方法

一、職業紹介所は市區町村長、町村勞務動員協議會又は聯絡委員、中等學校及小學校當局其他關係者との打合せを市區町村毎に開催し本調査の趣旨徹底を圖ると共に當該市區町村別の登録目標數に基き勞務資源の開拓に付協力を求むるものとす

二、職業紹介所は當該市區町村長をして聯絡委員、勞務動員協議會出席資格者等の中より本調査の擔任者(以下調査擔任者と稱す)を定めしめ且其の調査擔當區域を適宜設定せしむるものとす

三、調査擔任者は夫々調査擔當區域内に於ける就職希望者を勞務資源調査簿(別表様式第一)に登録するものとす

右調査簿は三部宛作成の上市區町村長、職業紹介所、調査擔任者に於て夫々保管するものとす

四、職業紹介所は就職希望者數が登録目標數に達せ

さるときは職業紹介所職員をして當該市町村を巡回せしめ調査擔任者其の他の關係者の協力を得て供出可能者を追加登録するものとす

右追加登録を爲したるときは調査擔任者の擔當區域毎に勞務資源調査簿(別表様式第一)を三部作成し當該區域の調査擔任者、市區町村長、職業紹介所に於て夫々保管するものとす

五、供出可能者の開拓に當りては左記事項に留意するものとす

イ、現に職業に従事せざる者を先づ選ぶこと

ロ、家業の事情より見て轉出を適當と認むる者を選ぶこと

ハ、家事に従事する者なるが轉職するも家業に著

しき支障を來すことなきものを選ぶこと

第七 勞務資源調査簿の整理

調査擔任者は其の調査擔當區域内の勞務状況を常時調査し就職希望者及供出可能者に異動ありたる場合は其の都度調査簿を補正するものとす

職業紹介所は必要に應じ調査簿の照合を爲し之を完備し置くものとす

第八 其他

一、全地域に互り調査すること困難と認めらるる大都市に在りては便宜適當なる數區域を選定し(六

大都市に在りては差當り各區毎に)代表的町内會

若干を選定し最近に於ける市民調査及人口又は職業狀況等に關する統計資料等に依り當該町内居住

者に付調査の上順次全市域に及ぼす如き方法に依るも差支なきものとす

二、職業紹介所は調査實施の概要及別表様式第二に依る管内市町村別並に其の總括表を本年十月末日迄に道府縣に報告するものとす但し前號に依り抽出調査を爲したる市域に付ては市域全般の状況を推計したるものを其の旨附記して報告するものとす

三、道府縣は前號に依る報告を取纏め調査實施の概要及別表様式第二に依る總括表を本年十一月十日迄に厚生省職業部宛二通報告するものとす但し前號に依るものに付ては其の旨附記するものとす

四、本調査實施に當りては地方の實情に應じ適宜調査方法を變更することを爲すものとす

(別表様式第一)

(男) 勞務資源調査簿 (就職希望者) (供出可能者)

昭和十五年九月 日現在

市區町村名	調査者氏名捺印		就職希望地		異動願末					
	現在	希望	内地	外地						
列 一	給源	氏名	世帯主	年齢	前職	現在	希望	内地	外地	
二										
三										
四										
五										
六										
七										
八										
九										

備考 一、陸海軍作業廳要員見込の者に付ては希望職業欄に特に符號を附すること

(別表様式第二)

勞務資源 (就職希望者) 總括表 (市區町村名) (職業紹介所名) (道府縣名)

給源別	男		女	
	二十才以下	二十才以上	二十才以下	二十才以上
(イ) 新規小學校卒業業者				
(ロ) 新規中等學校卒業業者				
(ハ) 物資動員關係等離職者				
(ニ) 農村以外の未就業者 (手助を含む)				
(ホ) 勞務節減可能なる業務よりの轉出者				
(ヘ) 女子無業者				
(ト) 農村未就業者(手助を含む)及農業従事者				
(チ) 其他				
計				

備考 一、就職希望者及供出可能者に付ては夫々別紙とすること

別表様式第一 勞務資源調査簿記入心得

一、本調査簿は就職希望者、供出可能者に付夫々男女別に分ち各々を別冊とし整理するものとす

(調査簿標題の中夫々該當事項以外の文字を抹消し就職希望者(男)、就職希望者(女)、供出可能者(男)、供出可能者(女)の四種の區別を明瞭にし置くこと)

尙本調査簿の用紙の大きさは國定規格B5判とする

二、給源種別欄には就職希望者及勞務供出可能者を左記に依り夫々區分し記入すること尙記入に際しては夫々給源別(左記に依る)に例へば新規小學校卒業者は(イ)の如く記入すること

(イ) 新規小學校卒業者

本年三月に小學校を卒業し又は修了したる者の中未就職者若は家事従事者に付記入すること

(ロ) 新規中等學校卒業者

本年三月に男女中等學校を卒業し又は修了したる者の中未就職者若は家事従事者に付記入すること

(ハ) 物資動員關係等離職者

物資動員、消費節約、奢侈品製造販賣禁止等に因る事業の縮少又は廢止の爲に離職したる者又は離職の虞ある者に付記入すること

(ニ) 農村以外の未就業者(手助を含む)

都市に於ける未就業者或は家事従事者等に付記入すること

但し右に該當する者の内本年三月學校卒業者に付ては夫々(イ)(ロ)に記入すること

(ホ) 勞務節減可能なる業務よりの轉出者

軍需産業、生活必需品産業、運輸通信業等時局産業(大體青少年雇入制限令第三條第二號に於て指定された産業)以外の諸産業の従事者にして時局産業に轉出可能なる者に付記入すること

(ヘ) 女子無業者

未婚の女子にして現在他に就職せず若は家事の手傳を爲し居るに止まる者等の中就職可能と認めらるる者に付記入すること

(ト) 農村未就業者(手助を含む)及農業従事者

農村未就業者、若は單に手助程度の仕事に従事するに止まる者等の中就職可能なる者、又は現に農業に従事し居るも各種の勞力調整方法を講ずることに依り轉出可能なる者に付記入すること但し右に該當する者の中本年三月卒業したる兒童生徒に付ては夫々(イ)(ロ)に記入すること

(チ) 前各項の給源に該當せざるものを記入すること

三、年齢欄には數へ年を以て區分し記入すること

四、前職欄には前職のあるものは其の職業名を(數回轉職せる者に付ては最終に従事せる職業に依る)前職なき者は「ナシ」と記入すること

五、學歷欄には最終學歷を記入し小卒、高小卒、中退、中卒等に區分し記入すること

六、就職希望地欄中の隣接地、遠隔地の區分は大體縣内、縣外の區分に依ること

七、異動願末欄には本調査實施後に於て疾病、傷痍、應召、入營、移植民、就職其の他の事由に依り供出不可能と爲りたる者に付異動事由及當該異動事項を

生じたる年月日を記入し尙就職者に付ては當該者の番號欄に○印を朱書し就職先、職業名、其の就職徑路を附記すること

(就職徑路は職業紹介所の紹介、營利職業紹介、縁故、募集、新聞廣告、其の他等に分類し記入すること)

昭和十四年十二月末現在の關東州戸口統計

昭和十四年十二月末現在の關東州人口並に大連、旅順兩市の人口は次の如く、關東州の總人口は明治三十八年末の三十七萬四千より明治四十年末には、四十萬臺に、大正元年には五十萬臺に、昭和八年末には百萬臺に増大、昭和十四年末に於て百二十七萬を越ゆるに到つてゐる。

昭和十四年十二月末現在の關東州戸口統計

昭和十四年十二月末 前年末に比し増減

全戸數 二四三、七三六 (+) 八、一三一

總人口 一、二七三、五三六 (+) 四七、九五六

男 七三六、九三一 (+) 二五、六四二

女 五四六、五九五 (+) 二二、三二四

内地人 一九〇、一〇七 (H) 九四一八

朝鮮人 四、八二六 (H) 三三〇

滿洲人 一、〇七六、九〇八 (H) 三八、二九五

外國人 一、六八五 (H) 八七

又、民籍又は國籍別に男女人口の割合を見ると次の如くである。

總計 女百に付男 一三三・〇
内地人 // 一一二・六
朝鮮人 // 一一七・七

滿洲人 一三三、七二二
 外國人 九八、二二

尙、同じく昭和十四年十二月末現在の大連、旅順兩市の人口は次の如くである。

大連市

人 口 女百に付男

總 數 五七二、三三三 一七二・三

内、内地人 一六九、九五三 一二・四

朝鮮人 四、三五八 一二・六

滿洲人 三九六、三七一 二二〇・九三

外國人 一、五五〇 一〇〇・五

旅順市

人 口 女百に付男

總 數 三三、二三五 一三八・九

内、内地人 一二、四九九 一〇九・七

朝鮮人 一四六 四七・五

滿洲人 二〇、五七六 一六二・二

外國人 一四 七五・〇

昭和十四年十二月末現在滿洲帝國

戸口統計

滿洲帝國政府の發表になる康徳六年(昭和十四年)十二月末現在の滿洲帝國戸口統計の中主要なる數字を掲ぐれば次の如くで、總人口四千萬突破も近きを思はしめる。

昭和十四年十二月末	前年末に比し増減
全戸數	(+) 一三七、〇九六
總人口	(+) 八三〇、三八六
内、男	(+) 四七〇、三三六
内、女	(+) 三六〇、〇五〇

女 一七、九三三、〇六九 (+) 三六〇、〇六〇
 内、滿洲人 三七、五八一、八三三 (+) 六〇二、三七八
 朝鮮人 一、二六二、二二七 (+) 一〇五、八一九
 内地人 六四二、三五六 (+) 一二〇、一六七
 外國人 六七、七二〇 (+) 二、〇三二

尙、康徳五年(昭和十三年)十二月末現在人口五萬以上の滿洲帝國主要都市人口を掲ぐれば次の如くである。

滿洲帝國主要都市、市街地人口

(昭和十三年十二月末現在)

都邑名	總人口	内、日本内地人	總人口千人に付
新京特別市	三七八、二四二	八二、二一七	二七・二
吉林省	一三一、一三三	一〇、九二五	八・三三
扶餘	五五、〇一八	一五・八	二・八
齊齊哈爾	九七、四五五	九、五六〇	九・一
佳木斯市	七六、八一三	五、八五三	七・六二
牡丹江市	一〇一、九三六	一四、九五二	一四・六七
哈爾濱市	四六〇、二〇六	二八、二三八	六・四
雙城	五二、五五三	二〇〇	三・八
奉天市	八一〇、四六五	一〇〇、八二二	一二・四四
撫順市	二二一、四三三	二七、九三四	一二・六一
本溪湖	七〇、八五三	四、六八八	六・六二
遼陽市	九二、五五八	五、一七五	五・五九
鞍山市	一三七、一五四	三一、五四五	二二・〇〇
營口市	一五九、六六〇	五、五九九	三五・一
鄭家屯	五〇、二〇九	九九一	一九・七
四平街	五六、一一二	七、〇三五	一二・五四
錦州市	一〇八、二二〇	九、八九七	九・五

大獨逸の總人口

ポーランドの國家的崩壊と獨逸協定による其の勢力圏の決定後、獨逸は其の一部を獨逸領に編入すると共に行政區劃の變更も行ったが、之に先立ち既に獨逸本國へ編入されたる舊ダンチヒ自由市と併せて獨逸は約一千萬の人口を加へ、ポーミア及びモラビアの兩保護領を除く總人口は約九千萬に達するに到つた。獨逸統計局の公表になる其の數字を掲ぐれば次の如くである。(Wirtschaft u. Statistik Nr. 12. 1940)

獨逸東部地方の新區劃別面積及人口

全	面積 (單位方里)	人口
獨逸領となれる東部地方	六八、一六〇	八、九六六、〇〇〇
内、舊ダンチヒ自由市	一、八九三	一〇、〇三五、〇〇〇
舊波蘭領	九一、九七四	九、六二七、〇〇〇
舊波蘭	三八九、四三七	三二、一四三、〇〇〇
獨逸領となれる地方	一八八、一八五	二〇、二一九、〇〇〇
占領中の波蘭領	九一、九七四	九、六二七、〇〇〇
スロバキア領となれる地方	五八六	二七、〇〇〇
聯邦勢力圏	二〇二、二五二	二一、九二四、〇〇〇
内、リトワニア領となれる部分	六、七〇四	四二六、〇〇〇

(1) ポーミア及モラビア(面積四八、九五九方里、人口約七百萬)を除く。(2) メーメル地方を除く舊獨逸領は一九三九年五月一七日の國勢調査(速報定住人口)、メーメル地方は編入人口、舊ダンチヒ自由市は一九二九年八月一八日の人口調査、舊ポーランドは一九三一年一月九日の人口調査、オイペン、マルメラー及びモレスネーは一九三〇年二月三十一日の人口調査に依る。

獨逸に於ける官吏俸給令第一四條(子供手當としての割増俸)の改正

一般多子家族に對する子供手當は、多子家族に對する Kinderbeihilfen としてナチス人口政策の主要な一支柱をなすものであるが、特に官吏に對しては之に平行して別途の方策が講ぜられてきた。一昨三八年七月二十七日公布の規則がその最後のものであつたが、今年一九四〇年一月二十九日には更に一段と人口政策的改善が企てられ、一九二七年一月一六日公布の官吏俸給令第一四條はこゝにその内容を一新することとなつた。いまその大要を述べれば以下の如くである。因に左記摘要は本研究所北岡企畫部長の質問に對する獨逸大使館ノイラト氏の回答によるものである。

- 一、官吏はその公生子女の凡てに對して彼等が滿二十四歳に達する迄の間子供手當としての割増俸 Kind-erzuschläge を受けとる。その金額は毎月
 - 第一子に對しては 一〇ライヒスマルク
 - 第二子 〃 二〇 〃
 - 第三子 〃 二五 〃
 - 第四子及びそれ以後の子女に對しては (各)三〇 〃

である。この割増俸を受けとる前記條件が失はれた場合には、順次に前表中の最低率が除かれてゆく。即ち子供手當としての割増俸の適用に當つては前に之を支拂はれたことのある凡ての子女を同時に算へるわけである。

二、認知された私生子女、養子、當該官吏の家庭に引きとられたる繼子女、或は私生子女にして當該官吏がその父親たることの確認せらるゝ場合及び當該官吏が

その子女を自己の家庭に引きとれる場合又はその他の方法によりその子女を扶養し居ることの確認せらるゝ場合、乃至は特に婦人官吏が母として之を獨力扶養せざるを得ざる場合はみな公生子女と同等に取り扱はれる。

三、滿十六歳より滿二十四歳までの子女に對する子供手當としての割増俸はその子女が就學中であるか或は一定の職業に將來有給となる條件にて見習中にして且つその子女の月收四〇ライヒスマルク以下の場合にのみ與へられる。

就學又は職業見習の終了がアルバイトデイーンスト或は兵役義務の爲に滿二十四歳を超える場合は前掲第一項中の年齢制限は之に相應する期間だけ延長せられる。以上

尚、以上の改正俸給令を二昨三八年九月二十七日の公布規則と較べてみるとその人口政策的改善の跡は極めて顯著で、第四子に對する割増俸は月五ライヒスマルクの増額となり、又多數の子女が生長して順次に本割増俸給與の條件を變へてゆく場合之に應じて順次その最低率分を落してゆくようになった。更に就學又は職業見習中の子女に對しては年齢制限を滿二十四歳まで延長されたことも改善の一つといへよう。なほ從來はその子女滿十六歳を過ぎて後にもこの割増俸給與に與り得るにはその子女の月收三〇ライヒスマルクを超えざることとを條件としてゐたが、今般の改正は之を月四〇ライヒスマルクに引き上げたわけである。

米國人口協會第八次年會の開催

米國人口協會の第八次年會は本年五月ノース・カロライナ大學で開催され、「現下の人口問題調査」に就い

て討議されたが、同會議席上 A. J. ロトカが The Trends of the Birth Rate by Age of Mother and Order of Birth なる題下に發表した一九二〇—三七年間に互る全國出生率の分析によると、出生率の底を備いてゐた一九三三年以後、第一子の出生は一九二五年以來未曾有の増加を見せてゐる。之は婚姻數の増加を證明するものだが、それは同じく第二子の出生に於ても一九三三年以來決定的な増加を見せてゐる事實に見ても明らかである。第三子出生の低減傾向も停止され、本調査の取扱へる最後の二ヶ年は第三子出生數は殆んど同一状態に停止してゐる。

また同じく同會議席上 P. K. ウェルブトンは Future Trends and Differentials in Profricacy Distribution なる論文に於て避妊の實行が出生率低下の主因をなすとの通説に對し、凡ての夫婦が出産を忌避してゐるわけでないことを明らかにし、大多數の夫婦は單に結婚と第一子出生との間の期間を延長し又その後の子供の數を制限しようとして望んでゐるに過ぎないと主張してゐる。

前號正誤及訂正

△九一頁下段第一五行「之に對し獨逸は一九三九年五月十七日現在で……」は之に對し獨逸はザール地方再歸屬以前の面積四六八、六二〇方浬、この地域内の人口は一九三九年五月十七日現在で……」の誤り。同じく第二〇行「ボヘミア・モラヴィアの新保護領までも加へて」の前に「ザール地方、チエス・ストリ、ズデーテン獨逸地方、メーメル、ダンチヒ自由市、再歸屬の舊ポーランド領及びオイペン、マルメチ、モレスネ等の新領土と更に」を挿入。

△九二頁「第三表」中世界總人口「二、一六七(百萬)は、二、一六九(百萬)」の誤。獨逸人口の世界人口に對する百分比「四・六」であるは原典の誤植の如し。計算の結果は「四・一」なる。

△九四頁中段第一四行「毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保するには」を「毎年七十五萬五千の將來二十歳男子を確保し得る爲には」と訂正。